



広島大学文学部紀要
第四四卷特輯号一

(一九八四年二月)

『列女傳』注釈及び解説Ⅱ
下見隆雄

『列女傳』注釈及び解説Ⅱ 目次

下見隆雄

○賢明

一、周宣姜后	四
注	四
二、齊桓衛姬	九
注	九
三、晉文齊姜	一三
注	一三
四、秦穆公姬	二五
注	二五
五、楚莊樊姬	三二
注	三二
六、周南之妻	四三
注	四三
七、宋鮑女宗	四九

注.....四九

八、晉趙衰妻.....五七

注.....五七

九、陶蒼子妻.....六三

注.....六三

一〇、柳下惠妻.....六七

注.....六七

一一、魯黔婁妻.....七四

注.....七四

一二、齊相御妻.....七八

注.....七八

一三、楚接輿妻.....八一

注.....八一

一四、楚老萊妻.....八六

注.....八六

一五、楚於陵妻.....九一

注.....九一

○仁智

一、密康公母.....九七

注	九七
二、楚武鄧曼	一〇一
注	一〇一
三、許穆夫人	一〇五
注	一〇五
四、曹僖氏妻	一一三
注	一一三
五、孫叔敖母	一一九
注	一一九
六、晉伯宗妻	一二四
注	一二四
七、衛靈夫人	一三〇
注	一三〇

一、周宣の姜后

周宣の姜后は、齊侯の女なり。賢にして徳有り。事 礼に非ざれば言はず。行 礼に非ざれば動かさず。宣王 嘗て早く臥して晏く起く。后夫人 房を出でず。姜后 簪珥を脱して、罪を永巷に待つ。其の傅母をして言を王に通ぜ使めて曰く、妾の不才、妾の淫心 見はる。君王をして礼を失し晏く朝せ使めて、以て 君王の 色を楽しみて徳を忘るるを見すに至る。夫れ苟も色を楽しめば 必ず奢を好み欲を窮む。乱の興る所なり。乱の興るを原ぬるに、婢子従り起る。敢へて婢子の罪を請ふと。王曰く、寡人不徳にして、に衷自ら過を生ず。夫人の罪に非ざるなりと。遂に姜后を復して 政事に勤め、早に朝し晏く退く。卒に中興の名を成す。君子謂ふ、姜后 威儀に善にして徳行を有すと。夫れ礼に、后夫人 君に御るに、燭を以て進みて君所に至る。燭を滅して房中に適く。朝服を脱ぎ、褻服を衣て、然る後に進みて君に御る。雞鳴きて、楽師 鼓を撃ちて以て旦を告ぐれば、后夫人 佩を鳴らして去ると。詩に曰く、威儀 抑抑、德音 秩秩と。又た曰く、濕桑 阿たる有り、其の葉 幽たる有り、既に君子を見れば、德音 孔だ膠しと。夫れ婦人 色を以て親しみ、徳を以て固くす。姜氏の徳行 孔だ膠しと謂ふ可きなり。

頌に曰く、嘉なる茲 姜后、厥の徳 孔だ賢。礼に由りて動作し 周宣に 匡配す。過を引きて推譲し、 宣王 焉を悟る。夙夜道を崇くし、中興の君と為る。

〔注〕

①梁注は、『文選』（卷一一）景福殿賦注引には、「女」の下に「宣王之后」があると指摘する。王注はこの四字が脱したと見ている。他伝の例からすれば有るのが妥当であるが、脱したと言うべきか否か断じ難い。

『竹書紀年』宣王七年に、「王命樊侯仲山甫城齊」とある。雷學淇『竹書紀年義證』は、「此時齊侯乃厲公無忌之四年、劉向列女傳曰、宣姜者、齊侯之女、宣王之后、然則厲公非王之外舅、即后之昆弟、此城齊之命所由来

也。」と述べている。尚、『詩』大雅・烝民の「毛傳」に「仲山甫樊侯也」とあり、「毛序」に、「烝民、尹吉甫美宣王也、任賢使能、周室中興焉」とある。『詩三家義集疏』は、王質『詩總聞』の説によって築城の時にについて次の如く述べる。『史記』齊世家に、「厲公暴虐、……齊人乃立厲公子赤為君、是為文公、而誅殺厲公者七十人」とある。これが周宣王の世にあたり、これが即ち築城の時にあたる。恐らく、この齊国の混乱を平定するために城を築いたものと思われる。この場合の具体的な方略は仲山甫から出たものであろうが、『史記』がその記録を失したものであろうと言う。以上確かな説とし得る部分は少ないが、『竹書紀年』の記載と『詩』の烝民には関連があると見て良からうし、これらの事柄との関連の中で、宣王と姜后との縁結びがあつたらうとは想像されて良いであらう。

② 蕭注引曹元忠は、『類聚』（卷十五、后妃）・『初學記』（卷十・皇后）引の曹植「賢明頌」に、「於鏤姜后、光配周宣、非義不動、非礼不言云々」とあるのはこの伝の文に本づいたものであろうから、今本のこの伝に「行非礼」とあるのは、曹植の頌に「非義不動」とあるのに依つて、「行非義」に改めるべきであらうと言う。これに対して陳衍は、この頌を見ると、「由礼動作」と言っているだけで、「義」字に関することは見えないと言う。改字説に対して、直ちには賛成し難い態度を暗に示している。陳説が是である。

③ 「宣王」は、卷五節義の「魯孝義保」に見える他に、卷七孽嬖の「周幽褒姒」に見える。『毛詩』に見える宣王は英主として扱われるのに、『國語』に見える宣王には逆に失徳の多いことについて、崔述『豊鎬考信録』は、理由を次のように論じている。即ち、両書の性格が本来この様な両面を見せるものになつてゐること、又、宣王自身、始めは政に努めたが、終りには失政が多かつたことをも反映したためと言う。なるほど『毛詩』に依れば、「小雅」六月、采芑、車攻、吉日、「大雅」崧高、烝民、韓奕、江汉、常武等は宣王を美めたものと言われる。ところが『國語』周語上にはその失政を明確に指摘している。ところでこの宣姜后の伝が依拠する資料はい

ずこに出るかについては詳かにできない。しかもしこの伝の話が劉向の筆に生まれた話であるとすれば、『詩』における宣王賛美の詩を、その精神的典拠と見ても良からう。

「嘗」について、「四部叢刊」・「文選樓叢書」本では「常」に作る。歐氏『校證』は、『文選』景福殿賦注、『後漢書』皇后紀論注、『書鈔』二五、『御覽』一三五引には「嘗」に作ると指摘し、「常」「嘗」古通であると言う。

「早」について、梁注は、『後漢書』后紀論注・崔琦伝(文苑)注・『文選』(卷一一)注・『御覽』皇親部(一三五)引には、「夜」に作ると指摘する。王注は『御覽』を見落としているが、「早臥」に作るのは非であると断定する。歐氏『校證』も、「今本譌」と言い、以上各引には「臥」の下に「而」が有るが「今本脱」と言う。各氏の指摘尤もであるが、今本のままでも意は通じるので、今このまま読んでおく。

④王注は、簪は笄、珥は瑱であるとし、『後漢書』皇后紀論注引には、「姜后」の下に「既出酒」の三字が有ること、「文苑(崔琦)」伝引には「既出」の二字は無く、「乃」字が有ることを指摘し、ここには脱すると言う。梁注は、『文選』・『御覽』引にも同様に、「既出酒」の三字が有ると追加している。歐氏もやはりこの三字は脱したものと見ている。有る方が読み易いことは確かであるが、今一応今本のままに読んでおく。

⑤「永巷」について、王注は『文選』景福殿賦(卷一一)注引の注に、「永巷、堂塗、是也」とあるのを引き、漢制では宮中の署名とされているが、周代ではどうかについて未聞であったので、曹注は堂塗と考えたのであると推定している。梁注は、王注と同じく『文選』注を引き、更に『後漢書』皇后紀(賈貴人)注の「永巷、宮中署名也、後改爲掖庭、(永巷宮人、即官婢也)」を引いている。蕭注は、『爾雅』釋宮の「宮中術謂之壺」と郭璞注「巷、閣間道」、「堂塗謂之陳」と郭注「堂下至門徑也」などに注目し、又、『詩』(小雅)巷伯の伝(鄭注)に、「奄官、掌王后之命、於宮中爲近、故謂之宮伯(鄭注には「巷伯」に作る)とあり、「正義」には、王肅の「今後宮称永巷、是宮中道名也、」とするのを引くなど、いずれも曹注と合するものである。だから『後漢書』の注に拠

るのは誤りであると論証している。今いずれが是とも決し難いが、王・蕭注に分がありそうである。

⑥ 梁注は、「妾」の下に、旧本は「之」字を衍する。『後漢書』・『文選』の注（前注を参照）引に依って刪したと言う。歐氏も『御覽』一三五引にも「之」字が無いことを指摘し、やはり衍字とする。「四部叢刊」・『文選樓叢書』本及び王注本には、「之」字がある。梁注が「之」を衍字とする根拠は明確とは言えない。引用する書の注の方が時代が古いから、文字そのものも必ず原本に近いと言いつ得るのかどうか疑問ではないか。「之」字はここに有ってもおかしくない字である。下の「妾之淫心」と対応する句と見れば、「妾之不才」とある方がむしろ整った表現ではあるまいか。それに「之」字を刪ると、「妾」字が続いてすぐ登場するのがかえっておかしな表現という印象を強くするではないか。現に『後漢書』注には、「妾不才淫心見矣」の如く示しているのである。だからここは、やはりもとに戻してながめる必要があるだろう。即ち対応する句が連なつたと見れば、「妾之」が続くことがむしろ逆にふさわしいとさえ思えてくるし、「不才」・「淫心」は対等に連なる語と見る方が、後の言葉の内容が整って伝わってくるのである。そこで今、ここは敢えて旧本や王注本の姿に戻して読んでおく。

⑦ 梁注は、『後漢書』注引には、「朝」を「起」に作ると指摘する。しかし「朝」の方がむしろ良い。

⑧ 歐氏は『御覽』一三五には、「王」の下に「之」が有ると言う。

⑨ 梁注は、『文選』東京賦注引には、「好奢必樂、窮樂者乱之所興」とあり、今本と異なることを指摘している。蕭注は、曹元忠の指摘を引いて、『儀禮經傳通解』内治篇引には、「好奢」の下を「好奢必窮樂、窮樂者乱之所興也」と補っているとす。しかし直ちに従うことはできない。この一句に舌足らずの感があることは確かである。本来「樂色必好奢、好奢必窮欲、窮欲乱之所興也」とでもあったものが、欠落したのだとも考えられる。しかし断定はできない。

⑩ 蕭注は、「婢子」について、『禮記』曲禮下篇より、「自世婦以下自称曰婢子」を引く。又、曹元忠の指摘を引く、

即ち『通解』引では、下に「嬖子生乱当朗其辜」の八字が有ると言う。

⑪ 梁注は、『後漢書』（皇后紀）注引には、「嬖子之」の三字無く、「惟君王之命」の五字が有ることを指摘する。曹元忠も、『通解』引にも「惟君王」の句が有ると指摘している。

⑫ 梁注は、『後漢書』注引には、此の三句は、「寡人之過、夫人何辜、」の八字で表現してあることを指摘する。尚、「四部叢刊」本は「生過」を「有過」に作る。

⑬ 曹元忠は、『通解』引には、この下に「継文武之迹、興周室之業」の二句が有ることを指摘する。しかしこの二句がそのまま入ると、整いすぎの感がある。原本に存在したものでどうかいささか疑問である。尚、『後漢書』注引は、この部分を、「遂勤政事」の四字でまとめている。

⑭ 曹氏は、『通解』引には、この下に「為周世宗」の四字が有ると言う。

⑮ 「夫礼」以下、『尚書大傳』（『毛詩』召南、小星疏引）に、「古者、后夫人將待君前、息燭後、拳燭至於房中、釈朝服、襲燕服、然後入御於君、鷄鳴、大師奏鷄鳴於階下、然後夫人鳴佩玉於房中、告去、」とある。又、『後漢書』明帝紀（八年）の注に、「薛君韓詩章句曰、詩人言雖鳩貞絮慎匹、∴故人君退朝、入于私宮、后妃御見有度、応門擊柝、鼓人上堂、退反宴処、体安志明云々」とある。王・梁注共に、『尚書大傳』では、「佩」下に「玉」が有ることを指摘している。尚、「齊孝孟姬」（卷四貞順）に「進退則鳴玉環佩」とある。

⑯ 『毛詩』大雅、假樂に、「威儀抑抑、德音秩秩」とある。尚、『說苑』脩文篇にもこの詩句を引いて、「凡從外入者、莫深於声音、変人最極、故聖人因而成之以徳曰樂、樂者徳之風、詩曰、威儀抑抑、德音秩秩、謂礼樂也、」と言う。

『毛詩』小雅、隰桑に、「隰桑有阿、其葉有幽、既見君子、德音孔膠」とある。

二、齊桓の衛姫

衛姫^①は、衛侯の女にして、齊の桓公の夫人なり。桓公 淫楽を好む。衛姫 之れがために鄭衛の音を聴かず。桓公 管仲・甯戚を用ひて、霸道を行ふ。諸侯 皆 朝するに、而るに衛独り至らず。桓公 管仲と衛を伐つを謀る。朝より罷りて聞を入る。衛姫 桓公を望見して、簪 珥を脱ぎ、環佩を解き、堂を下りて再拜して曰く、願はくは 衛の罪を請はんと。桓公曰く、吾 衛と故無し。姫 何ぞ請ふやと。対へて曰く、妾 之を聞く、人君に三色有り、顕然として喜樂し、容貌の淫楽なる者は、鐘鼓・酒食の色なり。寂然として清静、意氣の沈抑なる者は、喪禍の色なり。忿然として充満し、手足の矜動なる者は、攻伐の色なり。今 妾 君を望むに、拳趾高く、色 厲しく音 揚る。意衛に在るなり。是を以て請ふなりと。桓公許諾す。明日 朝に臨むに、管仲趨進して曰く、君の朝に蒞むや、恭にして気下り、言は則ち徐なり。伐国の志無し。是れ衛を積すなり。桓公曰く、善しと。乃ち衛姫を立てて夫人と爲し、管仲を号して仲父と爲して、曰く、夫人 内を治め、管仲 外を治む。寡人 愚なりと雖も 以て世に立つに足ると。君子謂ふ、衛姫 信にして行有りと。詩に曰く、展に之の如き人 邦の媛なりと。

頌に曰く、齊桓の衛姫、忠款 誠信なり。公 淫楽を好み、姫 為めに脩身す。色を望みて罪を請ひ、桓公 焉を加す。厥れ内を治め使め、立てて夫人と爲す。

[注]

①王注は、『文選』（卷五六）女史箴注引には、「齊侯衛姫者」に作る。ここは首の二字を脱すると言う。梁注も同じ。王・梁注は一見尤もな指摘と思われるが、『列女傳』に於ける書き出しの例を良く見ていないことと、いたずらに諸書引の断片に信を置きすぎるところからくる誤解がある。もともと前伝の様に、「周宣姜后者」で始ま

れば、これは「齊侯之女也」と応ずるのが普通の型で、この場合はこれを更に「某王之夫人也」と結ばなくても良い。この「衛姫」には、上に「齊侯」又は「齊桓」が無いのが本来の型であるからこそ、「衛侯之女」の下に「也」字が無く、下の「齊桓公之夫人也」まで続いて、出身とだれの夫人であるかが語られているのである。次の「晉文齊姜」は後者の例であるし、「晉趙衰妻」は前者の例にあたる。必ずしもこの決まりきった型ばかりで分類しきれるとは言えないが、他にもこの二例で区別できるものは多い。この伝で初の二字が脱すると考えるのは誤りである。

『左傳』僖公一七年に、「齊侯之夫人三、王姫・徐嬴・蔡姫、皆無子、齊侯好内、多内寵、内嬖如夫人者六人、長衛姫生武孟、少衛姫生惠公、……雍巫有寵於衛恭姫、因寺人貂以薦於公、亦有寵、公許之立武孟、」とある。ただしこの資料からは『列女傳』の衛姫の話に直結するものが見出せない。この話は異なった系統の資料に出るのであろう。しかしそれにしてもその原資料にかなりの作者の筆が加わってこの『列女傳』の話はできあがったのであろう（注④参照）。

②王注は、『文選』注引には、「曹大家曰、衛國作淫佚之音、衛姫疾桓公之好是、故不聽以厲桓公也、」とあることを指摘する。梁注は、この他に『後漢書』列女傳（周郁妻）を掲げ、その注には、「齊桓公好音樂、衛姫不聽五音、以諫公」とあり、今本と異なる述べている。ところが、「文苑」伝崔琦の注には、「齊桓公好淫樂衛姫不聽鄭衛之音、」とある。注に引用する文章は必ずしも原本に忠実とは言い切れない場合があるのがこれでもわかるであらう。

③王注は、「閨」は、宮中の小門であると言う。蕭注は、『説文』より、「閨、特立之戸、上闔下方、有似圭、」を引く。

④蕭注は、『淮南子』（説山訓）より、「衛姫之請罪於桓公」を引き、注を紹介する、即ち「衛姫、衛女、齊桓公夫

人也、桓公有伐衛之志、衛姬望見桓公色而知之、故請公殺贖衛之罪也、」とある。これに依れば、この話のもともなるものが既に存在したと考えて良いであろう。そして実は『呂氏春秋』精諭篇にこの話のもとになったらしい話が見える。即ち、「齊桓公合諸侯、衛人後至、公朝而与管仲謀伐衛、退朝而入、衛姬望見君、下堂再拜、請衛君之罪、公曰、吾於衛無故、子曷為請、对曰、妾望君之入也、足高气強、有伐国之志也、見妾而有動色、伐衛也、明日君朝、揖管仲而進之、管仲曰、君舍衛乎、公曰、仲父安識之、管仲曰、君之揖朝也、恭而言也徐、見臣而有慙色、臣是以知之、君曰、善、仲父治外、夫人治内、寡人知終不為諸侯笑矣、桓公之所以匿者不言也、今管子乃以容貌音声、夫人乃以行步氣志、桓公雖不言、若暗夜而燭燎也、」とある。

⑤この部分に類似のものが、固有名詞をいささか異にして他書に見える。『呂氏春秋』重言篇に、「齊桓公与管仲謀伐莒、謀未発而聞於国、桓公怪之、曰、与仲父謀伐莒、謀未発而聞於国、其故何也、管仲曰、国必有聖人也、…東郭牙至、…管子曰、子邪言伐莒者、对曰、然、管仲曰我不言伐莒、子何故言伐莒、对曰、臣聞、君子善謀、小人善意、臣竊意之也、管仲曰、我不言伐莒、子何以意之、对曰、臣聞、君子有三色、顯然喜樂者、鐘鼓之色也、湫然清靜者、衰絰之色也、艴然充盈、手足矜者、兵革之色也、日者臣望君之在台上也、艴然充盈、手足矜者、此兵革之色也、君眩而不險、所言者莒也、君拳臂而指所当者莒也、臣竊以慮諸侯之不服者、其惟莒乎、故臣言之、」とある。桓公の举措からその意を見ぬいたこと、『列女傳』のこの辺りの話は、前注④の『呂氏春秋』の話とこの東郭牙の話とを原資料として劉向がこれを合成したものと考えて良いであろう。この話は、『管子』小問篇・『韓詩外傳』卷四・『說苑』權謀篇・『論衡』知實篇などにも、多少の異同はあるが、収められている。⑥前注④の『呂氏春秋』では、「見妾而有動色、伐衛也」とある。東郭牙の話にも、「口開而不闕、是言莒也、拳手而指、勢当莒也」(『管子』小問篇より。「東郭郵」に作る)とある。いずれにも意中を具体的に推理し得る素材とされる桓公の様子が手おちなく語られているが、『列女傳』のここには、伐国の志をうかがうに足る桓公の動

作については語っているが、その対象が偏に特定される彼の動作について語り落とされている。即ち『呂氏春秋』の「見妾云々」に相当する部分が無いのである。王注も既にこのことを指摘して、「此有闕脱、而意未完善、宜補正之」と言っている。しかしこの部分は欠脱したというよりも、もともと『呂氏春秋』の「三色云々」に目を奪われて、作者がこの部分をつい見落としたと見るべきではあるまいか。

⑦『毛詩』邶風、君子偕老に、「展如之人兮、邦之媛也、」とある。この伝にはこの下に「此之謂也」がない。

⑧王注は、「加」は「嘉」に作るべきであると言う。梁注は「加」「嘉」は古通と言う。

三、晉文の齊姜

齊姜は、齊の桓公の宗女にして、^①晉文公の夫人なり。初め、文公の父 獻公、驪姫の譖を納れ、太子申生を殺す。文公 公子重耳と号す。舅犯と狄に奔る。齊に適く。齊の桓公 宗女を以て之に妻す。之を遇すること甚だ善し。馬二十乗有り。將に齊に死せんとす。曰く、人生は安樂のみ。誰か其の他を知らんと。子犯 文公の齊に安んずるを知る。行かんと欲して之を患ふ。從者と桑下に謀る。蠶妾 焉に在り。姜姜氏に告ぐ。姜之を殺す。而して公子に言ひて曰く、從者 將に子を以て行かんとす。聞く者ありて吾曰に之を徐く。公子必ず從ひて、以て式ふ可からず。式へば命を成す無し。子 晉を去りて自り、晉に寧歲無し。天未だ晉を亡さず。晉國を有つ者、子に非ずして誰ぞ。子其れ之を勉めよ。上帝 子に臨む。式へば必ず咎有らんと。公子曰く、吾動かす。必ず此に死せんと。姜曰く、不可。周詩に曰く、莘莘たる征夫、毎に懷はば及ぶ靡からんと。夙夜征行するも、猶ほ及ぶ無からんことを恐る。況んや欲のままにして懷安せば、將何ぞ及ばん。人 及ぶことを求めざれば、其れ能く及ばんや。乱は長世ならず。公子必ず晉を有たんと。公子聽かず。姜と舅犯と謀りて、醉はしめて、之を載せて以て行く。酒醒めて、公子 戈を以て舅犯を逐ひて曰く、若し事 濟る有れば則ち可なり。濟る所無くんば、吾 舅氏の肉を食ひて 豈に鑿くこと有らんやと。遂に行く。^②曹・宋・鄭・楚を過ぎて秦に入る。秦穆公乃ち兵を以て之を晉に内る。晉人 懷公を殺して、公子重耳を立つ。是れを文公と為す。齊姜を迎へて以て夫人と為す。遂に天下に霸たり。諸侯の盟主と為る。君子謂ふ、齊姜 潔しくして瀆れず。能く君子を善に育むと。詩に曰く、彼の美しき孟姜、与に寤言す可しと。此の謂なり。

頌に曰く、齊姜 公正、言行 怠れず。晉文を勸勉す、國に反ること疑ふ無かれと。公子聽かず、姜と犯と謀る。醉はしめて而して之を載せ、卒に霸の基を成す。

〔注〕

①齊姜の、文公への対応の仕方は、特にその夫に母性的援助を与える点に注目する時、この伝は「母儀」に列ねら

れても良いのではないかとの感が強くなる。それにもかかわらずここに置かれているのは、前伝に「齊桓」が置かれ後に「秦穆」「楚莊」が続くことと関連が深いであろう。即ち齊桓・晉文・秦穆・楚莊は霸王を語る場合のセット固有名詞ないし用語だからである。尚、春秋のいわゆる五霸の組合せには文献間に異同がある。(一)、『荀子』(王霸)や『呂氏春秋』(當染)は齊桓・晉文・楚莊・吳闔閭・越句踐を掲げ、(二)、『孟子』(告子下)は齊桓・晉文・秦穆・宋襄・楚莊を掲げる。『白虎通』號篇も「或曰」としてこれに同じ王名を掲げるが、(三)齊桓・晉文・秦穆・楚莊・楚莊を掲げる。『白虎通』號篇も「或曰」としてこれに同じ王名を掲げるが、(四)齊桓・晉文・秦穆・楚莊・楚莊を掲げる。『風俗通』皇霸篇は「春秋說齊桓・晉文・秦穆・宋襄・楚莊、是五霸也」という(同『孟子』)。又、(四)、『漢書』諸侯王表の師古注は、楚莊の代りに吳夫差を掲げる。又、(四)昆吾氏・大彭氏・豕韋氏・齊桓・晉文(『白虎通』號)『風俗通』皇霸・『呂氏春秋』先已注・『左傳』成二注・『詩譜疏』引『左傳』服注等)を掲げるものもある。齊桓・晉文以外の王者に異同が見られる。『列女傳』のこの「賢明」には四王を掲げる。『孟子』から宋襄をはずせばこれと同じになるが、『白虎通』より吳闔閭をはずしてもやはりこれに同じである。劉向がいずれを省いたのか明確にはし難いが、適当な話が作れないか資料にするものが全く無くて立伝できなかったとすれば宋襄であろうし、意識的に省いたものであれば或いは吳王であったかも知れない。『列女傳』には吳・越闔閭の話を全く立伝していないからである。ただ吳王闔閭については、女性の貞節をふみにじらず、その守節を称した事を(「貞順」の)「楚平伯嬴」や「楚白貞姫」に掲げてはいるから、全面的にこれを拒否しているとは断じ難い点に問題が残る。しかし吳・越への関心が『列女傳』において薄いことは事実ではある。尚、別に『穀梁傳』が宋襄王を評価しないこととの関連も考察してみる必要がある。

蕭注は、この部分が『史記』晉世家に本づいたとする。後文にも「齊桓公以宗女妻之」とあり。『史記』には、「至齊、齊桓公厚礼、而以宗女妻之」とある。『國語』晉語四には、「遂適齊、齊侯妻之、甚善焉、」とあり、『左傳』僖公二二には、「及齊、齊桓公妻之」とある。尚、梁玉繩は『史記』の「宗女」とするのを、『左傳』

には「妻之」とだけあることを根拠にして、非であるとするが、確たる指摘とは思われない。

②「孽嬖」の七晉獻驪姫（一頁131）を参照。尚、この晉文公との関連を持つ伝としては、この他「賢明」の四秦穆公姫と八晉趙衰妻、「仁智」の四曹僖氏妻などがある。

③この物語は『國語』晉語四・『左傳』僖公三三・『史記』晉世家などに見えている。作者は各資料を取捨してこの伝をまとめている様である。しかし主資料としたのは『國語』と思われる。

亡命流浪の従者について、『列女傳』は子犯の名のみ挙げ、あとは単に「従者」とするのみである。『國語』でもこのあたりは略同様である。ただ後文に、僖負羈は「卿材三人従之」と言い、公孫固が「父事狐偃、師事趙衰、而長事實佗」と言っている。『左傳』には、狄へ逃げた時、従って供をした者に、狐偃（子犯）・趙衰・顛頡・魏武子・司空季子を掲げ、後文（二四年）には、介子推も従者に含まれていることを語る部分がある。しかし、齊に行き、そしてここを出るに主な役割を果たすのは、子犯と齊妻である。『史記』も介子推の他五人の賢士を挙げているが『左傳』に見えるものと異同が有る。梁玉繩が諸書の記載をもとに五人の異同についての考証を展開しているが、ここに直接関連は薄いから、今略す（『史記志疑』卷二一、晉世家。）

「適齊」は、『國語』はこれに同じく、『左傳』は「及齊」、『史記』は「至齊」に作る。

④『國語』には「齊侯妻之」とある。『左傳』では「齊桓公妻之」とある。『史記』は、「齊桓公厚礼、而以宗女妻之」とする。この部分、『史記』に依っていることは略間違いない。

⑤『國語』は「甚善焉、有馬二十乘」に作る。『左傳』は「有馬廿乘」とあるのみ。『史記』も「有馬二十乘」に作るが、前句と続けてみると、「齊桓公厚礼、而宗女妻之、有馬二十乘」となる。ところで『國語』には「齊侯妻之、甚善焉、有馬二十乘」とあるのだから、『列女傳』は『國語』を基本資料として、『史記』の表現を用いてこれを補足したものであることがわかる。

徐仁甫氏『左傳疏證』は、『列女傳』の「遇之甚善」は、『國語』には「甚善焉」に作るが、『史記』にはこの句は無いと言っている。しかしこれについては、「齊桓公厚礼」の部分がこれに相当すると見るべきであろう。⑥『國語』には、「將死於齊而已矣、曰、民生安樂、誰知其它」とある。『左傳』には「公子安之」とあるのみ。『史記』にもここは「重耳安之」とのみあるが、後文に「重耳曰、人生安樂、孰知其他、必死於此、不能去」とある。この部分でも『國語』と『史記』の資料が微妙に合成されている。

⑦『國語』は、「而知文公之安齊而有終焉之志也、欲行而思之、」に作る。『左傳』には「公子安之、從者以為不可」とある。『史記』には「重耳愛齊女、毋去心」とある。表現そのものは『國語』を用いたのであるが、『國語』に見える「桓公卒、孝公即位、諸侯畔齊、子犯知齊之不可以動、」の部分は削除してしまっているから、子犯らが齊を去る決心をするに至った原因についての語り方に異なりがある。この点については、『史記』は省略しないで受け継ぎ、「重耳安之、重耳至齊二歳、而桓公卒、會豎刁等為内乱、齊孝公之立、諸侯兵数至、留齊凡五歳、重耳愛齊女……」とまとめている。しかしこの『史記』も、『國語』の「子犯知齊之不可以動」を省いているから、桓公死後の齊国の政情不安も、公子の從者たちに齊を去る決心をうながす因であろうと、読者に暗示するに止まる。機を見るに敏なる子犯の動きを描写するに、この部分では、『史記』は『國語』に及ばない。ところで『列女傳』の場合は、この齊国の政情の変動と從者の反応を語る部分を削除してしまふことによつて、齊姜の公子への影響の大きさを強調しようとしているのである。しかしこの手法に近い形は既に『左傳』に示されており、「公子安之、從者以為不可、將行、」の如く簡潔にまとめて居る。『列女傳』が『國語』の記載からただ単にある部分を削除したままの記載にすぎず、特別の表現や工夫のない点に注目すると、この部分の劉向の筆は『左傳』に及ばない。しかし『左傳』を『國語』の描写に並べて見ると、『列女傳』が特別の目的を以つて削り取つた部分を、同じ様に持たない『左傳』は、齊姜のみを強調する特別な目的がない分だけやはり『國語』の追

力には及ばないと評価せざるを得ない。

徐氏『左傳疏證』は、『列女傳』の「將死干齊、曰、人生安樂而已、誰知其他、」は、『國語』の「將死干齊而已矣、曰、民生安樂、誰知其他、」から、「而已」を下句に移したもので、劉向が『國語』の文を採用しつつも、そっくりそのままでなく變形してとっていること、劉歆における採書變更の法もこれに始まるものだと言う。しかし原資料を採用者が手を加えて變形することはなにも劉向にのみ始まるものとは言えない。例えば『史記』においてその痕跡はいくらでも認められるのではないか。著者を自らの思想体系の中に位置づけようとする作者が、それに採用する先行文献の資料を、主体的に選択し、これを可能な限り効果的に役立つように表現に手を加えるのは、この時代においてもやはり特殊な現象とは言えないはずである。

⑧『國語』は、「与従者謀於桑下、蠶妾在焉、莫知其也在也、妾告姜氏、姜氏殺之、」とある。『列女傳』には、「莫知其也在也」が省かれ、下の「姜氏」から「氏」をとっている。同様にこの句を省いた形は『左傳』に見える。即ち「(従者)謀於桑下、蠶妾在其上、以告姜氏、姜氏殺之、」とある。『史記』には、「趙衰・咎犯乃於桑下謀行、齊女侍者在桑上聞之、以告其主、其主乃殺侍者、」とある。事の展開への理解は略同様でも、人物把握についての『史記』の異質性が目立つ。従者の語を用いず、趙衰・咎犯の名を具体的に明示し、「姜氏」のところは「齊女」のままで使用している。この部分で『列女傳』は『國語』に依っていると思われる。

⑨『國語』には、「而言於公子曰、従者將以子行、其聞之者、吾已除之矣、子必従之、不可以弑、弑無成命、詩云、上帝臨女、無貳爾心、先王其知之矣、弑將可乎、子去晉難而極於此、自子之行、晉無寧歲、民無成君、天未喪晉、無異公子、有晉國者、非子而誰、子其勉之、上帝臨子、弑心有咎、公子曰、吾不動矣、必死於此、」とある。これを『左傳』は全く異質にして簡略にまとめている。即ち「而謂公子曰、子有四方之志、其聞之者、吾殺之矣、公子曰、無之、」とある。ここでは姜氏は、公子に聴くまでは、彼も出国の謀議に直接関与していると

解しているものの如くまとめられている。だからこれに対する公子の答である「無之」の意味は、これに対応する『國語』の部分とは大きく異なる。『史記』は、前注引に続いて、「勗重耳趣行、重耳曰、人生安樂、孰知其他、必死於此、不能去、齊女曰、子一國公子、窮而來此、數士者以子為命、子不疾反國報勞臣、而懷女德、竊為子羞之、且不求何時得功」、とある。内容は次注に掲げるあたりのところまでとり入れて、『國語』に比べてかなり要領良く簡略化され、司馬遷独特のまとめ方になっている。『列女傳』はほとんど『國語』をそのまま使用している。異なる箇所はほとんど省略したところに限る。即ち、「詩云、上帝臨女、無忒爾心、先王其知之矣、武將可乎、子去晉難而極於此、……民無成君、……無異公子、」を省略すると、ほとんど『列女傳』と変わらない文ができる。あとは二・三の字句の異同に止まる。

徐氏『左傳疏證』は、『左傳』がこれら諸文献より後に成立したとする立場をとり、まとめ方も最も優れていると言う。即ち、このあたり『國語』・『列女傳』は「文公」を用い、『史記』は「重耳」を用いる。この時まで文公とは称び得ないのだから、『左傳』は「公子」に改めている。又、『左傳』の「子有四方之志」は「從者將以子行」に比べて語気が婉曲であるし贊美の意が有る。修辭の妙を得て、『左傳』が『國語』や『列女傳』よりも優れていると言える部分であるとしている。以上の説に対しては次の如き問題点がある。先ず「公子」「文公」の使い分けについては、『左傳』は他国やその他の事件との関連性や前後関係を考慮に入れつつまとめられたものであるし、『國語』の場合は、霸者文公が事を成すに至る過程を記して贊美することが目的で、その一部分としての流離の日々の苦勞話を展開しているのだから、『左傳』とは自らその使用語の形が異なってくるのは当然である。規準の異なる両者をこの固有名詞をもとに比較することは無意味である。又、「子有四方之志」についても、先述に明らかな如く、『左傳』の姜氏は、この瞬間における公子への理解が、『國語』などとは全く異なる様に設定しているのだから、これも同列にして比較することには無理が出て来るであろう。この指摘のいづれ

も、『左傳』が『列女傳』よりも後に成立したことの確証とし得る資料ではない。尚、徐氏のこの他の指摘は後注にとりあげる。

⑩『國語』には、「姜曰、不然、周詩曰、莘莘征夫、每懷靡及、夙夜征行、不遑啓処、猶懼無及、況其順縱欲安將何及矣、人不求及其能及乎、日月不処、人誰獲安、西方之書有之曰、懷与安実疚大事、鄭詩云、仲可懷也、人多言亦可畏也、昔管敬仲有言、小姜聞之、曰、畏威如疾民之上也、從懷如流民之下也、見懷思威民之中也、……從懷如流去威遠矣、故謂之下、其在辟也、吾從中也、鄭詩之言吾其從之、……子而棄之、不亦難乎、齊国之政敗矣、晉之無道久矣、從者之謀忠矣、時日及矣、公子幾矣、君国可以濟百姓、而積之者非人也、敗不可処、時不可失、忠不可棄、懷不可從、子必速行、……晉史之記曰、唐叔之世將如商數、今未半也、乱不長世、公子唯子、子必有晉、若何懷安、」とある。『左傳』はこの部分も極めて簡潔に独特のまとめ方をしている。即ち「姜曰、行也、懷与安実敗名、」とある。一見『國語』とは無関係の様であるが、「懷与安云々」は、恐らく『國語』の「西方之書有之曰云々」を意識したものであろう。しかし「懷」字の使用は不用意で唐突であり、これだけでは意味の把握を困難にする結果をまねいている。以上に対して『史記』のまとめ方もやはり独特であり、これは『國語』・『左傳』等を強く意識しているとは思えない。即ち「齊女曰、子一國公子、窮而来此、数士者以子為命、子不疾反国報勞臣、而懷女德、竊為子羞之、且不求何時得功、」とある。「懷」を女徳に限定して意味を明確にしている点が注目される。これらに対し、『列女傳』はもっぱら『國語』に依り、必要などころだけそのまま取出して、ただ張り合わせた感じのまとめ方である。即ち『國語』の引用する周詩・西方之書・鄭詩・管仲言等の長々しい中間部を切り捨てて、初めと終りの部分をくっつけているのである。だから『列女傳』での「乱不長世」の言葉の響きは、『國語』におけるその前の「晉史之記曰云々」のあたりを削ってしまったので、本来『國語』ではそれなりに伝えた重厚さがかえって抜き取られ、ただ単なる齊姜の憶測の語になってしまっている。しかし

これも逆に評価すれば、諸書の名を削ったからこそ、齊姜の言がそのまま彼女自身の判断と解され、彼女の持つ晉国への将来の見通しの確かさと、彼女の賢明さを示す意味深い設定となっていると解せないこともない。女性を主人公とする伝記においては、これはむしろ当然の処置と見るべきであろうか。

「每懷靡及」の読みは定め難い。「毛詩」小雅、皇皇者華に「駉駉征夫、每懷靡及」とある。この「駉駉」は『楚辭』招魂では「旣旣」に作り、『說苑』奉使篇引詩には「莘莘」に作る。ついでながら、この『說苑』と同類の話の見える『韓詩外傳』卷七には、「大雅」烝民の「征夫捷捷、每懷靡及」を引用しているが、従来これはやはり、「莘莘征夫、每懷靡及」を誤まったものと考証される（陳喬樞『韓詩遺說攷』や許維適『韓詩外傳集釋』など）。又、王應麟『詩攷』も、「莘莘征夫、外傳・國語・說文同」と言う。さて問題はこの次に在る。「毛傳」には「每雖、懷和也」とある。「懷やほらぐと每いんども」と読むのであろう。「孔疏」引王肅もこれを敷衍しているが、今一つ意味がはっきり伝わってこない様に思う。「鄭箋」は「春秋外傳曰、懷私為每懷也、和當為私」と述べているが、「每一字についてはどう処置するのであろうか。誤字ではなく、「毛傳」はやはりその説の如く読んだのであると考えるべきであろう。この詩句を『毛詩』ではかくの如く読んだが、「鄭箋」も注目した『國語』では異なった解釈に従っているのだと区別しなければならぬ。『毛詩』の読みはともかくとして、『國語』を原資料とした『列女傳』は、恐らく『毛詩』と同じ読みをしたのではあるまい。『國語』のこの部分に度々使用される「懷」は、私にこだわる欲の意に用いられている様である。『左氏會箋』に、「凡有所恋着之謂也」とあるのは、『國語』の意を汲んだものと見て良からう。

徐氏『左傳疏證』は、『左傳』がこの辺りを「懷与安実敗名」としたのは、『國語』における引書の煩雜を省き、『列女傳』における「上帝臨子」等の句の重複を省いたもので、『左傳』のまとめの優れた点であると指摘している。しかし、先ず『列女傳』を資料にしたと言える根拠はない。又、『左傳』における「懷」は、『國語』

のこの部分と照合しなければ、その意味が明確になりきらぬ結果をまねていることは前述の如くであり、優れたまとめ方とは言えない。

⑪『國語』には、「公子弗聽、姜与子犯謀、醉而載之以行、醒、以戈逐子犯、曰、若無所濟、吾食舅氏之肉、其知鑿乎、舅犯走且對曰、若無所濟、余未知死所、誰能与豺狼爭食、若克有成、公子無亦晉之柔嘉是以甘食、偃之肉腥臊、將焉用之、遂行過衛、」とある。『列女傳』がこれを資料にしたのなら、その簡潔さにおいて優れている。先ず子犯が逃げながら公子に答え論ず部分をそっくり削って繁重をさけている。又、次の部分にも関連するが、衛を通過したことはとりあげていない。齊姜の物語には必要がないからである。他に改めた字句は、『國語』の「子犯」・「舅犯」を「舅犯」にそろえた。「酒」・「公子」・「若事有濟則可、」を増した。「其知鑿乎」を「豈有鑿哉」に変じた等である。又「過衛」は削除している。『左傳』は、「公子不可、姜与子犯謀、醉而遺之、醒以戈逐子犯、」とある。『列女傳』は或は『左傳』の簡潔さをも手本としたかも知れない。『史記』では、「乃与趙衰等謀、醉重耳、載以行、行遠而賞、重耳大怒、引戈欲殺咎犯、咎犯曰、殺臣成子、偃之願也、重耳曰、事不成、我食舅氏之肉、咎犯曰、事不成、犯肉腥臊何足食、乃止、遂行、」とある。説話資料としては『國語』・『左傳』の影響を受けているようだが、まとめ方はかの資料の表現に牽引されることなく独特である。『列女傳』が『國語』に強く牽引されているのに比べると、この特徴は一そう明確である。尚、『列女傳』が『史記』に影響を受けたか否か明らかにはし難いが、もし受けたとすれば、『左傳』と同じく衛を通過したことを削除した部分がそれと言え言えるかも知れない。尚、「四部叢刊」本は「宋」を「邾」に作る。

⑫『國語』には、衛・曹・宋・鄭・楚・秦の各国を通過したことと、各々の国における重耳への対応が丁寧に語られるが、『列女傳』はこれを極めて簡略にした。なるほどここには『國語』に見える程の詳細な説話が必要ではない。このうち曹における僖氏の妻の話は、「仁智」に曹僖氏妻として別に伝を設けている。『左傳』や『史

「記」では多少まとめ方の異はあるが、各国通過のエピソードは簡潔にまとめて載せている。

「晉人殺懷公而立公子重耳」は、「孽嬖」の晉獻驪姫では、「晉人殺懷公於高梁、立重耳」と表現している。これらは『國語』晉語三の「十五年、惠公卒、懷公立、秦乃召重耳於楚而納之、晉人殺懷公於高梁、而立重耳、」に依るものと思われる。ところが『左傳』僖公二十四年や『史記』晉世家は少し扱いが異なる。即ち、「壬寅、公子入于晉師、……戊申、使殺懷公于高梁」とあり、「壬寅、重耳入于晉師、……即位為晉君、是為文公、羣臣皆往、懷公圉奔高梁、戊申、使人殺懷公、」とある（『秦本紀』では「文公使人殺子圉」）。重耳を主人公とするものと歴史の事件を叙述するものとの相異に依るものであろう。重耳物語の性格が強い『列女傳』では、重耳が直接懷公殺しを指揮した様には記さない『國語』に従ったのである。蛇足になるが、『國語』の記載は実は二段構えになっている。即ち、その「晉語」四に至っては、重耳の流浪辛苦を丁寧に語った後の効果を背景にして、「公入于晉師、……戊申、刺懷公于高梁」と異なり記しているのである。これは主人公の辛苦と重臣達の賢明な言説と援助を語られてそれを了解した読者が、「公……刺」を、むしろ美しき正義の行為と受け取る効果を知り尽した上での処置なのかも知れない。

⑬ 齊姜を夫人にしたことは、『國語』以下の文献には見えぬ。これも『列女傳』から作り出された事柄なのである。齊姜と文公の説話はこの一句がなければ、この伝は結びを得ないからである。蕭注はこの部分に対して、「國語与左傳異」と述べている。又、『左氏會箋』は僖公三三の「醒以戈逐子犯」の下に、「姜氏後亦不見下落、……列女傳稱晉文迎婦以為夫人、不足拠也、」と指摘している。なるほど齊姜を夫人として迎えたという記載資料は実在しなかったかも知れないし、『列女傳』の作者が形成した事柄である可能性が強いことも確かである。しかしこれのみを責めることはこういう話の性格上難かしい。実はもともと文公重耳に関する説話からしてこれがすべて事実と契合するものでもないはずのものだからである。なぜならその説話における具体的言動の記載と

いうものは、実は、文公の政治的活動やその権力者としての大きさを背景として、ほとんどはそれらを効果的に読者に説得できるように、意図的に作り整えられた事柄にすぎないからであり、一般に資料に残された歴史事実というものも、本質的には大半がこれに立脚しているにすぎないはずである。従って、様々な文公に関する説話から、あの文公ならこのことも当然したであろうという想像から作られたものも、文公を語る文献資料としての仲間入りを許される可能性が十分あるわけである。こう考えると、『國語』以下の諸文献に見えない齊姜夫人の記載を、史実ではないと捨ててしまふ根拠そのものは、それほど絶対的なものとは言えないことになるであろう。『列女傳』には、現存の先行文献からは検索できない新記載と思われるものが多いことは、今までも度々指摘しているが、作者はやはり歴史記述家としての一定の深い見識の下に、諸記載を形成していると考ええる。その故にそれらが迫力を具えるから、人々に史実と了解されて後世に生き続けた例を、我々に例えば孟子の説話の場合に見るのである（『列女傳』注釈及び解説I、頁卅以下参照）。ここではまわりくどくなるので細部にわたる論証は展開しないが、ごく簡単には、次の様に言えるであろう。即ち、『國語』・『左傳』・『史記』等に見える文公や彼と関わりを持った人々（例えば「晉趙衰妻」などもその一つ）の説話を読んでいくと、文公が、その大成を為さしめた齊姜を、感謝の気持ちから後に齊から迎え入れたであろうと想像することは、ごく自然に許容されて良い記載と思われてくるのである。「迎齊姜以為夫人」を『列女傳』作者が初めて作り出した記載とするなら、それは作者の如上の判断と自信とに依るものであろう。ただしもう一度立場をずらせてこの態度を評するなら、一歩まぢがえば、これは極めて深い害毒となる大きな危険性をはらんでいることも確かである。

⑭『毛詩』陳風・東門之池に、「彼美淑姬、可与晤言」とある。王注に依れば、これは二詩伝に本づいたもので、意を以て合したとする。又、「寤」と「晤」と同じと言う。『毛詩』鄭風、有女同車に、「彼美孟姜、洵美且都、……彼美孟姜、德音不忘」と見える。梁注は、『毛詩』には「淑姬」に作る。「魯黔婁妻」（賢明）にも（「彼

美淑姫、可與寤言」とあるから、ここは、「有女同車」に涉つて誤まったのだと言う。蕭注もこれに従うが、王注の指摘の方が実情に近いのではなからうか。尚、陳奐『詩毛氏傳疏』卷一二に、「經本作叔字矣、小箋從釋文作叔姫、今擬以訂正、叔姫与淑女不同、叔字、姫姓、彼美淑姫、猶云彼美孟姜耳、」と言う。

⑮ 梁注は、「怠」は古くは「怡」のように讀んだとし、その根拠として、『易』雜卦の「謀輕而豫怠」の『釋文』に、「虞作怡」とあるものを指摘する。しかしここは「殆」と見ておく。

四、秦穆公の姫

穆姫は、秦穆公の夫人にして、晉獻公の女、太子申生の同母姉なり。惠公と異母なり。賢にして義有り。獻公太子申生を殺し、羣公子を逐ふ。惠公公子夷吾と号す。梁に奔る。獻公卒するに及びて、秦に因りて立つことを得たり。始めて位に即くに、穆姫羣公子を納れ使めんとして曰く、公族は君の根本なりと。惠公用ひず。又、秦の賂に背く。晉饑多て粟を秦に請ふに、秦之を与ふ。秦飢多て粟を晉に請ふに、晉与えず。秦遂に兵を興して晉と戦ふ。晉の君を獲へて以て帰る。秦の穆公曰く。先人の廟を掃除せよ。寡人將に晉の君を以て見へんとすと。穆姫之を聞き、乃ち太子轡・公子宏と女簡璧と衰絰して薪を履みて以て迎ふ。且つ穆公に告げて曰く、上天、災を降し、兩君をして玉帛を以て相ひ見ゆるに匪ずして、乃ち我を興すを以てせ使む。婢子娣姒相ひ教ふる能はず、以て君命を辱しむ。晉君朝に以て入れば、婢子夕に以て死せん。惟君其れ之を図れと。公懼る。乃ち諸を靈臺に舍す。大夫以て入らんことを請ふ。公曰く、晉君を獲へて、功を以て帰る。今喪を以て帰るは、將焉んぞ用ひんと。遂に改めて晉君を館し、饋るに七牢を以てして之に遺はす。穆姫死す。穆姫の弟重耳秦に入る。秦之を晉に送る。是れを晉文公と為す。太子轡母の恩を思ひて、其の舅氏を送るや、詩を作りて曰く、我舅氏を送り、曰に涓陽に至る。何を以てか之に贈らん。路車乘黄と。君子曰く、慈母孝子を生むと。詩に云ふ、威儀を敬慎す、維れ民の則と。穆姫の謂なり。

頌に曰く、秦穆夫人晉惠の姉なり。秦晉君を執へ夫人流涕す。救ふ能はざるを痛みて、乃ち將に死に赴かんとす。穆公之を義として遂に其の弟を積す。

[注]

①王注は、「夫人」の下に「也」が脱すると指摘している。前後の伝の例に照すれば、有ると見るのが妥当である。

②『左傳』莊公二八年に、「晉獻公娶于賈、無子、悉於齊姜、生秦穆夫人及太子申生、又娶二女於戎、大戎狐姬生重耳、小戎子生夷吾、」とある。なお「孽嬖」の晉獻驪姬(列女傳)注釈及び解説(頁14以下)参照。

③『左傳』僖公五年に、「晉侯使以殺太子申生之故來告、」とある。『國語』晉語二に、「驪姬既殺太子申生、又譖二公子曰、重耳夷吾与知共君之事、公令闞楚刺重耳、重耳逃於狄、令賈華刺夷吾、夷吾逃於梁、尽逐羣公子、乃立奚齊焉、始為令、国無公族焉、」とある。又、驪姬の伝を参照のこと。

④『左傳』僖公六年に、「春、晉侯使賈華伐屈、夷吾不能守、盟而行、將奔狄、卻芮曰、後出同奔罪也、不如之梁、梁近秦而幸焉、乃之梁、」とある。又、僖公九年に、「晉卻芮使夷吾重賂秦以求入、……齊隰朋帥師、會秦師、納晉惠公、」とあり、同一〇年に、「夏四月、周公忌父王子黨會齊隰朋立晉侯、」とある。『國語』晉語二にも、「穆公問冀芮曰、公子誰恃於晉、……夷吾之少也、不好弄戲、不過所復、……及其長也、弗改、故出亡無怨於国、而衆安之云々」とある。この伝は驪姬の伝の後日譚として続く物語と言えるし、前の文公の話もこれと関連づけて見ると、時間的には、この穆姬の話が先になる。

⑤『左傳』僖公一五年に、「晉侯之入也、秦穆姬屬賈君焉、且曰、尽納羣公子、晉侯悉于賈君、又不納羣公子、是以穆姬怨之、」とある。穆姬の言、「公族云々」は『列女傳』の創作であろう。

⑥『國語』晉語三に、「晉饑、乞糶於秦、……婦糶於晉、秦饑、公令河上輸之粟、……遂不予、」とあり、『左傳』僖公一三年に、「冬、晉荐饑、使乞糶于秦、……秦於是乎、輸粟于晉、」とあり、続いて一四年に、「冬、秦饑、使乞糶于晉、晉人弗与、」とある。又、一五年に、晉飢、秦輸之粟、秦饑、晉閉之糶、故秦伯伐晉、」と再びまとめ記す。『史記』秦本紀には、「(穆公)十二年、……晉旱、來請粟、……卒与之粟、……十四年、秦饑、請粟於晉、……魏將曰、因其饑伐之、可有大功、晉君從之、」とある。又、「晉世家」には、惠公の四年・五年にこの事を記す。「惠公用魏射謀、不与秦粟、而發兵且伐秦、秦大怒、亦發兵伐晉、六年春、秦穆公將兵伐晉、」とある。

『史記』では、虢射の謀によって、晉が先ず秦に戦いをしかけた様にまとめているが、『列女傳』はこれに依らず、概ね『左傳』僖公一五年に依拠していると思われる。

⑦『國語』晉語三は、「惠公」六年、……慶鄭曰、積來救君、亦不克救、遂止於秦、穆公歸至於王城、合大夫而謀曰、殺晉君、与逐出之、与以歸之、与復之、孰利云々、とある。『左傳』僖公一五年には、「鄭以救公誤之、遂失秦伯、秦獲晉侯以歸、晉大夫反首拔舍從之云々、」とある。『史記』秦本紀には、「於是穆公虜晉君以歸、令於國、齊宿、吾將以晉君祠上帝、周天子聞之曰、晉我同姓、為請晉君、」とあり、「晉世家」では、「穆公壯士冒敗晉軍、晉軍敗、遂失秦繆公、反獲晉公以歸、秦將以祀上帝、」とある。この辺りのまとめ方は、各書間でかなり異なっている。『列女傳』は『史記』に依り、さらにこれを変形したものと思われる。ところで『史記』で上帝を祀るとしていることには議論がある。梁玉繩は、『國語』・『左傳』には、秦では惠公を殺すことについて議しており、上帝を祀ることについては言わない。『史記』が非であるとする。しかしこれを非とする態度をこのまま是認することはできない。我々がこれについて言えるのは、実は、『史記』はこの事件をこの様にまとめたのだという以上に出ることはできぬだろう。それが事実にあつるか否かを、『國語』・『左傳』に照合して云々することは誤まれる態度と言わざるを得ない。梁説の指摘は論外として、『史記』のこの扱ひを受けて、『列女傳』では「先人之廟」に置きかえたのであろう。その真意を知ることができないが、相像すれば、穆公がその功を示したいこと、穆姬とこれがからんでくることなどから、このような形にするのが、穆姬の氣持をよく強くゆさぶる条件となるこの辺りの事の推移が理解し易いと考えたからかも知れない。

⑧この部分は、資料は主として『左傳』に、まとめの方法は主として『史記』に各々依っている。『國語』晉語三には、この辺りの事の推移に穆姬は登場しない。即ち惠公を捕えた穆公は大夫たちと、彼をどう処置すべきかを謀議する（前注）。重耳を立てたいと望む公子繫は、殺すのが良策だと建議するが、結局は、道義に悖る行為を

なすべきでない」と主張する公孫枝の意見に従って、「是故婦惠公、而質子圍」とする。又続いて、「(惠) 公在秦三月、聞秦將成、……呂甥逆君於秦、穆公訊之、曰、晉國和乎、対曰、不和、……(呂甥) 対曰、小人忌而不思、願從其君而與報秦、是故云、其君子則不、曰、吾君之入也、君之惠也、能納之則能執之、能執之則能釈之、德莫厚焉、惠莫大焉、納而不遂、廢而不起、以德為怨、君其不然、秦君曰、然、乃改館晉君、饋七牢焉、」とある。惠公を釈放し、これに七牢を饋るなどする穆公の動機や理由は、これ以後の文献に見えるものとかかなり異なっている。穆公に強い影響を与える存在として穆姫を持出すのは『左傳』僖公一五年である。即ち「秦獲晉侯以婦、……穆姫聞晉侯將至、以大子罃弘、与女簡璧、登台而履薪焉、使以紕服衰絰逆、且告、曰、上天降災、使我兩君、匪以玉帛相見、而以興戎、若晉君朝以入、則婢子夕以死、夕以入、則朝以死、唯君裁之、乃舍諸靈台、大夫請以入、公曰、獲晉侯、以厚婦也、既而喪婦、焉用之、大夫其何有焉、……重怒難任、背天不祥、必歸晉君、」とある。そしてこの後に公子繫や公孫枝(子桑)らの建言が記され、この部分の旨とするところは『國語』に沿っている。又この後に、伯姫(穆姫)を秦に嫁するにあたり、獻公が史蘇に占わせたところ、結果は不吉と出たというエピソードを列ねている。『史記』秦本紀には、前注引に続いて、「夷吾姉亦為繆公夫人、夫人聞之、乃衰絰跣曰、妾兄弟不能相救、以辱君命、繆公曰、我得晉君以為功、今天子為請、夫人是憂、乃与晉君盟、許婦之、更舍上舍、而饋之七牢、」とある。「晉世家」には、「晉君姉為繆公夫人、衰絰涕泣、公曰、得晉侯、將以為樂、今乃如此、……晉庸可滅乎、乃与晉侯盟王城、而許与婦、……秦穆公問呂省、晉國和乎、対曰、不和云々、……於是秦繆公、更舍晉惠公、餽之七牢、」とある。大部分は『左傳』に依っていると思われるが、「婢子姉如云々」の個所は「秦本紀」に依っているのであろうし、「七牢」を饋るあたりの処置も同様に「秦本紀」に依るのであろう。又、同じ『史記』でも「晉世家」は、「七牢」のことを穆姫とだけ結びつけず、『國語』や『左傳』などの様に、呂氏との問答の結果、穆公が決心したこととしてまとめられる方法をとっているが、『列女傳』はこれを煩

瑣としたかとらず、「秦本紀」の簡潔さに従っている。穆姫の公への影響を強調することがこの伝の目的だからに違いあるまい。

『与女簡璧』について、「四部叢刊」・『文選樓叢書』本には、「与簡璧」に作る。王注は「与」の下に「女」字を脱すると指摘する。梁注も、『左傳』僖公一五年疏引（劉向列女傳說此事云与太子啓・公子弘、与女簡璧）により、「女字」を増すべきであると言う。今一応これに従う。しかしこれが本来の姿か否かは断じ難い。

「袁絰履薪以迎」について、王引之（臧庸『列女傳補注』引）は、『左傳』では「袁絰」と「履薪」とを二事とするのに、この文では合わせてしまつて解し難くしている。本来「袁絰」は「履薪」の下に在り、「袁絰以迎」で一句をなしていたものを、後人が誤倒したのかも知れないと推定している。妥当な指摘とは言えるが、このままでも意味は通る。穆姫の切羽詰まつた気持を表現する部分として、簡潔にまとめあげたまでのことである。

「上天降災」について、王引之は、これ以下三十余字は俗本『左傳』は『列女傳』に依つて増入していると指摘する。『經典釋文』卷一五「日上天降災」に、「此凡四十七字、檢古本、皆無、尋杜注、亦不得有、有是後人加也、」とある。「孔疏」にも、「左傳本無此言、後人妄增之耳云々」とある。洪亮吉は、「四十七」は「四十二」の誤で、「乃舍諸靈台」の五字は別としつつ、四十五字は削去すべしとする。ところが沈欽韓は、「列女傳叙穆姫從伝文有此節、孔陸之本偶爾奪耳、」と言う。劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』も沈氏説を是とし、『史記』秦本紀が「左傳」の文に依拠することに注目し、洪氏説を非とする。後人の増入説の根拠は確固とは言い得ない。やはり『列女傳』は『左傳』のこの部分を資料として利用し得たと考えるべきであろう。王注は、『釋文』や『正義』の見解に対し、「然此復有之、未知出何書也」と述べている（徐氏『左傳疏證』は、『列女傳』のこの部分は『左傳』が手本にしたところと考え、王注はこれを知らぬものと批判しているが、これはあたらぬ）。梁注

も、「此伝有之、蓋采自他書也」と言うが、しかしながらやはり沈氏以下の説に依り、『左傳』にはもともとこの部分は存在したのであるとすべきである。そして『列女傳』が、『史記』の文をこれに混じてまとめあげたと考えるべきであろう。

「嬖子娣姒不相教」について、王注は「娣姒」は「弟姉」のこと、「娣」は惠公、「姒」は穆姫のことである。『史記』には「妾兄弟不能相教」に作ると言う。しかしこの句の中に惠公を含むと考えるのはどうであろうか、やはり、穆姫・太子罃・公子宏・簡・璧をさすと見るべきではあるまいか。尚、「教」にあたる部分を頌では「教」に作る。あるいは似た字体であるがために誤ったのかも知れないが、「教」のままの方がむしろ意は良く通じるのでこのまま読んでおく。因みに『史記會注考證』（秦本紀）は「楓三兩本……救作教、義長」と述べている。「以辱君命」について、蕭注は、此の句は『史記』に本づく指摘している。妥当である。

⑨前伝（晉文齊姜）参照。『毛詩』秦風・渭陽に、「我送舅氏曰至渭陽、何以贈之、路車乘黃、」とある。「毛序」に、「渭陽、康公念母也、康公之母、晉獻公之女、文公遭驪姫之難、未反而秦姫卒、穆公納文公、康公時為太子、贈送文公于渭之陽、念母之不見也、我見舅氏如母存焉、及其即位、思而作是詩也、」とある。『列女傳』のもとづく話もこれと同様であると思われる。『詩三家義集疏』は、『後漢書』馬援伝注引の韓詩に「秦康公送舅氏晉文公於謂之陽、念母之不見也、其詩曰、我見舅氏、如母存焉、」とあるから、魯詩・韓序・毛序ともに合し、齊詩も同様であろうと述べている。この推論の当否はともかくとして、『列女傳』に引用した「渭陽」の背景に想定されたエピソードが、「毛序」と略一致することは確かと言って良いであろう。

穆姫の卒した事についての記載を見出すことができないが、この詩が康公の亡母を想う気持と関連すること
を前提とすれば、文公の帰国が穆姫の死後であったと推定するのは許されて良いことになる。

⑩『毛詩』大雅、抑に、「敬慎威儀、維民之則」とある。

⑪この伝は他伝と微妙に異なる。頤の内容からでも知れるとおり、穆姫の称えられるのは、その弟に対する慈母の如き生き方に対してである。表題は「秦穆公姫」であるから、他伝の例からすれば、この婦人の穆公に対する配偶者としての姿が語られることを予想せしめるが、内容は前の「晉文齊姜」に付属するかたちになっている。もともと晉文公物語の一部であったものを脚色して、齊桓・晉文・楚荘に列べたのだから、他伝と比較した時、十分に秦穆の物語に成り得ていないのはしかたないところであろう。尚、これを姫の穆公に対する妻としての功が語られている話と見るなら、公に寛大な処置をなさしめた点がそれだと読めぬこともない。また、表題のたてかたは他伝と少異する。

五、楚莊の樊姬

樊姬^①は、楚の莊王の夫人なり。莊王位に即きてより、狩獵を好む^②。樊姬諫むれども止めず。乃ち禽獸の肉を食はず。王過を改め^③、政事に勤む^④。王嘗て聽朝して罷ること晏し^⑤。姫殿を下りて迎へて曰く、何ぞ罷ることの晏きや、飢倦^⑥無きを得んやと。王曰く、賢者と与に語りて、飢倦を知らずと。姫曰く、王の謂ふ所の賢者とは何ぞやと。曰く、虞丘子なり。姫口を掩ひて笑ふ。王曰く、姫の笑ふ所は何ぞと。曰く、虞丘子賢は則ち賢なり。未だ忠ならざるなりと。王曰く、何の謂ぞやと。對へて曰く、妾巾櫛を執ること十一年。人をして鄭・衛にき之て、美人を求めて王に進め遣む^⑦。今妾より賢なる者二人、列を同じくする者七人。妾豈に王の愛寵を擅にするを欲せざらんや^⑧。妾聞く、堂上女を兼ねるは、人の能を觀る所以なりと。妾私を以て公を蔽ふ能はざるは、王の多く見て人の能を知ること欲すればなり。今虞丘子楚に相たること十余年。薦むる所は子弟に非ざれば則ち族昆弟なり。未だ賢を進め不肖を退くるを聞かず。是れ君を蔽ひて賢の路を塞ぐなり。賢を知りて進めざるは、是れ不忠なり。其の賢を知らざるは、是れ不智なり。妾の笑ふ所、亦た可ならずやと。王悦ぶ。明日王姫の言を以て虞丘子に告ぐ。丘子席を避けて對ふる所を知らず。是に於て舍を避け、人をして孫叔敖を迎へて之を進め使む^⑨。王以て令尹と為す。楚を治むること三年にして、莊王以て霸たり。楚の史書に曰く、莊王の霸たるは樊姬の力なりと。詩に曰く、大夫夙に退き君をして勞せしむる無かれと。其の君とは女君を謂ふなり。又曰く、温恭朝夕、事を執りて恪有りと。此の謂なり。

頌に曰く、樊姬謙讓にして、嫉妬有る靡し。美人を薦進して、己と処を同じくす。虞丘を非刺す。賢の路を蔽ふと。楚莊焉を用ふ、功業遂に伯たり。

[注]

①王注は、『文選』(卷一一「景福殿賦」)注引には、「樊姬」の上に「楚莊王」の三字が有ると言ひ。梁注は、『文選』(卷五六)「女史箴」注引には、「楚王樊姬者」に作ると言ふ。蕭注は、梁注の誤引を指摘し、『文選』注には

「楚莊」に作ると言う。王注は更に、『文選』注は「王」字を衍し、『列女傳』のここは「楚莊」二字を脱して、と指摘する。しかしこの判断が正しいとは必ずしも言えまい。理由は「齊桓衛姬」注①に述べた。「四部叢刊」本は「楚姬者」に作る。

② 梁注は、『文選』注には「即位」の上に「初」字が有ると指摘している。なるほどこの字が有る方が文意はなめらかとなる。しかし原本に有ったものが脱したと言えるかどうか明言できない。

③ 王注は、『文選』「女史箴」注では「獵」の下に「畢弋」二字が有ると指摘する。無くても意味は通ずる。

④ 王注は、『文選』注には、「王」の上に「三年」が有り、「改」の下に「過」が無いとする。蕭注引曹元忠は、『類聚』帝系部引には、「二年王感之」とあることを指摘している。

⑤ 以上の部分はこの伝の前置きに相当すると思われるが、莊王成功譚としてこの伝を見る場合、短くても前半部分としての意味も具えている。しかし典拠は不明である。樊姬に関する後半の話は『韓詩外傳』卷二にその典拠を見出し得るが、ここでも彼女の出身は明示されない。恐らく作者は樊姬についてのこれ以外の資料は持たなかったのではなからうか。この齊桓・晉文・秦穆・楚莊と列せられる四大覇者の愛人について、その出身を記さないのはこの樊姬だけである。もしも樊姬がここにまとめられた様に、莊王を諫めたことで古来有名な女性として語り継がれていたのなら、この部分に関する類似説話の断片が他文獻にも見えても良からうし、その出身さえ不詳ということはあるまい。実は、古来莊王の即位初期における怠惰と逸樂を諫めた話としては、臣を素材としたものの方が古くから存在していたと思われる。例えば、『史記』楚世家によれば、「莊王即位、三年不出号令、日夜為樂、……伍舉入諫、莊王左抱鄭姬、右抱越女、坐鍾鼓之間、伍舉曰、願有進隱、曰、有鳥在於阜、三年不蜚不鳴、是何鳥也、莊王曰、三年不蜚、蜚將冲天、三年不鳴、鳴將驚人、舉退矣、吾知之矣、居數月、淫益甚、大夫蘇從乃入諫王曰、若不聞令乎、對曰、殺身以明君、臣之願也、於是乃罷淫樂、聽政、所誅數百人、所進者數百

人、任伍擧蘇從以政、国人大説、」とある。これに類似の話は『呂氏春秋』重言篇にも見える。ところが莊王は「不聽而好讒」であり諫めたのは成公賈になっており、蘇從のことは見えず、話の末は「明日朝、所進者五人、所退者十人、羣臣大説、荆国之衆相賀也、」となっている。『韓非子』喻老篇にもこれと略同様の話が見え、諫臣は右司馬とある。話の結末は、「処半年、乃自聽政、所廢者十、所起者九、誅大臣五、擧処士六、而邦大治、：遂霸天下、」となっている。これが『新序』雜事篇二になると、隱戯を好んで政治に力を注がぬ莊王を諫めるのは士慶である。各文獻間でこれ程に登場人物やまとめ方に異なりが明瞭であるのは、楚莊王が名のある覇者となつたことを語るのが、これらの話の本来の目的であつて、この中心テーマさえ動かなければ、これに関与する人物は極端な言い方をするなら誰でも良かったことを逆に語っていることにならう。だからもつと思ひ切つた言い方をすれば、この話における登場人物は歴史事実と一々嚴密な対応をして居なくても良かったのだとさえ言えるだろう。驚いたことに『史記』滑稽列傳には、「楚世家」で莊王と伍擧との話はそのまゝに、人物が齊の威王と淳于髡とに置き換えられている。なお「楚子發母」注（『列女傳』注釈及び解説一頁97）参照。

さて、この樊姫の伝の中心は恐らく次の（樊姫の諫言の）部分に置かれているのだらう。作者がこの伝を設けるうえで有力な基本資料にしたのも『韓詩外傳』卷二に見える樊姫の話（以下の注参照）であるに違いない。そこでこの部分に見える、王の目を政に向けさせる話は、次の中心となる話の前置きとして、『列女傳』において初めて創作された話なのではなからうか（なぜ前置きを必要としたかは次注で説明）。この際、話の参考資料として利用されたのは、具代的にはその関連を指摘し難いが、多分前引『史記』・『呂氏春秋』などに見えるかの話であるだらう。逸樂に耽り政事に真劍な取り組みをせぬ莊王を、特殊な手段に依つて刺激し、終に目覚めさせる話における男の臣を切りはずし、先ず作者は以上の役割をなす者を樊姫にそっくり置き換えたのである。そしてこの場合、日夜の淫樂の場面は狩獵に取り換えられて、王を諫める樊姫の逸話が手短かに作りあげられたので

ある。土台になる話に大きなずれが生じない限り、諸文献を比較しても分かる通り、莊王の話の登場人物は本来あまり厳密に固定されてはいないのだから、作者にとってこれくらいの部分を創りつけ足すことは大して氣のがめる資料操作ではなかったのである。そして、他伝の例にも見られる通り、これと類似の手法によってつくりあげられているものは『列女傳』には数多い。しかしこの様な操作はなにもこの作者に限ったことではないかも知れない。『韓詩外傳』の樊姫の話にしたところで、確かな典拠が存在したかどうか実は疑問である。後でふれるつもりであるが、かの話も実はもともと『呂氏春秋』や『韓非子』に見える様な話（又後注⑨紹介の『說苑』至公篇の話）が土台にされて、固有名詞のすげかえや場面の新設定がかの作者に依って為された可能性は十分にあると思うのである。各文献においても、孔子を使用した教訓話がいかに多くつくりあげられているかを考えれば、この想定の妥当性が理解されるであろう。

⑥この伝の中心部分を占めるこれ以下の話は、『韓詩外傳』巻一に見える（「楚莊王聽朝罷晏、樊姫下堂云々、」）。前注に紹介した様に、諸書には、霸者として名高い莊王も、即位当初は政務に熱心ではなかったが、有能な側近の諫言や助言に依って、終にはその真価を發揮し得たというエピソードが、既に紹介した様に、他書にも存在する。『韓詩外傳』に見える話もこのエピソードの同一範疇に在るものであるが、内容は、政務に熱中にするが、未だ効果的な政事行為のない王に、樊姫が或る示唆を与えるというものである。だからこの話は、一般に知れわたっている樊莊王成功譚の後半を分担する内容しか具えていないことになるのである。かくしてこの樊姫の伝で、この部分が中心部分としての重みを持つためには、莊王が政務に目覚めるまでの簡単な説明的前置きがなければならぬことになるであろう。樊姫を素材にしたこの前の部分（前注）の話の創りつけ足すことに依って、劉向はこの樊姫の伝を首尾の具わる物語とした。かくしてこの物語は王と臣とだけに依って語られていた従来の莊王説話に対応し得る、王と愛妾を素材とする莊王説話として整えられたのだと評価することもできる。

⑦この部分は、ほとんど『韓詩外傳』（『樊姫下堂而迎之、曰、何罷之晏也、得無飢倦乎、』）と変わらない。『新序』雜事篇は、「樊姫、楚国之夫人也、楚莊王罷朝而晏、問其故、」で始まっている。『韓詩外傳』と異なるところをあえて指摘するなら、『列女傳』では「聽朝」の上に「嘗」が加えられ、「下堂」を「下殿」に変えている。王注に、「古人所居、通謂之殿、」と言う。洪頤煊（蕭注及び『韓詩外傳集釋』引）は、「飢倦」は「飢倦」に作るべきと言う。その理由として、『漢書』司馬相如伝に、「窮極倦飢」とあり、郭璞が「疲憊也」と言い、又「飢、疲極」と言う。「飢倦」に作るのは浅人の改めし所であるとする。蕭注は、『列子』湯問篇には（禹之治水土地也……飢倦則飲神漿」とあることを指摘している。ここの場面では洪氏が指摘するごとく「倦飢」とある方がふさわしくは思われるが、今一応もとのままに読んでおく。

⑨この部分もほとんど『韓詩外傳』（『莊王曰、今日聽忠賢之言、不知飢倦也、樊姫曰、王之所謂忠賢者、諸侯之客歟、国中之士歟、』）に同じであるが、「莊王曰」を「王曰」に改めている他に、かの書では「今日聽忠賢之言」とあるとあるのを賢者と与に語ったと微妙に変形し、樊姫の言「王之所謂忠賢者、諸侯之客歟、国中之士歟」を簡潔に改めまとめている。『新序』には、「莊王曰、今日与賢相語、不知日之晏也、樊姫曰、賢相為誰、」とある。こまかいことまで言えば、王に「不知日之晏也」と答えさせる点は、『列女傳』の改め表現を通過していることを想像させる。

王注は、『文選』（景福殿賦）注引には、「賢者」の下に「諸侯之客与、将国中士也」の十字が有り、「何也」の二字は無いと指摘する。梁注は同様の指摘をしつつも、以下、異なる所も多いが大意は同じであると言う。この場合、何故諸家が脱文有りと言わぬのか不思議な感じもするが、仮に、この部分を充足すると、あまりにも『韓詩外傳』の表現に近くなりすぎるので、敢えて脱文と断定はし難い気持ちになったことなのであろうか。諸書引の『列女傳』の断片を以て、これを直ちに原本に近いと判定することはさしひかえる必要がある。今

本が原本のままであるとは勿論軽々に断定はできないが、諸類書や諸書注等に引用する『列女傳』に依つて、今本某字を脱すると安易に決めつけるべきでないとは、今までも既に数々指摘したところである。私は、今本に特に理解を越えた疑点の指摘ができぬ場合は、今本のままがむしろ原本の姿を良く伝えた表現と判断すべきであると考えている。

⑨この部分は『韓詩外傳』には、「莊王曰、則沈令尹也、樊姬掩口而笑、王曰、姬之所笑者何等也、」となつてゐる。『新序』には「王曰、為虞丘子、樊姬掩口而笑、王問其故、」とある。

ここに「虞丘子」とあり、『韓詩外傳』卷二には「沈令尹」とあることについて整理しておく。『韓詩外傳』卷七には、「虞丘名聞於天下、以為令尹、讓於孫叔敖、則遇楚莊王也、」とあるのに、これと同文を載せる『說苑』卷一七雜言篇には「沈尹」として示し、「沈尹名聞天下、以為令尹、而讓孫叔敖、則其遇楚莊王也」とある。しかるに、又これと同一の事柄を述べていると思われる巻一四至公篇では「虞丘子」として示され「楚令尹虞丘子復於莊王曰、臣聞奉公行法、可以得榮、……才之所不著、無當其処、臣為令尹十年矣、国不加治、獄訟不息、処士不升、久踐高位、妨羣賢路、……臣之罪當稽於理、臣竊選国後、下里之士曰孫叔敖、秀羸多能、其性無欲、君舉而援之政、則国可使治、而士民可使附、莊王曰、子輔寡人、寡人得以長於中国、令行於絶域、遂霸諸侯、非子如何、虞丘子曰、久固禄位者、貪也、不進賢達能者、誣也、不讓以位者、不廉也、不能三者、不忠也、為人臣不忠、君王又何以為忠、臣願固辭、莊王從之云々、」とある。要するに『韓詩外傳』においても劉向の作品においても、同じ話と思われるのに、人物は「虞丘子」とされ、一方では「沈令尹」(又は沈尹)と言われているのである。そこで『韓詩外傳集釋』卷七「虞丘名云々」下の引陳喬樞は、「外傳二載沈令尹進孫叔敖事、列女傳賢明篇及新序一、沈令尹並作虞邱子、則虞邱子当即沈令尹之号」と言う。なぜ沈令尹あるいは沈尹が虞丘子と称されるのか明確な理由は分からないが、『墨子閒詁』所染篇引の李惇は、「沈令尹乃知沈尹、即虞邱子、令尹者其

官、沈者其氏、或食邑也、」と言う。諸資料を矛盾なく理解しようとするなら、これらの説は一応妥当とせざるを得ない。又、「沈令尹」なのか「沈尹」なのかもはつきりさせなくてはなるまいが、『墨子』所染篇には「楚莊染於孫叔沈尹」とあるから、「沈令尹」が古来の呼称かどうか疑問が存する。『左傳』宣公二二年に「沈尹將中軍」と見えるし、『呂氏春秋』には「沈尹某」が数々登場する。即ち先ず「當染」には「荆莊王染於孫叔敖沈尹蒸」、「尊師」には「楚莊王師孫叔敖沈尹巫」、「察傳」には「楚莊聞孫叔敖於沈尹筮、審之也、故國霸諸侯也」、「贊能」には「孫叔敖沈尹莖相与友、……沈尹莖遊於郢五年、荆王欲以為令尹、沈尹莖辭曰、期思之鄙人有孫叔敖者、聖人也、王必用之、臣不若也云々」とある。又、『新序』雜事五には「楚莊王學孫叔敖沈尹筮」とある。以上見て来ると「沈令尹」とあるのは『韓詩外傳』卷二の樊姬の話だけであり、他は「沈尹」又は「沈尹某」で登場していることになる。ただ「沈尹」も令尹であった可能性を、『左氏會箋』宣公二二に、『韓詩外傳』には「沈令尹」とあることとの関連から「外傳曰沈令尹、則知令尹者其官也、既而以孫叔為賢、薦之於王、使為令尹、而已讓之、故是時但曰沈尹也、……宣四年越椒既誅、而孫叔至宣十一年、始為令尹、前此八年為令尹者蓋沈尹也云々」と述べている。この指摘にもかかわらず（劉向も実は令尹と見ていたと思われるが）、一般的には「沈尹」は本来「沈尹某」なのであって、「沈令尹」は、「沈尹某」が、令尹孫叔敖や令尹を莊王に薦めた話又彼自身が王から令尹の職にさせられた話等と「尹」字との関係から起こった誤用と見るが正しいのではあるまいか。しかしこれも定論となし得る証拠はない。

なお梁玉繩『史記志疑』卷三五は、『左傳』宣公二二年（沈尹將中軍）の杜注「沈或作寢、寢臬也、今汝陰固始臬也」とあり、この「疏」に、哀公一八年の「寢尹（具由干）」を引いて証すること（「楚官多名為尹、沈者或是邑名、而其字或作寢、哀十八年、有寢尹具由干、因解寢為臬名」）、又、『荀子』非相篇「呂子」贊能篇に孫叔敖を「期思之鄙人」と称すること等から、「期思」は即ち春秋の「寢丘」であり、漢名は「寢臬」、東漢名は「固

始」である。さすが、沈尹は叔敖の隠する所の鼎に官していて、その賢を知りて推薦したのである。ただし「虞丘」については考証の手がかりがないと言う。次になぜここで劉向は「沈尹」を使用しなかったのかについて想像してみる。「沈尹某」には、「某」の部分の使用字の例に様々有って、『呂氏春秋』だけでも「蒸」「巫」「筮」「莖」一定しないから、『韓子外傳』卷二から樊姫の話を採用する際にも「虞丘子」の呼称（巻七に「虞丘」とあるのを採用したか）に換えたのかも知れない。ただ劉向は虞丘子を令尹と見ていたことは『説苑』至公篇の「楚令尹虞丘子」やこの伝のあつかいによっても知られる。なお『史記』循吏列傳には既に虞丘の名が見える。即ち「孫叔敖者、……虞丘相進之於楚莊王、以自代云々」とある。劉向に虞丘子を使用した因はこの部分にあるかも知れない。

この樊姫の話では、莊王と孫叔敖の出会い、沈尹子の怠慢を指摘する形式で、樊姫の功績にスポットライトがあてられているが、本来から言えば、むしろこの方が例外話であり、莊王と孫叔敖の出会いに沈尹子が直接に関係を持ったという話の方が、恐らく古い形式であったと思われる。このことは『墨子』や『呂氏春秋』に見える「莊王」「孫叔」「沈尹」が一セットで扱われているのを見てもわかるし、説話面から言って「賢能」（前引）における沈尹子の役割を見ても思いあたることである。『説苑』至公篇（前引）の話は勿論『呂氏春秋』のこの話の流れをくみ、古来の伝に依るものであろう。これでは、樊姫の役割はそっくり沈尹子に入れ代えられて、ほとんど古来の沈尹子の面目のままに紹介されている。要するに『列女傳』の樊姫の話のこの主要部分は『韓詩外傳』卷二の話を借用したものに相違ないが、かの話も恐らくそれよりも古くから存在した莊王と臣の話が取捨合成されて作成されたものに相違なからう。ただし細かく言えば、沈尹子と樊姫の王への対応は全く同じではない。樊姫の指摘する沈尹子の怠慢を、かの「至公」等の話では自ら進んで気づき指摘することに依って孫氏を推薦しているのである。だから『韓詩外傳』以下の樊姫の話は「至公」等の話の補説的な役割も持っているとも考

えられよう。⑤でとりあげている『呂氏春秋』・『韓非子』・『史記』などの莊王と臣の話も勿論ここに有形無形の影響を与えていると見る必要があるであらう。

⑩王注は『文選』（景福殿賦）注引には「妾幸得充後宮」に作ることに、これ以下、文字に多少の異なりはあるが大意は同じである等の指摘をしている。又、「巾以拂拭、櫛以理髮」と言う。

「遣人之鄭衛云々」につき、蕭注は『史記』（楚世家）の「莊王左抱鄭姫、右抱越女、」を引き、『琴操』より、「莊王愛幸樊姫、不敢尊席、飾衆妾使更侍王、」を引く。

このところ『韓詩外傳』には、「姫曰、妾得侍於王、尚湯沐、執巾櫛、振衽席、十有一年矣、然妾未嘗不遣人之梁鄭之間、求美人而進之於王也、」とある。『列女傳』はこれを簡潔にまとめる。「梁鄭」が「鄭衛」に変えられている。『新序』は「妾幸得執巾櫛以侍王、」として以下を省略して下文（注⑩以下）に続けている。

⑪蕭注は『琴操』の「妾非不欲專貴擅愛也、」を引く。『韓詩外傳』には前注⑩に続いて「与妾同列者十人、賢於妾者二人、妾豈不欲擅王之愛、專王之寵哉」（「之愛專王」は旧脱、『治要』引には有ると言う。）とある。「同列」「賢」の順が逆に述べられ、「十」が「七」と変じ、「豈云々」は『韓詩外傳』旧本に同一である。簡潔なまとめ方をしている『列女傳』ではむしろこの方がふさわしいと思うが、『新序』では「非不欲專貴擅愛也」に作り、「專貴」「擅愛」をそのまま用いる。

⑫「兼」について、王注は「疑誤」と言う。しかし蕭注は「兼味」「兼人」の「兼」であると言う。『韓詩外傳』には前注引に続き、「不敢以私願蔽衆美也、欲王之多見、則知人能也、」とある。『列女傳』は「妾聞」を設け、姫の説得に深みを持たせる工夫をしている。『新序』では前引に続いて「以為傷王之義、故能進与妾同位者数人矣、」とある。

⑬「十余年」について、蕭注は『新序』が「数十年」に作ることを指摘する。なお、『説苑』至公篇では、「楚令尹

虞丘子……臣為令尹十年矣、」とある。『韓詩外傳』は「数年」とする。

「子弟」について、王注は、「弟」字は下句と重複する。『文選』（景福殿賦）注引で「孫」に作るのが正しいと言ふ。

このあたり『韓詩外傳』には、「今沈令尹相楚數年矣、未嘗見進賢而退不肖也、又焉得為忠賢乎、」とある。『新序』には「今虞丘子為十數年、未嘗進一賢、知而不進、是不忠也、不知、是不智也、不忠不智、安得為賢、」とある。このあたりの姫の虞丘子批判は、『說苑』至公篇の虞丘子の自己批判に良く似ている。即ち「虞丘子曰、久固祿位者、貪也、不進賢達能者、誣也、不讓以位者、不廉也、不能三者、不忠也、為人臣不忠、君王又何以為忠、」とある。なお前注⑨を参照のこと。いずれが先に成立して、いずれに影響を与えたのか明確にはし難いが、前注⑨にも指摘した如く、孫叔敖と莊王の出会いをめぐる古来の説話の流れをそのまま受け止めて発展させると『說苑』至公篇の説話が形成されるであろうし、『韓詩外傳』卷二の説話に『呂氏春秋』等に見える様な説話を合流させると『列女傳』のこの説話部分が形成されるであろう。いずれにしても『說苑』に見えるものが本流である可能性が強く、樊姫の話は支流であるとすべきであろう。

⑭「避舍」について、王注は、相位を辞せんとしたことを言うと言明している。

『韓詩外傳』には、「莊王旦朝、以樊姫之言告沈令尹、令尹避席而進孫叔敖、」とある。『新序』には、「明日朝、王以樊姫之言告虞子、虞丘子稽首曰、如樊姫之言、於是辭位、而進孫叔敖相楚、」とある。『列女傳』は、『韓詩外傳』では単に「避席」とのみあったものを、「避席」「避舍」に分け記している。

蕭注は『史記』（循吏列傳）の「孫叔敖者、楚之処士也、虞丘相進之於楚莊王、以自代也、三月、為楚相、」を引き、『說苑』同じと言ふ。「至公」の説話のことを言っているものであろうか。

⑮このところ『韓詩外傳』には、「叔敖治楚三年、而楚國霸、楚史援筆而書之於策曰、楚之霸、樊姫之力也、」とあ

る。『新序』雜事一には、「而進孫叔敖相楚、国富兵強、莊王卒以霸、樊姫与有力焉」と見える。『列女傳』は『韓詩外傳』に略同じであるが、「楚史書曰」と変じた点が微妙に異なる。『韓詩外傳』の作者は「楚之霸、樊姫之力也」を、こういう風に書かれたそうだという程度のもので示している様に思われるが、『列女傳』の作者はかの事柄を「書曰」と決め記すことにより、確実にそう書かれている事実として示そうとしている様に思われる。樊姫の説話をより事実らしく読者に示したい作者の意図から出るものと見て良からう。又、『韓詩外傳』の「楚史云々」に強くひかれてこれを採用したため、他伝の例からすれば「君子曰」とあるべきところを、この伝では省いてしまっている。

⑩『毛詩』衛風、碩人に、「大夫夙退、無使君勞、」とある。「碩人」は既に「母儀」の齊女傳母の説話の土台にさされている。尚、「其君者、謂女君也」は、本来注の語ではあるまいか、梁注は魯詩説と言う。

『毛詩』商頌、那に「温恭朝夕、執事有恪、」とある。

『韓詩外傳』卷二が樊姫の話の末に引く詩は、「百爾所思、不如我所之」である。この一句は『毛詩』邶風、載馳に見える。

⑪王注は、「伯」と「霸」は古字通ずる。「処」・「路」と韻をふむと指摘している。梁注は、「伯」の古音、博故反であると言う。

六、周南の妻

周南の妻は、周南大夫の妻なり。大夫 命を受けて、水土を平治す。時を過ぎて、来たらず。妻 其の王事を懈るを恐る。蓋し其の鄰人と与に、素より大夫と与に言ふ所を陳ぶ。国家 難多し、惟だ之を勉強し 遣怒して父母の憂を遺るること無かれ。昔 舜 歷山に耕し、雷澤に漁し、河濱に陶す。舜の事に非ざるに、而も舜之を為す者は、父母を養ふが為めなり。家貧しく親老ゆ、官を挾ばずして仕ふ。親ら井臼を操り、妻を挾ばずし娶る。故に 父母在すときは 当に時と小同して 大義を虧くこと無く 患害に罹らざらんとすべきのみ。夫れ 鳳凰は蔚羅に離らず。麒麟は陷穽に入らず。蛟龍は枯沢に及ばず。鳥獸の智すら 猶ほ害を避くることを知る。而るを況んや人に於てをや。乱世に生まれて、道理を得ずして 暴虐に迫られ、義を行ふことを得ず。然り而して仕ふる者は、父母の在すが為めの故なり。乃ち詩を作りて曰く。魴魚は頰尾にして、王室は 毀つが如し。則ち毀つが如しと雖も、父母は 孔だ邇しと。蓋し 已むを得ざるなり。君子 是を以て知る、周南の妻の能く夫を匡すを。頌に曰く、周の大夫の妻 夫 出でて土を治む。維れ戒む 怠る無かれ、勉むるは父母が為めなり。凡そ事へて周より遠きは、親の在すが為めなり。作れる詩の魴魚、以て君子を 救む。

[注]

①王注に依れば、「周南、韓詩云、在南郡南陽之間」とある。王注は恐らく『水經注』卷三四江水「又南過江陵、南」下の注「按韓嬰敍詩云、其地在南郡南陽之間」に依つたのであろう。

「大夫」とのみあることについて、王注は「失其名」と言う。

今この話の直接の出所を指摘することは難しい。ただ『詩』周南、汝墳にまつわる説話であるらしいことは言える。しかしこれ全体が魯詩説として劉向以前から伝えられていたと言える程のものか否か、これは断定できない。

い。「毛詩」にも『韓詩外傳』にもこの「汝墳」の背景に類似の説話が存在することは想像されるし、それらがこの『列女傳』の話と似た部分を持つことも理解できるが、この「周南之妻」の内容は、話の展開よりも、話の断片に加わる説明部分で多くが占められている。この説明的な部分を取除くと他の詩伝と大差ないものが残るだけである。大部分は劉向の創り補足したものとされる。ただこのことは「周南之妻」が魯詩説に本づいたとする従来の指摘を必ずしも否定はしない。魯詩説に基づいたことを否定せぬまでも、この話の大部分は劉向の筆から生まれ出たと考えねばならぬと思うのである。『韓詩外傳』卷一に「汝墳」の一句を引いて、「枯魚銜索、幾何不蠹、二親之寿、忽如過客、樹木欲茂、霜露不使、二親不待、故曰、家貧親老、不扞官而仕也、詩曰、雖則如晁、父母孔邇、此之謂也」とある。『説苑』建本篇「子路曰」にこの「枯魚銜索」を引く。この「周南之妻」の内容と結び付く部分もある。『後漢書』列傳二九周磐の伝に、「(磐)居貧養母、儉薄不充、嘗誦詩、至汝墳之卒章、慨然而歎、迺解韋帶、就孝廉之學、」とあり、李賢注に、「汝墳、辭家也、其卒章曰、魴魚鱗尾、王室如燬、雖則如燬、父母孔邇、薛君章句、鱗赤也、燬烈火也、孔甚也、邇近也、言魴魚勞則尾赤、君子勞苦則顔色變、以王室政教如烈火矣、独触冒而仕者、以父母甚迫近飢寒之憂、為此祿仕、」とある。王先謙『集解』引周壽昌は、『韓詩外傳』を引いて『列女傳』に比べ、「説与韓詩同」と言っている。『毛詩』序には「汝墳、道化行也、文王之化、行乎汝墳之國、婦人能閔其君子、猶勉之以正也」とある。以上見わたすに、『後漢書』注引等韓詩説では、「汝墳」は家を辭して出で行く詩としてゐる様であるから、『毛詩』とは少し觀方が異なる様に思われる。内容から見て、『列女傳』のこの説話のまとめ方は『毛詩』に近い様に思えるが、『毛序』に、「文王之化云々」とある点は、むしろこの「周南之妻」に深い関わりを持つとは思えない。「毛」・「韓」いずれとも微妙にずれている。

②「平治水土」が何に基づくか分からないが、『詩』の「遵彼汝墳、伐其條枚、未見君子、惄如調飢」をこの様に受け止めているとすれば、『毛詩』とは異なった解釈をしていることになる。「毛傳」はこの部分に対する細か

な解釈を示してはいないが、「鄭箋」には「伐薪於水之側、非婦人之事、以言己之君子賢者、而勉勤勞之職、亦非其事、」と見える。この「周南之妻」では、「平治水土」と大夫勞役を具体的に示しているから、「伐其条枚」は妻ではなく夫の従事している仕事と把握していることになる。そうすると『詩』の「未見君子」は、ここでは、「過時不来」と解釈されたことになるのであろう。蕭注は『毛詩正義』より「王肅曰、当紂之時、大夫行役、王基曰、汝墳之大夫久而不婦」を引いている。しかし劉向は、「汝墳」を行役の場所と解しているのであって、この大夫を「汝墳の大夫」と見ているのではない様である。一方、この部分の『詩』句の解釈についても、『詩三家義集疏』卷一は、条枚を伐するは平治水土の用とするためであるとし、「鄭箋」の説を非とする。

③「過時不来」が「妻恐其懈於王事」にすぐつながり、これに付随する説明文も見えないのは、文章解説をやや困難にしている。これは句が脱落したためか、作者の不用意に依るものか明らかにできない。このあたり「毛序」の「婦人能閔其君子、猶勉之以正也」にも結びつけて理解できそうである。ただ『毛詩』では「閔」はあわれむ意に解すべきかと思われるが、「周南之妻」の場合は心配すると解する方が良い様に思われる。しかし劉向が「毛序」を意識したか否か分からない。

④王注は、「素猶平日也、所与大夫言、即匡正其夫之辭」と言う。この辺りより以下を見てもこの「周南之妻」は説話的であるというよりは、「汝墳」についての解説という方がふさわしく思われる。しかしそれが魯詩説をそのまま紹介したものか、劉向の創意が濃厚であるのか、今断じ難い。

⑤「不挾官而仕」に関連して、蕭注は、『韓詩外傳』（卷一）より、「曾子仕於莒、得粟三秉、方是之時、曾子重其祿而輕其身、親没之後、齊迎以相、楚迎以令尹、晉迎以上卿、方是之時、曾子重其身而輕其祿、懷其宝而迷其國者、不可与語仁、寤其身而約其親者、不可与語孝、任重道遠者、不挾地而息、家貧親老者、不挾官而仕、（故君子橋褐趨時、当務為急、伝云、不逢時而仕、任事而教其慮、為之使而不入其謀、貧焉故也）」を引く。なお許維

遙は『韓詩外傳集釋』において、『詩』北門（邶風）より「王事敦我」を引用する。蕭注は次に、『孟子』に不幸に三有るを述べていることを指摘し、趙注の「家貧親老、不為祿仕、二不孝也、」を紹介している。『孟子』離婁上篇に、「孟子曰、不孝有三、無後為大、舜不告而娶、為無後也、君子以為猶告也、」とある。又、下篇にも「世俗所謂不孝者五、惰其四支、不顧父母之養、一不孝也云々、」とある。

⑥害から遠ざかり生存を全うして安全であるようにと教える句は「鄒孟軻母」（母儀）にも見える。即ち「夫君子学以立名、問則広知、是以居則安寧、動則遠害、今而廢之、是不免於廩役、而無以離於禍患也云々」とある。「遠害」についてはこの他「陶荅子妻」（賢明）に、「南山有玄豹、……欲以沢其毛而成文章也、故藏而遠害云々」とあり、「楚接輿妻」（賢明）に、「君子謂、接輿妻為樂道而遠害、夫安貧賤、而不怠於道者、唯至德者能之、」とある。「遠害」がこの「賢明」にくり返されるのは、これがテーマの一部分であったからかも知れない。この伝に、保身の賢者とも言うべき人々の話が後半に連なるのも、このためと考えて良からう。

「鳳凰不離於蔚羅云々」以下について、この表現の直接の出典を今指摘できないが、『公羊傳』哀公一四年に、「麟者仁獸也、有王者則至、無王者則不至」とあり、何注に、「援神契曰、德至鳥獸、則鳳皇翔、麒麟臻、辟害遠也云々」と言う。『論衡』指瑞篇にも、「鳳皇麒麟為聖王來、思慮深、避害遠、中國有道則來、無道則隱、」と見えるし、『楚辭』惜誓篇「使麒麟可得羈而係兮」の王注に、「麒麟仁智之獸、遠見避害、常藏不見、有聖德之君、乃肯來出、」と言う。『列女傳』のこの部分の表現を支える思想が以上の文献に見える様な見方と同一次元に在るところとは論を待たまい。又、『呂氏春秋』應同篇には、「夫覆巢毀卵、則鳳凰不至、刳獸食胎、則麒麟不來、乾涸涸漁、則龜龜不住、」と見え、『戰國策』趙策四にも、「有覆巢毀卵、而鳳凰不翔、刳胎撻天、而麒麟不至」とある。『春秋繁露』五行順逆第六十には鳳凰などにも言及し、「恩及於毛蟲、則走獸大為、麒麟至云々」と言う。ところで『禮記』禮運篇では、「四靈以為畜、故飲食有由也、……麟鳳龜龍謂之四靈、……鳳以為畜、故鳥不獮、」・「故聖王

所以順、……河出馬函、鳳皇麒麟、皆在郊椒、龜鼈在宮沼、其余鳥獸之卵胎、皆可俯而闕也、」のごとく見える。以上はいずれもおおむね聖王の徳に感じて聖獸が来至することを言うものであるが、『列女傳』ではかれらの思慮深い点に目を止め、『論衡』や何休・王逸らのとらえ方に近似しているのが興味深い。尚、余論ながら、この見方はやがて賢者・隠者を賞賛する思想とも深い関わりを持って来る性格を有している。即ち乱世から害を避けて遠ざかる聖獸が仁徳あり思慮深いなら、現世から身をへだてる隠者も乱世を知る賢なる存在と見てさしつかえないことになる。だから聖獸の出現ないし召致こそが平和と聖王の証となるなら、王者の聖世実現の努力の一端に、隠者召致という事が重要な意義を持つことも不思議ではなくなる。聖獸・賢者・隠者はかくして連結されるのである。

「而迫於暴虐」の「而」字を、王注は衍字であると言う。

⑦「毀」について、王注は、「缺壞」の意であり、王室が多難で、毀缺して堅完ならざらんとするを言うものと見、『毛詩』には「燬」に作るから、これは魯詩であろうとする。なお蕭注引臧庸は、「燬」の省借字であろうと言う。歐氏『校證』も、「毀」は「燬」の省文と言う。王注「毀」字の解には従い難いが、今「燬」にそのまま従うこともしない。「毀」のまま読んでおく。

『詩三家義集疏』は、この詩句について、「王室如燬」を「迫於暴虐、不得行義」と解していると、「父母孔邇」を「然而仕者、為父母在」と解していると指摘し、その意は「父母不能遠避、則當無懈王事以貽親憂」であり、「孔邇」を父母に属して言っている（いわゆる「韓」義は、「孔邇」を「飢寒甚切」とする。注①参照）。これは魯詩の解釈によるもので、「鄭箋」も「父母甚近、当念之以免於害」と言うのは魯訓に合するものであると論じている。この義解には略従えるが、「鄭箋」の、見解の他句における部分は必ずしも『列女傳』に一致するとは言い難いであろう（朱子は「父母」は文王を指すと言う）。

以上この「周南之妻」はこの詩句にまつわる話と見て良いであろうが、『毛詩』や『韓詩外傳』などの觀方と微妙に異なる点も存する。

⑧「而能匡夫也」について、王注は「而」を衍字と言ひ、梁注は段玉裁説を引いて、「而」は「能」字であり、浅人が又「能」字を添えたとする。

⑨「周」字について、梁注は王念孫説『漢書補注』を引いて、「周」は「害」である。上文に「害」が二度見えるのはその証である。隸書で「害」字を「愆」に作り、「周」と似ていることと上文の「周南」に涉つて誤つたのである。又、『公羊傳』宣公六年に「靈公有周狗、謂之獒」とあり、『爾雅』釋畜注に、これを引いて「害狗」に作り、『漢書』諸侯王表の「河間共王不周」を、「景十三王傳」・『史記』表・五宗世家には「不害」に作ると指摘している。更に蕭注は、『書』君奭篇「在昔上帝割申勸寧王之徳」を、『禮記』緇衣篇は引いて「周田觀文王之徳」に作り、「正義」に「此周字古文為割」とあるのもその類であると言ひ。一理あるが今一応「周」のまま讀んでおく。

七、宋の鮑の女宗

女宗は 宋の鮑蘇の妻なり。姑を養ひて甚だ謹む。鮑蘇 衛に仕へて三年にして、外妻を娶る。女宗 姑を養ひて愈々敬む。往来する者に因りて其の夫を請ひ問ふに、外妻に 賂遺すること甚だ厚し。女宗の奴、謂ひて曰く、以て去る可しと。女宗曰く、何の故ぞと。奴曰く、夫の人既に好する所有り。子何ぞ留るやと。女宗曰く、婦人 一たび醜すれば改めず。夫死しては嫁せず。麻象を執り、絲璽を治め、紵を織り、紉を組りて以て衣服を供し、以て夫室に事ふ。酒醴を激濁し、饋食を羞して以て舅姑に事ふ。專一を以て貞と為し、善従を以て順と為す。豈に夫室の愛を專にするを以て善と為さんや。其の 淫意を以て心と為して、夫室の好を 拒するが若きは 吾 未だ其の善なるを知らざるなり。夫れ礼 天子は十二、諸侯は九、卿大夫は三、士は二なり。今 吾が夫は誠に士なり。二有るも亦た宜ならずや。且つ婦人 七つの去らるる有りて、夫れ一として去るの義無し。七去の道、妬 正に首と為す。淫僻。竊盜。長舌。驕侮。無子。惡病。皆其の後に在り。吾が奴 吾に教ふるに居室の礼を以てせず、反りて 吾をして棄て見るるの行ひを為さ使めんと欲す。將た安くにか此を用ふる所ならんと。遂に聽かず。姑に事ふること愈々謹しむ。宋公 之を聞き、其の間に 表し、号して女宗と曰ふ。君子謂ふ、女宗 謙にして礼を知ると。詩に云ふ、儀を令くし色を令くし、小心翼翼。故訓是れ式り、威儀 是れ力むと。此の謂なり。

頌に曰く、宋の鮑の女宗、礼を好み理を知る。夫に外妻有れども、為めに已を変ぜず。婦道を称引して 其の奴に聽かず。宋公之を賢として、其の間里に表す。

[注]

①鮑蘇のことは未詳。従つて典拠も未詳。話の型は、「母儀」における魯之母師・魏芒慈母等の如く、その生き方が国君の賞するところとなり、称号が与えられるというものである。しかし話には展開が少なく、貞女の論を列して示すのが主目的である様に見える。だから、鮑蘇に関する話の断片はもしかしたら存在したものかも知れない。

いが、女宗の口をかりて語られる妻論はむしろ漢代のものと思われ、他の文献より集めて作者の判断に依って列せられたものであろう。

②「外妻」について、蕭注は『漢書』高五王の「齊悼惠王肥、其母、高祖微時外婦也」を引いている。『漢書補注』引沈欽韓（『漢書疏證』）は、『毛詩』小雅、我行其野の「求爾新特」に付する「毛傳」に、「新特外昏」とあるのを指摘し、『列女傳』のこの「外妻」にも注目し、「外婦」・「外昏」・「外妻」は義同じと言う。尚、『孟子』離婁下篇に「齊人有一妻一妾而处室者云々」がある。

③「姒」について、王注は、婦人で長婦を姒という。また姉を姒というとする。蕭注は、『左傳』（昭二八）の「長叔姒生男」によって、きょうだつ叔の妻もまた姒と称すると言う。ここはあによめの意とすべきであろうか。

④「醮」について、梁注は、「醮」と「醕」と同じである。『説文』に、「醕、飲酒尽也」とあり、『儀禮』士昏禮篇に、「贊洗爵、酌醕主人、主人拜受、……酌婦、亦如之、……卒爵、皆拜、……再醕、如初、……三醕、用盞、亦如之、……卒爵、」とある。これが「醮」である。又、『禮記』郊特牲篇に「壺与之齊、終身不改、」とあり、注に、「齊或為醮」と見える。「齊」「醮」通借であるという。

『毛詩』には天から棄てられた女性の悲をうたったと思われるものがいくつもある。例えば「王風」の中谷有蕓、「邶風」の谷風、「衛風」の氓などにこれを見ることができ。

⑤『禮記』郊特牲篇に、「壺与之齊、終身不改、故夫死不嫁、」とある。尚、「魯之母師」注④⑧②④（『列女傳』注釈及び解説一頁以下）も婦人の三従の義などに言及する。『説苑』建本篇には、「昔者東夷慕諸夏之義、有女夫死、為之内私壻、終身不嫁、不嫁則不嫁矣、然非貞節之義也、」とある。尚、「貞順」蔡人之妻・黎莊夫人参照。

⑥王注に、この句は『禮記』内則篇（「女子十年不出、……執麻枲、治絲繭、織紵組紃、学女事、以共衣服云々」）に依ると指摘し「繭」は「繭」の俗字であること「紵」は繒帛を織ること「組」は綴（ひらひも）の属「紃」は

条であり、ともに婦人のしごとであると述べている。「組」は名詞と見ることできるが、「魯季敬姜」（母儀）に、為政を織に關連づけて、「天子……与三九卿、組織地徳云々」と言っており（一参照）、こゝも作者は「織」と「組」とを対応させているものと見ておく。ただし『禮記』の方は「紆・組・紉を織り」と読むべきかも知れない。婦人の織績の事については「魯季敬姜」（注③④）に述べ、「鄒孟軻母」（注②⑦）にも述べている（一頁89・90・120等）。

⑦王注は、「以事夫」を句、「室澈」を句とし、「澈」は潔清の意で、室内を勤めて洒掃すべきことを言ったものと指摘しているが、蕭注は洪頤煊の説を引き、下文に「夫室」が二度見えるからやはりこゝは「以事夫室」を句とするのが良いと言う。今これに従う。

⑧王注は、「室澈」・「漢酒醴」と見、「漢」は「慕」に同じとし、「鄒孟軻母」（母儀）に「孟母曰、（夫婦人之礼）……慕酒漿、（養舅姑）」とあるのを証とする。蕭注は洪氏説（前注引）により、「澈」は「激」に作るべきで、「澄」字と同じ、「澄漢酒醴」は、その清なることを言うもので、『禮記』禮運篇に、「澄酒在下」とあることを指摘する。又、梁注の、「澈」は『説文繫傳』に引いて「激」に作ることを、『爾雅』に「漢清也」と述べているのを紹介している。

⑨「召南申女」（貞順）に、「貞一脩容」とあり、「衛寡夫人」（貞順）には、「君子美其貞壹」と見え、「黎莊夫人」・「齊孝孟姬」・「魯寡陶嬰」（貞順）にも各々「貞壹」の語が見える。「梁寡高行」（貞順）には「貞專精純」とある。「蔡人之妻」（貞順）に「後人美之、以為貞順」という。

『孟子』滕文公下に「以順為正、妾婦之道也、」とある。

この下に、梁注本は「貞順婦人之至行也」の八字を補い、理由として、『文選』晉紀總論注引にはこの部分が存することをあげている。蕭注もこれに従っているが、本来この一文が原本にはここに存在していたが、後に脱

したものでどうか必ずしも究明はできない。かの個所には、「修真順於今」の下に、「列女傳、宋鮑女宗曰、貞順、婦人之至行也」とあるのみである。この八字の前後の文は示されていない。この一文が脱しているのが実であれば、その個所はこの所であると見るのが正しいであろうが、無くても意は通じるので、今外したまま読んでおく。しかし興味深い指摘であることにかわりはない。

⑩「淫意」について、王注は「淫慝」に作るべきだとする。しかし強いて改めるまでもなからう。蕭注に、『毛詩』關雎序の「樂得淑女以配君子、憂在進賢、不淫其色、」を引いている。

「扼」を王注は「把持也」と言う。

⑪『公羊傳』莊公一九年に、「諸侯耆聘九女、諸侯不再娶、」とある。ところが『後漢書』劉瑜（列傳四七）に「古者天子一娶九女」とあり、注には「公羊傳曰、諸侯一聘三女、天子一娶九女、夏殷制也、」とある。『白虎通』嫁娶篇に、「天子諸侯、一娶九女者何、重國広繼嗣也、……王度記曰、天子諸侯、一娶九女、……或曰、天子娶十二女、法天有十二月、万物必生也云々」とある。『後漢書』荀爽（列傳五十二）に、「天子娶十二女、天之數也、諸侯以下各有等差、」とある。『公羊傳』成公二〇年「齊人來媵」の注に、「天子聚十二女、」と言う。『獨斷』上に、「天子之妃曰后、后之言後也、諸侯之妃曰夫人、夫人之言扶也、夫人曰孺人、孺之言屬也、士曰婦人、婦之言服也、庶人曰妻、妻之言齊也云々、」とあり（『禮記』曲禮下篇にも略同じ文あり）、又、「三夫人、帝嚳有四妃、以象后妃四星、其一明者為正妃、三者為次妃也、九嬪、夏后氏增以三三而九、合十二人、春秋天子取十二、夏制也、……天子一取十二女、象十二月、三夫人、九嬪、諸侯一取九女、象九州、一妻、八妾、卿大夫一妻二妾、士一妻一妾、」と言う。尚、卿大夫以下について『白虎通』には、「卿大夫、一妻二妾、……士、一妻一妾、」とある。『禮記』昏義篇には、「古者天子后立六宮、三夫人、九嬪、二十七世婦、八十一御妻、以聽天下之内治、以明章婦順、故天下内和、而家理、」とある。

⑫梁注は「七去」について、先ず『大戴禮』本命篇の「婦有七去、不順父母去、無子去、淫去、妒去、有惡疾去、多言去、竊盜去、不順父母去、為其逆德也、無子、為其絕世也、淫、為其亂族也、妒、為其亂家也、有惡疾、為其不可與共寢盛也、口多言、為其離親也、盜竊、為其反義也、」を引き、『公羊傳』莊公二十七年の何休注、「婦人有七棄、…無子棄絕世也、淫佚棄亂類也、不事舅姑棄悖德也、口舌棄離視也、盜竊棄反義也、嫉妬棄亂家也、惡疾棄不可奉宗廟也、」を挙げて、「並与此異」と言う。七の中で異なるのはこれらには舅姑又は父母に事えることを入れているが、『列女傳』にはこれを数えず、「驕侮」をこれに代え、特に「妬」を首と定めたところである。梁注に指摘する程に殊更に異と言えるのか疑問である。ここではむしろ作者の女性観の特異性が、「妬」と「驕侮」の観方に在ったことの証と見得ることに注目すべきではなかるうか。作者が特に「妬」を重視しているのは、この伝と次の「晉趙衰妻」に関連するテーマであるからであろうが、もっとさかのぼれば、漢代の家族制下における現実的問題とも関わりが有り、作者がそれに深い関心を抱いたからでもあろう。又、「驕侮」を父母に事えることに代え入れたのは、女性のこの問題は後の「孽嬖」の根底に深く関わるものだったからと判断して良いであろう。

蕭注は、『禮記』内則篇（「子不宜其妻、父母曰是善事我、子行夫婦之礼焉、没身不衰」）の「正義」引『易』同人六二鄭注に、「天子諸侯后夫人、無子不出」とあり、同引「鼎」卦鄭注に、「嫁於天子、雖失礼、無出道、廢遠而已、」とあることを指摘し、『大戴禮』（本命）に「婦有三不去、有所取、無所歸、不去、与更三年喪、不去、前貧賤、後富貴、不去、」とあるのも掲げている。

尚、『禮記』内則篇にはほとんど一方的に舅姑に事えるべきことを重視したものが多し。例えば、「子婦孝者敬者、父母舅姑之命、勿逆勿怠、」、「子甚宜其妻、父母不説、出、」、「婦將有事、大小必請於舅姑、子婦無私貨、無私畜、無私器、」などとある。『白虎通』嫁娶篇には「夫有惡行・妻不得去」とある。これらを見ると、女性の中

にたぎるエネルギーは、その個性的な発現を阻まれているの観が強い。そもそも儒教的人間観は、男性に対応するかたちで、この世界における女性の存在意義を対等に認めているのだと言えるけれども、人間世界を形成するうえでは対等であるけれども、男女を異質のエネルギーを持つ存在と規定し、この二つの力をもとにした、調和的な人間世界の構想に結び付けていくから、一方を主導的存在、一方を従的補助的存在と定め別けることになる。男女は人間世界の構成個体としては対等な存在ではあるのだが、主導的に人間世界を運営・維持する役目を持つ男性を補佐する存在なのだから、女性が男性との関わりを無視して単独の個性的主体的行動を為すことは容認されていない。即ち存在の本来性においては対等だが、存在の理念において主従に對置されるのである。

こう見て来ると、女性の男性に対する関係は君主に対する下臣の關係に似た一面も見受けられることになる。この様な性格を有する儒教の礼制は、女性の人間性を無視し、男性に都合の良い勝手な精神に根ざした不平等な人間観を形成したのであって、永い間女性を非人間的な陰の世界にとじ込めて来たと言えることも確かである。しかし儒教における女性観をただ単に女性蔑視とか人間性否定とかいう様な単調な批判のみで看過して良いものであろうか、女性に対するこの様な徹底した従順の要請には様々な理由が有るに違いない。個々の礼節を見ていくと、概していずれにも、女性エネルギーの奔放なる発散を懸念してか、これを制御せんとしてかなり周到なる配慮が加えられていると感じられるものが多い。これは最早女性軽視などではなく、厳密に言えば女性エネルギーへの恐怖によるものと言えるかも知れないが、素直な氣持にして言えば、畏敬の念に依るものと把握するのがむしろ当たっている。だから儒教の人間観の根底には、女という性への、男という性との同等の或は時としてこれを越える尊嚴なる存在という観方があるとすべきであり、人間世界の調和的構成の面から女性を敢えて従の方にふり分け置いたものである。『列女傳』においてもこの傾向はもっと徹底して推し進められていく。

作者のこの書を著わした目的には、きわめて深刻な現実的問題がこれにからんでいたと思われる。即ち『漢

書」本伝に、「向睹俗弥奢淫、而趙衛之属起微賤、踰礼制、向以為王教由及外、自近者始云々」とある如く、天子を巡る后妃の処置は、外戚の権力拡張と王権の傀儡化という現実的な政治的問題に関わる事柄なのであった。

「孽嬖」は、王権の弱体と后妃の關係についての直接的な問題提起であつたらう。他伝の各々についても、儒教の女性倫理を積極的実践演出する様々な女性を登場せしめることによつて、本質的に制度や規制を越えてしまう性格を有する女性エネルギーの噴出を牽制しようとしているのである。しかし興味深いのは『列女傳』の女性達は決してこの生き方を屈辱的に実践しはしない。常に積極的に、しかもこの倫理の領域には男性を立ち入ることを拒否する厳然たる気迫を持つて実践する。彼女等は、きわめて明確に、男性の陽的存在に對して、ひけをとらない陰のエネルギーの存在として強烈に生きていく。この点において、『列女傳』は、その表われとして、完全に陽に對等なる陰の存在者を確立し得ていると見て良いであろう。しかし作者はこの奥にもう一つのもくろみを持つ。即ち作者は女性に、男性に對等な倫理実践を為さしめることによつて、実は女権の限りなき伸張を、巧みに阻止して陽存在たる男の独自性を確立せしめ、逆に女性に、世界における陰存在への定住を確かに構築するのである。そうであるにしても尚、劉向が礼における女性の主体性を認めていることを忘れてはならない。以後の儒教倫理史の中では、この点は次第にうすめられていくからである。尚、「契母簡狄」注④・「周室三母」注①・「魯季敬姜」注⑤・「鄒孟軻母」注⑦⑧等（『列女傳』注釈及び解説）参照のこと。

「夫無一去義」について、『四部叢刊』本は「夫」を「方」に作る。歐氏『校證』は、「夫」に改めるべきであるとす。

⑬ 「不教吾々為見棄之行」について、歐氏『校證』は『文選』任彦升劉先生墓誌注引には、「不」の上に「如」字が有ることを指摘している。この字が無くても意味は通ずるが、有れば表現がなめらかにはなる。

「宗」について、王注は、「尊」であるとしている。

⑭ 『毛詩』大雅、烝民に、「令儀令色、小心翼翼、古訓是式、威儀是力、」とある。

王注に、「故」は「古」であり、『毛詩』は「古」に作ると指摘する。梁注同じ。「毛傳」に「古故」とり、「鄭箋」には「故訓先王之遺典也」と言う。

八、晉の趙衰の妻

晉の趙衰の妻は、晉文公の女なり。趙姫と号す。①初め 文公 公子爲る時、趙衰と与に狄に奔る。狄人 其の二女 叔隗・季隗を公子に入る。公 叔隗を以て趙衰に妻す。盾を生む。② 盾に反るに及びて、文公 其の女趙姫を以て趙衰に妻す。原同・屏括・樓嬰を生む。④ 趙姫 盾と其の母とを迎へて之を納れんことを請ふ。趙衰 辭して敢ぜず。姫曰く、可ならず。夫れ 寵を得て旧を忘るるは、義を舍つ。新を好みて故を過るは 恩を無みす。人と与に 隘 厄に勤めて、富貴にして顧みざるは 礼を無みす。君 此の三者を棄つれば 何を以て人を使はん。妾と雖も亦た以て巾櫛を待執する無からん。詩に云はずや、葑を采り非を采る。下体を以てする無かれ。德音 違ふ莫くんば、爾と死を同じうせんと。人と与に寒苦を同じくせば小過有りと雖も 猶ほ之と死を同じくして去らず。況んや新に安んじ旧を忘るるに於ておや。又た曰く、爾の新婚に譏んじて我を辱しとして以ひずと。蓋し之を傷むなり。君 其れ之を逆へよ。新を以て旧を廢つる無かれと。趙衰 許諾す。乃ち逆ふ。叔隗と盾と来る。姫 盾を以て賢と爲して、立てて嫡子と爲さんことを請ふ。三子をして之に下ら使め、叔隗を以て内婦と爲し、姫 親ら之に下る。盾 正卿と爲るに及びて、趙姫の讓恩を思ひ、姫の中子屏括を以て公族大夫と爲さんことを請ふ。曰く、君は姫氏の愛子なり。君が姫氏微かりせば、則ち臣は狄人なり。何を以て此に至らんと。成公 之を許す。屏括 遂に其の族を以て公族大夫と爲る。君子謂ふ、趙姫恭にして讓有りと。詩に曰く、温温たる恭人、維れ徳の基と。趙姫の謂なり。

頌に曰く 趙衰の姫氏、制行 分明なり。身は尊貴と雖も 偏房を妬せず。射ら叔隗に事へ 子盾をば嗣と爲す。君子之を美め、厥の行 孔だ備はるとす。

〔注〕

① 趙姫のことは『左傳』僖公二四年に見える。

② 文公重耳は驪姫の乱によつて、「重耳奔狄」（「葦壁」の晉獻驪姫）とあり。諸国流浪の後、齊桓公のもとに至る。

〔賢明〕の晉文齊姜。流浪の途中、曹を過ぎた時のことは「仁智」の曹僖氏妻に見える。重耳の流浪と文公の功業については、『國語』晉語が詳しく語る。

③『左傳』僖公二三年に、「晉公子重耳之及於難也、晉人伐諸蒲城、……吾其奔狄、……狄人伐廬咎如、獲其二女叔隗季隗、納諸公子、公子取季隗、生伯儻叔劉、以叔隗妻趙衰、生盾、」とある。『史記』趙世家には、「重耳以驪姬之乱、亡奔翟、趙衰從、翟伏廬咎如、得二女、翟以其少女妻重耳、長女妻趙衰、而生盾、」とある。

「公」について、梁注は、『左傳』には「公子」とある。ここには「子」の字を脱すると言う。梁注の指摘は一見もっともと思わせるが、やはりここは「公」のままに置くべきではあるまいか。なぜなら、『左傳』と『列女傳』では、どの時点で文公重耳を定め把握するかについて考え方が異なるからである。『左傳』はここでは、王位に即く以前の重耳として設定するから、「公子」の呼称で通すが、『列女傳』では、この話の中心は趙姬に在るから、「文公」の時点で重耳を把握することになっている。ただ一ヶ所「狄人入……於公子」では『左傳』と同じ「公子」を用いているが、これはこの時狄人から見ても、重耳はまだ公子のままであって文公ではなかったのだから、「狄人」を主語とするこの句では当然「公子」を使用することになるであろう。以上、梁注の指摘にもかかわらず、『列女傳』のここは「文公」を意味する「公」のままが良いのであって、「公子」とすべきではないと見なければなるまい。

④『左傳』僖公二四年には、「文公妻趙衰、生原同・屏括・樓嬰」とある。『史記』には「初重耳在晉時、趙衰妻亦生趙同・趙括・趙嬰齊、趙衰從重耳出亡、凡十九年得反國、重耳為晉文公、趙衰為原大夫、居原任國政、文公所以反國及霸、多趙衰計策、語在晉事中云々、」とある。『左傳』に依れば、同・括・嬰齊(嬰)の三子の母と趙衰とは、重耳歸國即位後に結婚した如く読めるが、『史記』では明確に晉國出奔以前に結婚し、三子も出生していた

かの如く読める。『列女傳』は勿論『左傳』に依っているとされる。ただし『列女傳』では趙姫は文公の女と明示しているが、『左傳』ではだれの女であるかなど明言はしていない。これら三文献間の異同をもとに、『左傳』は『史記』の誤りを正して『列女傳』に依ったと論じるものに、徐仁甫『左傳疏證』が有るが、その論拠は強固とは言えぬ。だいいち、『左傳』が『列女傳』に依拠して整えまとめたのなれば、趙姫即ち文公の女とある『列女傳』の表現を何故用いなかったのであろうか、だから『左傳』の不備を補うために、杜預は恐らく『列女傳』に依って、「趙姫、文公女也」と解説せざるを得なかったのではないか。だからこのことは逆で、『列女傳』が『左傳』の記事に依って、出所の明確ならぬ趙姫を文公の女として人物設定を明確にしたと考えるべきであって、この一点に注目するだけでも、『左傳』・『列女傳』の先後は明らかである。又、『史記』が、趙衰出奔以前に妻を持ち三子が有ったとすることについて、もしそうだとすると、翟で生まれた盾は三子よりも年下ということになる。三子を、呼び寄せた盾に下事させるといふのは理に合わぬことである。『史記』が『左傳』を資料とし得なかつたからこそ、晉妻、翟妻の前後を誤つたのであると見る。『史記』が『左傳』の記述に牽引されていゝことは明らかである。妻の前後の設定・三子の名（特に嬰齊）も異なるし、盾を適嗣にし、三子を下事せしめたとは言いが、翟妻をどう扱ったかを示してはいない。だから『左傳』の記事を見得なかつたのだと言えば、言えないこともないが、『史記』の記載の全てが先行文献に忠実かと言えれば必ずしもそうは言えない。司馬遷は彼独自の立場で資料処理をしているところがいくらでも有るのだから、彼はここでは『左傳』に見える様な資料を見得たかも知れないが、それをそのまま『史記』に持ち込まなかつたに過ぎないのかも知れない。一九年も外に居て帰つてから晉の妻をめぐり三子をもうけたという設定よりも、出奔以前に妻が有り流浪の間に三子も育つていたとする方が無理のない設定であると考えたのであろう。年上の三子を翟人の年下盾に下事せしめるという設定には確かに無理を感じないわけにはゆかないが、衰の子盾の存在感よりすれば、特に異常なる矛盾と見なくて

も良いであろう。司馬遷の考えが那邊に在ったか確かな分析は今なし難いが、彼が『左傳』を見なかったから誤ったと断定するにはやはり無理が存すると思う。前述の如くむしろ遷が『左傳』の様なまとめ方に牽引されなかった結果と見るべきであろう。古典文献間の異同をあげつらって、各資料のつじつまを強いて合わせようとする一つの傾向が昔の学者間に存在するが、これはかえって特定の文献の個性と作者の意図とを殺す結果に終る無意味な処置にすぎない場合が多い。

以上、『列女傳』は先ず『左傳』を基本資料としたであろう。尚、『史記』は『左傳』とは設定を異にするが、必ずしも司馬遷が資料処理を誤ったと断定はできないであろう。

⑤この部分、『左傳』僖公二十四年には、「趙姬請逆盾与其母、子餘辭、姬曰、得寵而忘旧、何以使人、必逆之、固請、許之、」とある。『史記』には「趙衰既反晉、晉之妻固要迎翟妻、」とある。『列女傳』は勿論『左傳』に依拠していると思われる。特に趙姬の説得の部分に新たな工夫を加えて、恩人に報いる理屈を、三本の柱で整え、組み加えている。「好新而媿故」は後に引く『詩』との関係から、「邶風」谷風からの影響が考えられても良さそうである。「富貴而不顧」には、三不去（大戴禮・本命篇）の「前貧賤後富貴、不去」が連想される。徐氏は『左傳』が逆に、『列女傳』より「得寵而忘旧」・「何以使人」の二句を用いて他を省略したと見ている。

「与人勤於隘厄」について、『補注校正』引王念孫は、「困」・「厄」字を古は「隘」に作った。この文はもと「与人勤於隘」とあったと考えるべきで、「厄」は後人の旁記を誤って正文に入れたものである。古に、「隘厄」二字を連用するものはないと言っている。興味深い指摘と言うべきであろう。

「詩云」はいずれも『詩』邶風、谷風に依るもの。『毛詩』序に、「谷風、刺夫婦失道……淫於新昏、而棄其旧室云々」とあり、「采芣采芣、無以下体、德音莫違、及爾同死、」とある。又、「宴爾新昏、不我屑以、」とある。

「宴」を『列女傳』は「謙」に作る。また「下体」について、『韓詩外傳』卷九引（孟子妻独居云々）章）には

「下礼」に作る。『釋名』に「礼、体也、得其事体也、」とあり、『廣雅』釋言に、「礼、体也」と言う（『韓詩外傳集釋』にはこの義は韓詩にもとづくと言う。）

以上に依って、劉向のこの伝作成における工夫は、『左傳』の記載を『詩』の句とその内容等の要素と結びつけ再構成した点に在ると言えるであろう。即ちもつと具体的に理解せんとするなら、先ず『左傳』の「得寵而忘旧」を『詩』の意を汲んだと思われる姫の結びの言「無以新廢旧」に結び付けている点に注目し、更に前述の如く、『左傳』のかの句を「義」と把握しなおして、これに「恩」・「礼」を加えることで姫の説得に豊かな拡がりを与え、『詩』の句との関連性をなめらかにしたこと等に目を向ていけば、以上の結論は容易に納得されるであろう。

⑥『左傳』には、「許之、来、以盾為才、固請于公、以為嫡子、而使其三子下之、以叔隗為内子、而已下之、」とある。『史記』には、「晉之妻固要迎翟妻、而以其子盾為適嗣、晉妻三子、皆下事之、」とある。

『列女傳』は「内子」を「内婦」に作る。杜注は「卿之嫡妻、為内子也」と言う。『春秋左氏傳舊注疏證』は、『禮記』雜記上に「内子以鞠衣褻衣素沙、」とある注に「内子、卿之適妻也、春秋傳曰、晉趙姬請逆叔隗於狄、趙衰以為内子、而已下之、是也、」と言うのを掲げ、杜注はこれに依ると指摘する。又、『國語』魯語にも「卿之内子為大帶」（魯季敬姜）にこれを引く）とあり、韋注に「卿之適妻為内子」と述べていることをも指摘する。『左氏會箋』は「対而曰之、則卿妻曰内子、大夫妻曰命婦、散而言之、則大夫是卿之綜号、其妻亦綜名為内子、」と言う。王注は『左傳』により、「内子」に作るべきであると指摘する。

余論乍ら、後世、父が特殊な事情で二妻を持つことになった場合、これらの子が前母・後母への儀礼をどうすべきかの議論があり、この趙姫の例が引き合いに出されている。『晉書』卷二〇禮儀志中篇に詳しいが、今略す。

ここは『左傳』のまとめ方と殆ど同じであるが、強いて注目するなら、『左傳』では、「以盾為才」の下に「固

請於公」を入れ、以下は句を整えて、「以為嫡子、而使三子下之、」と「以叔隗為内子、而已下之」を列ねている。ここに列ねられる両句は、姫の「請」のすべてを示すものの如く読める。『列女傳』もこれと略同じに読まないこともないが、『左傳』の「固請於公」の一句独立は省かれ、「以盾為賢」はそのまま「請立為嫡子」に吸い込まれていく勢が強いから、「請」の主体が「為嫡子」のみに特に注がれる感が強い。その為、「三子下之」・「以叔隗為内婦」・「親下之」の各々は、続いて姫自身が進んでその様に処置したことを叙述している如く読めそうである。そして『左傳』の「已」を「姫」に変えている点も微妙にこの傾向を助長している様に思われる。

⑦『左傳』宣公二年に、「晉於是**有公族余子公行**、趙盾請以括為公族、曰、君**姫氏之愛子也**、微君**姫氏**、則臣狄人也、公許之、冬趙盾為旄車之族、使屏季以其故族為公族大夫、」とある。『史記』晉世家に「成公元年、賜趙氏為公族、」とある。「正卿と為るに及びて云々」は、『左傳』文公六年に依れば、「(趙)宣子於是乎始為国政」とある。だから『左傳』に依れば、正卿になったことと屏括を公族大夫と為さしめたこととの間にはかなりの時間があることになる。劉向はこの間を省略したのである。「君姫氏について、『左氏會箋』は「君姫氏猶曰君母氏、自妾言之、謂之**女君**、自妾子言之、謂之**君母**、」と言う(沈欽韓もこれに同じ)。

⑧『毛詩』大雅、抑に、「温温恭人、維德之基、」とある。尚、この句は『説苑』修文篇にも引いている。

九、陶の荅子の妻

陶の大夫 荅子の妻なり。荅子 陶を治むること三年。名譽は興らざるに、家富は三倍す。其の妻 数々諫むれども用ひられず。居ること五年。従車百乗にして帰休す。宗人 牛を撃して之を賀す。其の妻 独り児を抱きて泣く。姑怒りて曰く。何ぞ其れ不祥なるやと。婦曰く、夫子 能は薄にして官は大なり。是れを 嬰害と謂ふ。功無きに家は昌なる。是れを 積殃と謂ふ。昔、楚の令尹子文の国を治むるや、家は貧しく国は富む。君は敬ひ 民は戴く。故に福 子孫に結り、名 後世に垂る。今、夫子は然らず。富を貪り大を務めて後害を顧みず。妾聞く、南山に玄豹有り。霧雨 七日なれども 下食せざるは何ぞや。以て其の毛を沢にして文章を 成さんと欲すればなり。故に 藏して害に遠ざかる。犬彘は食を扱ばずして以て其の身を肥す。坐にして死を須つのみと。今、夫子 陶を治むるに、家は富み国は貧し、君は敬はず民は戴かず。敗亡の徴見はるるなり。願はくは少子と俱に脱れんと。姑怒る。遂に之を棄つ。勉ること期年。荅子の家、果して盜を以て誅せらる。唯 其の母のみ老にして以て免る。婦 乃ち少子と与に歸りて姑を養ふ。終に天年を卒ふ。君子謂ふ、荅子の妻、能く義を以て利に易ふ。礼に違ひて去らんことを求むと雖も、終に以て身を全うし礼を復む。遠識と謂ふ可しと。詩に曰く、百爾の思ふ所我が之く所に如かずと。此の謂なり

頌に曰く、荅子 陶を治め、家富は三倍す。妻 諫むれども聽かれず、其の改めざるを知る。独り泣くに姑は怒り、厥の母家に送す。荅子 禍に逢ひ、復た歸りて姑を養ふ。

〔注〕

①「荅子之妻」について、梁注は、『御覽』人事部（卷四七二）によって「之」字を増したと言う。歐氏『校證』は『事文類聚』前集三引にも「之」字が有ると言う。「四部叢刊」本・「文選樓」本には「之」字がない。しかし

他伝の例に照らしても、特に無ければならぬ字とは言えない。尚、この話の典拠は詳かにしない。

② 梁注は洪頤煊に依って、「陶」は「定陶」である。『史記』越世家に、「(范蠡) 止於陶」とあり、「集解」に徐廣は、「今之濟陰定陶、」と言とする。

③ 梁注は、『御覽』(卷四七二)には、「(其妻教)、荅子怒曰、汝非所知、」とあることを指摘する。

④ 「宗人擊牛而賀之」について、歐氏『校證』は、「擊牛」は意味を成さない。『御覽』四七二引は「牽牛酒」に作る。これが是であるとし、「擊」は「繫」の譌で、「繫牛」は「牽牛」であり「牛」の下に「酒」字が脱したのであると言う。興味深い指摘である。ただ『後漢書』馬援伝(列傳一四)に「擊牛」の用例がある。即ち「援乃擊牛醢酒、勞饗軍士」とあり、『列女傳』の「擊牛」も必ずしも改めなくとも読める。尚、蕭注は、『史記』張釋之伝に「五日一椎牛」とあり、「索隱」に「椎、擊也」とあることを指摘している。

⑤ 王注に「嬰猶触」とある。

⑥ 王注は、令尹子文の治国に関して、『左傳』(莊公三〇)に、「自毀其家、以紓楚国之難、」とあることを指摘する。尚、『國語』楚語下に、「昔鬬子文三舍令尹、無一日之積、恤民之故也、成王聞子文之朝不及夕也、於是乎每朝設脯一束云々、」とあり、『戰國策』楚策に、「威王問、……莫敖子華対曰、昔令尹子文、緇衣之衣以朝、鹿裘以处、未明而立於朝、日晦而帰、食朝不謀夕、無一日之積、故彼廉其爵、貧其身、以憂社稷者、令尹子文是也、」とある。

「福結于子孫」について、歐氏『校證』は、『御覽』四七二・『記纂淵海』八一引には、「福」の下に「禄」字が有る。今本はこの字を脱すると言う。しかし次の「名垂于後世」とのつり合いから考えても、「禄」字の無いのがむしろとの姿としてふさわしいのではなからうか。

「名垂于後世」について、「四部叢刊」本は、「垂」を「伝」に作る。

⑦「文豹」について、蕭注は『資暇録』引には「文豹」に作ると言う。

梁注は、「何也」の下に、『御覽』では「飽其志饑其腹」が有ることを指摘する。

「沢其毛而成文章也」について、梁注は、『文選』謝玄暉之宣城詩注・『初學記』天部下・『御覽』天部一五・獸部四等引には、「毛」の上に「衣」字が有り、「人事部」は「毛衣」に作ると指摘する。王注も『文選』・『初學記』の「衣毛」に注目し、「衣毛者、脊背上毛、如人之有衣也、」と言う。尚、蕭注は曹元忠に依り、『事類賦』霧篇注引には「成其文章」に作ると言う。確かに、「衣」・「其」字があれば、表現の形は整ってくる。一見解であらう。

「故藏而遠害」に関連して、梁注は、『初學記』では、下に「今君与此背、不免後患」の二句が有り、『御覽』天部一五では、下句を「不無後患乎」に作ると言う。この前後を見渡しても、この『列女傳』では余計な二句という感じもする。しかし歐氏はこの二句は脱したものと見ている。いずれが是とも断じ難い。

⑧「家富国貧」につき、梁注は、『御覽』四七二では、「家」・「国」の下に各々「日益」が有ることを指摘し、歐氏も同じ指摘をし、今本には脱落が有ると言う。しかしこれもやはり余計な文字という感じが強い。そもそもここは前文の「尹文子之治国也、家貧国富、君敬民戴」に対応した句だから、「家富国貧、君不敬民不戴」とある今本の形の方がむしろふさわしく見えるのである。類書引の諸文には後世の所謂文章家の余計な増文・改文が付け加えられている様に思われる。

「君不敬、民不戴」につき、王注は郝敬の説を引き、『文選』秋風辭（卷四五）・與朝歌令吳質書（卷四二）引には、「陶荅子妻曰、樂極必哀、」とあり、「秋風辭」には「哀」の下に「来」字が有る。これが本来この下に存ったのだらうと言う。又、篇内には有韻の文が多く、ここでは「戴」「来」が相い韻すると述べる。尚、梁注もこの句に注目するが、これは次句のところを取り上げる。

⑩梁注は、『文選』（卷二七・謝玄暉詩）注引には「逢福必矣」に作ること。『御覽』四七二には「夫子之逢過必矣」とあり、下に「請去」の二字が有ること等を指摘し、更に前注引「秋風辭」注引等に見えるかの一句にも注目し、ここに脱文が有るだろうと述べている。しかし脱文があるとは言えないだろう。

このあたり、諸書に引く文に微妙な異文が目につく。しかしこれらがすべて原本『列女傳』から脱したと断定することは困難である。なぜ様々な異文が存するか理由は明確にし得ないが、このあたりの言辭には後世文士の興味を引く如き色彩が濃厚で、引用者によって微妙に筆を加えられた結果と想像することもできそうである。これと原本『列女傳』との関わりにはあまり神経質にならぬ方が良いと思われる。

⑪王注によれば、「盜」とは荅子を言う。「大學」に「寧有盜臣」とあることに注目しつつ、ここは君が盜藏の罪あるものを誅して、あわせてその家のものにも及んだが、母だけは年老の故に誅せられなかったことを述べているのだと解説している。蕭注は『左傳』文公一八年に、「竊賄為盜」とあり、『穀梁傳』に「非其所取而取之、謂之盜」とあることを指摘している。

⑫梁注は、「終卒」二字は誤倒だろうと言い、『御覽』には「乃与少子婦養終姑天年」に作ることを指摘している。

⑬『毛詩』鄘風、載馳に、「百爾所思、不如我所之」とある。

十、柳下惠の妻

魯の大夫 柳下惠の妻なり。柳下惠 魯に処りて、三たび黜せらるるも去らず。民を憂ひ乱を救はんとす。妻曰く、無乃瀆むしろけがらんか。君子に二恥有り。国 無道なるに貴きは恥なり。国 有道なるに賤しきは恥なり。今 乱世に当たる。三たび黜せらるるも去らざるは、亦た恥に近しと。柳下惠曰く、油 油 たる民 將に害に陥らんとす。吾 能く已まんや。且つ彼は彼為り。我は我為り。彼 裸裎ぬくじすと雖も、安くんぞ能く我を汚さんやと。油 油 然として之と与に処りて、下位に仕ふ。柳下 既に死す。門人 將に之に誅せんとす。妻曰く、將に夫子の徳を誅せんとするや。則ち二三子 妾の之を知るに如かざるなり。乃ち誅して曰く。夫子の伐らざる、夫子の竭ほきざる。夫子の信誠にして人と与にいて 害 無き、屈ま柔して 俗 に従ひて強察せざる。蒙恥して民を救ひて徳い弥々いよ大なる、三黜に遇ふと雖も終に 蔽こはれざる。愷悌の君子、永く能く厲む。嗟乎 惜しいかな、乃ち世を下る。邈年を庶幾いふに、今遂に逝く。嗚呼 哀しいかな、魂神 泄まれり。夫子の 諡 宜しく惠と為すべしと。門人 之に従ひて誅を為り、能く竄すべき一字莫し。君子謂ふ、柳下惠の妻、能く其の夫を 光 にすと。詩に曰く、人 其の一を知りて、其の他を知る莫しと。此の謂なり。

頌に曰く、下惠の妻 賢明にして文有り。柳下 既に死して、門人 存せんことを 必 ず。將に下惠に誅せんとするに、妻之が辭を為る。其の文を陳列して、能く之を易ふるもの莫し。

〔注〕

① 「柳下惠」について、王注は、姓は展、名は獲、字は禽、柳下に居り、惠を諡としたと述べる。蕭注は以下の諸説を紹介する。「展氏」は『左傳』隱公八年・僖公一五・僖公二六年（文公二年にも）等に見えること、『國語』魯語上（「文仲聞柳下季之言」）の注に「字季禽」・「獲、展禽之名也」・「柳下、展禽之邑、季、字也」とあること、又、冠礼時に字し、五十才で伯仲を加える（『禮記』檀弓上「幼名、冠字、五十以伯仲、死諡、周道也」）から、

禽は二十の時の字、季は五十の時の字である。又『淮南子』説林訓（「柳下惠見飴」）の高誘注に、名が獲、字が禽、家に大柳樹が有り、惠徳があつたので柳下惠と号したのである。一に柳下は呂名とも言う。又、『文選』（巻五七）陶徵士誄注引『論語』（「柳下惠爲士師」）の鄭玄注には、「展禽食采柳下、諡曰惠」とある。『孟子』趙注（公孫丑）には「魯公族大夫也、姓展、名禽、字季、柳下是其号也」と言う。

以上、高誘が名を「獲」としたのは、『國語』魯語上の「問於展禽、対曰、獲聞之」に依つたものであろう。しかし趙岐は名を「禽」とするから、『國語』や『左傳』に見える「展禽」の呼称を重視したのであろう。韋昭は名は「獲」を採り、字については「季禽」・「季」とする。一方、高注は字を「禽」、趙注は「季」とするなど一定せず、このため『左傳正義』（信公二二〇）の如きは、「季」は五十才の字、「禽」は二十才の字という様な折中の見方で決着をつけざるを得ないことになつたのである。しかし「柳下惠」・「柳下季」・「展禽」を強引に結びつけて理解しようとするところになにか本質的な問題があり、これが長い間見落とされて來て來ている様に思われてならない。本来同一人物であるのなら、この様に字などをはじめとする呼称に関して、學者間に異論が存して定まらないこと自体が先ず穩当ではない。これは各呼称を一つの点に重ねるのが無理であることを既に露呈しているのではなからうか。なぜ無理を生ぜしめたか、それには、「柳下惠」という個有名詞が彼の所有する特殊な個性のために、學者に様々な眩惑を生じさせた可能性も考慮する必要があるのかも知れない。今この問題点を具体的に整理することは難しいが、恐らく我々は先ずこの「柳下惠」を、かの「展禽」や「柳下季」から一応切離して見つめるのが良いであろう。司馬遷でさえ、孔子との關係で「柳下惠」を二ヶ所に登場させるが（「孔子世家」「仲尼弟子列傳」）、「展禽」や「柳下季」の呼称は用いていない。『莊子』（盜跖）には「柳下季之弟、名曰盜跖從卒九千人、横行天下云々」とあり、実は司馬遷もこれらの呼称と人物との具体的調整が為し難く、「柳下惠」・「柳下季」・「展禽」等を結び付けて歴史人物記述の中に登場させることを多少ためらつたのではなからう

か。諸家の注からはこれらをすべて結び付けて解釈しようとする態度が起ってくるが、すべての呼称を一所に使用する文献はない様に思う。例えば『左傳』は「展禽」、『論語』・『孟子』・『史記』・『大戴禮』・『淮南子』は「柳下惠」、『莊子』・『呂氏春秋』は「柳下季」、『國語』は「展禽」・「柳下季」を使用する。同一人物と把握するか否かは別として『荀子』には「展禽」(成相)と「柳下惠」(大略)が見える。

以上「柳下惠」を「展禽」と結び付ける注釈者の態度には納得し切れぬものがあるが、逆に、これらを結び付けることが必ずしもでたらめとは決めつけ得ぬ点があることも了解しておく必要がある。以下これを紹介説明する。先ず『國語』魯語上には、「海鳥曰爰居云々、……展禽曰、……文仲聞柳下季之言曰云々、」とあるから、「柳下季」を「展禽」と結ぶことには基本的に問題は少ないわけである。又、『論語』微子篇に、「柳下惠為士師、三黜」とあって、『荀子』成相篇には「展禽三黜云々」と見えるから、「柳下惠」と「展禽」を結ぶことも可能になる。又、「臧文仲」とのことを媒介にしても想像は拮げ得る、『論語』衛靈公篇に「臧文仲……知柳下惠之賢、而不与立也」とあり、『左傳』文公二年には、「仲尼曰、臧文仲其不仁者三、……下展禽、」とあるから、これが「柳下惠」ないし「展禽」についての同一の評論と見なし得るなら、この二つの呼称も同一人物のものと判断できることになろう。又『國語』に見える「臧文仲」と「展禽」・「柳下季」の関わりを見ても、臧文仲が展禽の賢を十分に知り得たに違いない事柄と了解されるから、やはり「柳下季」・「展禽」・「柳下惠」を同一点に重ねるのは容易なことのように思われてくる。又、『呂氏春秋』審己篇に魯侯と柳下季の話が見え、これと同じ話を『新序』節士篇では「柳下惠」の呼称で紹介しているのである。以上の文献間における個有名詞の関連にもかかわらず、「柳下季」と「展禽」は結べても、やはり「柳下惠」はやや別の存在という感がぬぐいきれない。『論語』・『孟子』の「柳下惠」は、これが伯夷などと共に用いられる点から見ても、本来は伝説的要素の多い存在としなければならぬ様な気がするし、これを『國語』や『左傳』の「展禽」と重ねることはもともと物語形成者

の恣意に出るものではないのだろうか。

劉向は以上の様なことを考慮してか否か、ここでは「柳下惠」以外の呼称を用いていない。それは勿論「禽展」を用いたり、「臧文仲」を登場させる必要もなかったからだろうし、更に、恐らくこの妻の話自体が、『論語』・『孟子』などの話を利用した彼の創作であろうから、余計の想像ではあるがむしろ他の呼称や人物を用い出すことには幾分かうしろめたさを感じたのであろう。どちらかと言えば、歴史事実であることを無理に強調しない方が都合が良いのである。ただししかし彼自身、「柳下季」と「柳下惠」とは別人とってはいいないことは、『新序』の「柳下惠」に誤りがないかぎり認めざるを得ない事柄である。

②『論語』微子篇に、「柳下惠為士師、三黜、人曰、子未可以去乎、曰、直道而事人、焉往而不三黜、枉道而事人、何必去父母之邦、」とあり、同篇に、「逸民、伯夷……柳下惠……謂柳下惠少連、降志辱身矣、言中倫、行中慮、其斯而已矣、」ともある。又「衛靈公」には、「臧文仲其竊位者与、知柳下惠之賢、而不与立也」とある。

『孟子』公孫丑上篇に、「柳下惠不羞汗君、不卑小官、進不隱賢、必以其道、遺佚而不怨、阨窮而不憫、故曰、爾為爾、我為我、雖袒裼裸裎於我側、爾焉能浼我哉、故由由然与之偕而不自失焉、援而止之而止、援而止之而止者、是亦不屑去已、」とある。「萬章」下にも略同文が見えるが、「阨窮而不閔」と「爾為爾」との間に、「与郷人处、由由然不忍去也」がある。「盡心」下に、「孟子曰、柳下惠、不以三公易其介、」とあり、同篇には又、「聖人百世之師也、伯夷柳下惠是也、」とも見える。

『列女傳』のここにおける柳下惠と妻との会話は、以上に掲げた『論語』や『孟子』に見える事柄を基にして作者に依って再構成されたものであろう。

③「無乃瀆乎」について、王注は「瀆与黷同、握持垢汚也」と述べ、『易』蒙卦の「再三瀆」を引き、古文は「黷」に作ると言う。

この妻の言については前注参照。「三黜云々」は『論語』微子篇の「三黜、人曰、子未可以去乎」を妻の言に置きかえたものであり、「君子有二恥云々」は、「秦伯」の「邦有道、貧且賤焉、恥也、邦無道、富且貴焉、恥也」や「憲問」の「邦無道穀、恥也」なども持ち込み結びつけたものに相違あるまい。

④「油油之民」について、王注は、「油油猶悠悠也、又与滔滔形声相近、」との考えを示し、『論語』微子篇に「滔滔者天下皆是也、」とあることに注目しつつ、ここが「油油」に作るのは下文に涉つて誤つたものであると言う。梁注も、鄭本『論語』に「悠悠者天下皆是也」とあるとし、「油油」は「悠悠」に作るべきであると言う。

両説の指摘も興味深いが、下文で柳下惠は「油油然、与之処」であつたと言つており、民に特に対立したりこれに対して特殊な生き方を主張する必要がないというのが彼の考えであるのだから、その「油油然」は、むしろ民の「油油」たる在り方に沿つてゐることを言つたものと考えて良いであらう。だから王・梁注とは逆に、「油油之民」のままであることの方がふさわしいのだとも言えることになる。むしろ作者は柳下惠の言を「油油然云々」につなぐため、意識的に「油油之民」としてここに設けたと見るべきであらう。尚、焦循『孟子正義』は、「油油」は「由由」であり、これは即ち「生生」である。「油油之民」は「生生之民」であると解している。「裸裎」について、蕭注は焦循「正義」を断片的に紹介する。即ち、『説文』は「羸・裎」ともに「袒」と訓じている。又、『左傳』僖公二三年に「欲觀其裸」、『禮記』王制篇に「羸股肱」、『大戴記』天圓篇に「唯人為裸、匈而後生也」、『戰國策』韓策に「秦人捐甲徒裎以趨敵、」とある等を掲げ、みな「裸裎」の本義であると言う。

『孟子』には「袒裼裸裎」とあるが、ここは「裸裎」に作る。焦循は『列女傳』を引いて、『孟子』と相表裏するとし、柳下惠に憂民救乱の心が功である故に、すなおに従つて容忍し、そこで周旋して人を救おうとするのである。この裸裎の人とは即ち害民の人のことであらう。彼は民を害し、我は民を救うのである。趙氏は「袒裼

裸裎」の字義を直接解することはせず、陥害斯民の人を指すものと見ている。だから「悪」の字でこれを明らかにしている（不憚与悪人同朝並立云々）。趙注は『列女傳』に基づいて、『孟子』のかの個所の解説をしているのである。又、『管子』七臣七主篇の「保大術」注に、「保、謂焚燒令蕩然俱尽」とあり、『周禮』大司徒に、「以虎豹也羸物、」・『列子』に「以豹為裎」とあるのより、「羸裎」は即ち「裸裎」であるとし、柳下惠の言う所の裎程は、脱衣赤体に仮りて、害民者の割割を喩えたもので、『管子』で「焚燒」を「保」と為すようなものである。

それはちょうど次の事柄に比較できる。即ち、『荀子』議兵篇に、「仁人之兵不可詐也、彼可詐者、怠慢者也、路亶者也、」の注に、「路、暴露也、亶、誑為袒、謂上下不相覆」とあり、「露袒」と「怠慢」とを並言しているがこれもやはり仮借の言である。以上が焦循の説の概略である。蕭注はこれを引用している。これらは『孟子正義』公孫丑上篇「孟子曰、伯夷非其君不事云々」下に詳細である。

⑤ 「誅」について、王注は、「誅、彙也、彙列其德行而為諡也」と言う。梁注は『御覽』五九六引には「述」に作ることを指摘している。しかしこは「誅」のままが良い。

柳下惠と妻との問答が、『孟子』等の記載を基にして作者が独特な再構成をなしたものであろうから、この妻の誄に関する言辞も、恐らく作者がなにかを基本資料として用いて創作したのだと考えたいが、今、何に依拠するのか詳かにできない。

⑥ 王注は、「不伐」とは「其自謙下」のこと、「不竭」は「其德器深」ということであると解説する。

⑦ 「屈柔從俗不強察兮」について、王注は、「察」は「清」であり、屈身而柔して俗に従い、その潔清を強くおし出さぬことを言うのである。だから柳下惠自身も「彼安能汚我」と言っておると述べる。蕭注は、『老子』（二十章）の「俗人察察、我独悶悶」・『楚辭』漁父篇の「誰能以身之察察、受物之汶汶者乎」を引証する。

⑧ 「雖遇三黜終不蔽兮」について、王注は、「言德弥光大、雖屢被黜、終不能掩蔽之」と言い、梁注は、「蔽」に

ついで、『後漢書』逸民伝序の注引には「弊」に作ることを指摘する。「四部叢刊」本は「終」を「紂」に作る。
⑨「嗟乎」について、梁注は『文選』三良詩・東武吟の各注引には、「吁嗟」に作るという。

⑩王注は、「泄」は或は「洩」に作るとし、『詩』に、「聊樂我魂」とあり、（韓詩説では）「魂神也」である。魂気が泄越して復び招けないことを言う。『禮記』檀弓下篇に、「若魂氣則無不之也」とある等を指摘する。蕭注は、『詩』は韓説であることが『毛詩』鄭風、出東門の『釋文』に見えると言う。この他、『文選』東征賦・東武吟・無鶴賦の各注引にも見えることを『詩三家義集疏』巻五は指摘する。

⑪蕭注は、『逸周書』諡法に、「柔質慈民曰惠」を掲げる。「四部叢刊」本のかの個所には、「柔質受課曰惠」とある。

⑫「莫能竄一字」について、王注は「不能改易一字」の意であると言う。蕭注は、『史記』呂不韋伝の、「乃使其客人人著所聞、集論以為八覽・六論・十二紀、……号曰呂氏春秋、布咸陽市門、懸千金其上、……有能増損一字者予千金、」を引いている。

⑬『毛詩』小雅、小旻に、「不敢暴虎、不敢馮河、人知其一、莫知其他」とある。

⑭「存」について、王注は「存在也、言致其省察恤問之也、」と言う。

一一、魯の黔婁の妻

魯の黔婁先生の妻なり。先生死す。曾子 門人と与に往きて之を弔す。其の妻 戸を出づ。曾子 之を弔す。堂に上りて、先生の戸を見るに、牖下に在りて、^① 擊^② を枕として寢を^③ 席とし、緇袍^④ 表^⑤あらす。覆ふに布被を以てして、首足^⑥尽くは斂^⑦まらず。頭を覆へば則ち足見はれ、足を覆へば則ち頭見はる。曾子曰く、邪に其の被^⑧を引けば則ち斂^⑨まらんと。妻曰く、邪にして余有るは、正にして足らざるに如かず。先生不邪の故を以て、能く此に至る。生ける時邪ならざるに、死して之を邪にするは、先生の意に非ざるなりと。曾子 応^⑩ふる能はず。遂に之に哭して曰く、嗟乎^⑪ 先生の終れる、何を以て謚と為さんと。其の妻曰く、康を以て謚と為さんと。曾子曰く、先生 在^⑫る時、食^⑬ 虚を充^⑭さず、衣^⑮ 形を蓋^⑯はず。死しては則ち手足斂^⑰まらず。旁^⑱に酒肉無し。生きては其の美を得ず。死しては其の榮を得ず。何ぞ此に樂しむとして謚して康と為すやと。其の妻曰く、昔、先生、君嘗て之に政を授けて、以て国相と無さんとするに、辭して為らず。是れ余貴有るなり。君 嘗て之に粟三十鍾を賜ふに、先生 辭して受けず。是れ余富有るなり。彼の先生は、天下の淡味^⑲を甘しとし、天下の卑位に安んず。貧賤に戚戚^⑳たらずして、富貴に忻忻^㉑たらず。仁を求めて仁を得、義を求めて義を得たり。其の謚 康と為すは、亦た宜^㉒ならずやと。曾子曰く、唯 斯の人にして斯の婦有りと。君子謂ふ、黔婁の妻、貧を樂しみ道を行ふことを為すと。詩に曰く、彼の美なる淑姫、与に瞻言^㉓す可しと。此の謂なり。

頌に曰く、黔婁 既に死して 妻 独り喪を^㉔主る。曾子 焉^㉕をするに、布衣 褐衾^㉖たり。賤に安んじ淡を甘としし、豊美を求めず。戸 掩蔽^㉗せられざるに、猶ほ謚して康と曰ふ。

[注]

①王注に、黔婁は姓名であるとし、時を同じくして齊に黔敖が居り、その族人であろうと言う。又、『文選』張景陽雜詩注引の皇甫謐『高士傳』に、「黔婁先生者、齊人也」とあり、ここに「魯」とあるのは誤りであると言う。『高

士傳』が何にもとづくか不明であるが、この資料を以て『列女傳』を単に誤りと指摘することはできない。

黔敖については、『禮記』檀弓下篇に、「齊大饑、黔敖為食於路、以待餓者而食之、有餓者、蒙袂輯屨、貿貿然來、黔敖左奉食、右執飲曰、嗟來食、揚其目而視之曰、予不食嗟來之食、以至於斯也、從而謝焉、終不食而死、曾子聞之曰、微与、其嗟也可去、其謝也可食」とある。この黔敖が黔婁とどう関連する人物なのか不明である。又、黔婁に関する資料がいずこに出るものか不明である。典拠となる話が存在したかも知れないが、あるいは大部分は黔敖をも参考資料としつつ、「曾子用之」をモチーフとした創り話の一つなのかも知れない。又、前伝と対をなす伝と見得ることをも注目したい。

②王注は、「礼婦人送迎不出門、見兄弟不踰闕」(『左傳』僖公二二)であるのに、ここは戸を出ているのは甲を受けるためである。甲は生者に施すからであるとする。又、『御覽』引(卷五六二)には、「隱門而入立于堂下其妻出衣褐袍」の一四字が、「曾子用之」の句の上に有るが、今本には無いと(梁注も同じく)指摘する。歐氏『校證』は、『類聚』四〇・『御覽』五六二では「之」を「焉」に作ると言う。

③梁注は、『御覽』には「戸」字なしと指摘する。

④王注は、「礼、始死、遷尸於北牖下也」と言う。

⑤王注に、「擗」は土塋の未だ焼かざるもの、「稟」は「稟」に作るべきと言う(梁注は稟に作る)。蕭注は言う、『説文』に「擗、令適也、一曰未烧者」とあり、『爾雅』に「甗甗謂之甗」とあり、郭注に、「甗甗也」と言う。

『禮記』禮器篇に、「莞簟之安、而藁藁之設」とあり、疏に「除穗粒、取棹藁為席」と言う。

⑥王注に、縵は旧絮であり、袍は衣の著あるものである。「不表」を『御覽』には「無表」に作ると言う。

⑦「首」について、梁注は、旧本にては「手」に作っていたが、今、『御覽』に依って改めた、「首足」は下文の「頭足」であると言う。しかし下文には「手足不斂」ともある。

⑧ 「邪」について、梁注は、旧本では「斜」に作るが、校改したと言う。又、『御覽』一二六引には「衰」に作ると言う。王注は「斜」と「邪」と同じと言う。ここは一応「邪」で読んでおくが、強いて校改せず、「斜」のままに読んでも誤りとは言えないのではないか。「四部叢刊」本以下「斜」に作る。

⑨ 前伝「柳下惠妻」と共に、夫が人生を貫いた信念をよく理解できた妻の話である。これ以下に続く妻たちが、夫以上に、社会に処する論理に厳しく対処し、先に立って導く型の、『列女傳』にはごく普通の烈しい女性達と同類であるのに対比すると、むしろこの両妻の烈しさは一見珍らしく見える。しかしある意味では、女宗・趙衰妻・陶荅子妻などに見られる様な堪える女性の極まれる型と解することもできよう。かの女性たちは夫の象徴たるべき社会倫理を積極的に受け入れ、これを信じて自己を厳しく律しつつ、夫を陰ながら献身的に導き育む。この両妻は、物質的欲求や俗世間的評価を精神面で越えて、社会倫理の理想的手本の如く生きる夫を信じひたすらこれに従うことによって、やはり夫の生き様を育む役割を果たしている。

⑩ 蕭注は『逸周書』諡法解より、「康、安也」を引く。

⑪ 「虚」について、梁注は、旧本は「口」に誤っている。『文選』曹子建・張景陽の雜詩注引によって校改したと言う。又、これは陶徵士誄注引『高士傳』も同じであるとする。『墨子』辭過篇に「食足以增氣充虚」とあり、『楚辭』惜誓篇に、「吸沆瀣以充虚」とあり、『抱朴子』自敘篇に、「食不充虚、」とあるの等を掲げている。

⑫ 「鍾」について、王注は、鍾は量器の名で、釜十が鍾で、これは六斛四斗と言う。

「忻忻」について、歐氏『校證』は、『御覽』五六二引に「忻忻」を「汲汲」に作ることを指摘し、『漢書』揚雄伝にも「不汲汲於富貴」の注に「汲汲欲連之義、如井汲之為也、」とある。ただ「忻忻」でも義は通ずる。「忻忻」「戚戚」は相對して義を成すと言う。梁注は『御覽』五六一には「急急」に作ると言う。

尚、『列女傳補注校正』引牟房は、「五柳先生傳」の贊にはこのあたりの表現を引いて黔婁の言にしていると指

摘する。このあたり黔婁への賛辭は前伝の雰圍氣を受けるものであるが、又後の楚の三隱者の生活信条にオーバ
ーラップもしている。貧賤仁義などに付随する表現は『論語』に多くその素材が発している様に思われる。

⑬『毛詩』陳風、東門之池に、「彼美淑姬、可与晤言」とある。梁注は、「晤」を『毛詩』が「晤」に作ると指摘
する。尚、この語句は「淑姬」を「孟姜」に変じて、「晉文齊姜」にも引いている。又、『韓詩外傳』九、北郭
先生の話の後にもこの詩句を引く。この話は『列女傳』が後の「楚於陵妻」に借用したらしく思われるそれで
ある。後伝参照。

⑭「衾」字につき、王注は、この字では韻が合わないから、「裳」字の誤りであろうと言う。梁注は、梁玉繩の説
を引き、「衾」は韻としては「羌」に通じる。「衾」は「今」声に従う。『易林』頤之損に、「今」と「房」が
韻する例などがあるとする。

⑮「美」字につき、王注は「美字失韻」と指摘する。王紹蘭(『補注校正』引)は、「養」字の誤だとする。その理
由として、本伝に、「甘天下之淡味、安天下之卑位、」とあるから、「頌」に「安賤甘淡、不求豊養」とあるの
だ。又、本伝の「先生在時、食不充口、衣不蓋形、死則手足不斂、旁無酒肉、生不得其美、死不得其榮、何樂於
此、而謚為康乎」の部分、この「美」も「養」とすべきである。「形」「榮」「康」と韻をなしていると言う。梁
注は、「豊美」二字は誤倒かと疑う。『楚辭』惜誓篇(「比于……箕子被髮而佯狂、……木去根而不長、……惜傷
身之無功」)で、「功」・「狂」・「長」が韻をなし、韓愈の「歐陽詹哀辭」で、「豊」・「羊」・「光」が韻をなすなど
その証であると言う。梁説に従うべきものの如く思われる。

二、齊相の御の妻

齊の相 晏子の御僕の妻なり^①。号して命婦と曰ふ。晏子 將に出でんとす。命婦 其の夫を窺ふに、相の爲めに御して、大蓋を擁し、駟馬に策うつ。意氣 洋洋として、甚だ自得す^②。既にして帰る。其の妻曰く、宜なるかな子の卑且つ賤なると。夫曰く、何ぞやと。妻曰く、晏子 長は三尺に満たざるに^③ 身は齊國に相たりて、名は諸侯に顯はる。今者、吾 門閭從り觀るに、其の志氣恂恂として自ら下り、思念深し。今、子は身長八尺にして、乃ち之が僕御爲るのみ。然るに子の意洋洋として自足する者の若し。妾是を以て去らんと。其の夫謝して曰く、請ふ自ら改めん。何如せん。妻曰く、是れ 晏子の智を懷きて 而も加ふるに八尺の長を以てするなり。夫れ 仁義を躬にして、明主に事ふれば、其の名 必ず揚らん。且つ吾聞く、寧ろ義に榮にして賤なるも、虚驕にして以て貴なるをせずと。是に於て其の夫乃ち深く自ら責めて、道を学びて謙遜。常に足らざるが若し。晏子 怪しみて其の故を問ふ。具さに実を以て對ふ。是に於て晏子其の能く善を納れて自ら改めるを賢とし、諸を景公に升して、以て大夫と爲し、其の妻を顯して以て命婦と爲す。君子謂ふ、命婦 善を知る。故に賢人の成る所以の者は、其の道 博きなり。特に師傅 朋友 相与に切嗟するのみに非ざるなり。妃 四も亦た多きに居るなりと。詩に曰く、高山は仰ぎ、景 行は行ふと。当に常に綱めて其の善を爲さしむべきを言ふなり。

頌に曰く、齊相の御妻、夫を匡すに道を以てす。驕恭にして、恂恂として自ら効すべしと明言す。夫 行を改易し、学問して已む靡し。晏子之を升して、君子に列す。

[注]

①この伝の骨子は『晏子春秋』内篇雜上や『史記』管晏列傳等から得たものと思われる。

②『晏子春秋』には、「晏子爲齊相、出、其御之妻、從門閭而闚其夫爲相御、擁大蓋、策駟馬、意氣揚揚、甚自得也、」とあり、『史記』も略同じであるが、「從門閭而闚其夫、其夫爲相御」と表現する。この部分『列女傳』

は、「四部叢刊」本には、「命婦窺其夫為相御、」とあり、「文選樓」・「王注」・「蕭注」各本同じであるが、「梁注」本では「其」を「見」に作るものがある（廣文書局印行本。ただし梁注本でも、「四部備要」本には「其」とあるから、「見」がミスプリントかも知れぬ。「見」でも読めるが、「其」の方がふさわしく思われる。

「洋洋」について、梁注は、『晏子』は「揚揚」に、「王風」は「陽陽」に作ると指摘している。『史記』も「揚揚」に作る。

③『晏子』には、「既而婦、其妻請去、夫問其故、」とあり、『史記』も同じである。作者はこの部分を少しく変じている。大きな差異はないが、『列女傳』では請うとか求めるとかの表現は除去しているから、夫を叱責する妻の言は激しく、後文に、「是以去也」とあって、夫を庄して断定的に対応している印象が強い。

④王・梁注も指摘する如く、『晏子』・『史記』ともに「三」は「六」に作る。作者の意図は詳かにできない。王注は、「三」は「五」に作るべきだとする。『史記會注考證』は「列女傳、六尺作七尺」と言う。理由は不詳。

⑤『晏子』には、「身相齊國、名顯諸侯、今者妾觀其出、志念深矣、常有以自下者、今子長八尺、迺為人僕御、然子之意、自以為足、妾是以求去也、」とある。『史記』も同じである。『列女傳』は表現が少異なる。

⑥『晏子』・『史記』ともにこの部分に相当する文は無い。妻の見識を賛美するために作者の工夫した部分であろう。この命婦もこれ以下に続く隠者の妻たちも、夫の社会的な存在について、きわめて強烈な示唆を与えている。その理由は、作者がこの様な強烈な母性の支えを持つ男性ないしは、この様な激しい母性を十分吸収して、これを自ら男性に必要な社会的資質に変換できる男性を期待していたからであろうか。「母儀」中の各々の強烈な母の姿を見ても、作者がただ単に女性エネルギーの激しさのみに驚嘆したり、これをただ単に賛美してただけとは思えない。「孽嬖」などとの関連でみても、この女性の激しさに十分対応できる男性の登場をこそ作者は強く期待していたことが想像されるのである。このことはまた次の点でも同様に理解しておかねばならない。即

ち、女性への非人間的とさえ思える様な過酷な倫理規制が語られる場合も、実はこの過酷さに堪える母性に保養される子や夫も、その母や妻の生きざまに相応する社会的存在としての強固な男性像がこれに並んで暗示され、期待されているはずなのである。『列女傳』を単に女性教育の書とか男性が一方的に押しつける女性蔑視の書とか考えるのは見当違いであろう。むしろ女性を語ることに依って、儒教倫理の中で自立すべき男性への期待が、半ばは語られるのである。さればこそ一層、その様な男性を育て導く女性への直接的期待は強くこれに作用していることになろう。やはり『列女傳』には、女性の社会的役割について、その基本的価値は男性との優劣の差を越えて定立される一面の存在することに注目しなければなるまい。尚、「宗鮑女宗」注^⑩参照。

⑦『晏子』には、「其後夫自抑損、晏子怪而問之、御以突對、晏子薦以為大夫、」とあり、『史記』も同じである。

「命婦」について、『周禮』天官、内宰に、「凡喪事佐后、使治内外命婦」とある。『儀禮』喪服篇に「為大夫命婦者」とあり、『禮記』曾子問篇、「大夫内子有殷事」の疏に、「大夫妻曰命婦」とある。

⑧王注に、「妃誦為配」とある。

⑨『毛詩』小雅、車牽に、「高山仰止、景行行止」とある。因みに『毛詩』ではこの詩は大夫が幽王を刺った詩として、「序」に、「褒姒嫉妬、無道並進、讒巧敗国、德沢不加於民、周人思得賢女以配君子、」と云う。

一三、楚の接輿の妻

楚の狂 接輿^①の妻なり。接輿 躬から耕して以て食^{せいかつ}を為す^②。楚王 使者をして金百鎰^③を持して 車二輛にして 往きて之を聘迎せ使む。曰く、王 願はくは先生に請ひて淮南を治めんことをと。接輿 笑ひて応へず。使者 遂に与に語ることを得ずして去る^④。妻 市^{まちよ}従り来りて曰く、先生以^すにして義を為す。豈 將に老いんとして之を遣^{わす}れるや。門外の車跡 何ぞ其れ深きやと^⑤。接輿曰く、王 吾の不肖なるを知らず。我をして淮南を治め使めんと欲し、使者をして金を持し馳もて来聘せ遣む^⑥と。其の妻曰く、之を許すこと無きを得るやと。接輿曰く、夫れ 富貴は人の欲する所なり。子何ぞ我の之を許すを惡むやと。妻曰く、義士は礼に非ざれば動かず。貧しきが為めにして操^{いまたか}を易へず。賤しきが為めにして行^{おと}を改めず。妾 先生に事へて、躬から耕して以て食を為し、親^{いとつむぎ} 續^つして以て衣を為す。食飽き衣暖かに、義に抛りて動けば、其の楽しみも亦た自ら足らん。人の重祿を受け、人の堅良に乗し、人の肥鮮を食するが若きなして、而るに將^はた何を以てか之を待たんと。接輿曰く、吾 許さざるなりと。妻曰く、君の使するに、従はざるは忠に非ず。之に従へば又た違^{ちが}ひて義に非ず。之を去るに如かずと。夫 釜^{なべ}甑^{かま}を負ひ、妻 紆^{はに}器^{おり}を戴き、名を變じ姓を變へて、遠く徙^{うつ}る。之く所を知るもの莫し^⑦。君子謂ふ。接輿の妻、道を楽しみて害に遠ざかることを為す。夫れ貧賤に安んじて 道に怠らざる者は、唯だ至徳の者のみ之を能くすと。詩に曰く、肅肅たる兔^{しや}宜^い、之を椽^{たく}すること丁丁たりと。道に怠らざるを言ふなり。

頌に曰く、接輿の妻、亦た貧賤に安んず。進みて仕えんと欲すと雖も、時の暴乱を見る^⑧。楚 接輿を聘するに、妻館^{すみか}を避けんことを請ふ。紆を戴き姓を易へて、終に難に遭はず。

〔注〕

① 梁注に、『高士傳』より、「楚人、陸通字接輿、」を引く。しかしこの様な出身地や姓名は後世のでっちあげによる可能性が強い。彼の名は諸書に見えるが、彼に関するまとまった伝記が漢代以前から存在したか否か、明確に

はできない。それはともかく『列女傳』のこの話の土台は『韓詩外傳』卷二（後注）に見える説話であろう。『論語』微子篇に、「楚狂接輿歌而過孔子、曰、鳳兮鳳兮、何徳之衰、往者不可諫、來者猶可追、已而已而、今之從政者殆而、孔子下、欲与之言、趨而辟之、不得与之言、」とある。この他「接輿」の名は諸書に散見する。『莊子』逍遙游篇に、「肩吾問於連叔曰、吾聞言於接輿」とあるのをはじめ、この名は、「徳充符」・「人間世」・「應帝王」などにも見え、他に『荀子』堯問篇・「戰國策」秦策・「楚辭」涉江篇・「史記」孔子世家・鄒陽列傳などにもこの名が見える。

② 梁注は、『水經注』濼水引「尸子」に、「楚狂接輿、耕於方城」とあるのを指摘している。なお、この部分、『韓詩外傳』卷二は、「楚狂接輿、躬耕以食、」で始まっている。

③ 『韓詩外傳』には、「其妻之市未返、楚王使使者賚金百鎰造門、曰、大王使臣奉金百鎰願請先生治河南、接輿笑而不志、使者遂不得辭而去、」とある。圈点の部分が『列女傳』と異なっている。『列女傳』の作者のまとめ方が、幾分簡潔で要を得ている様に思える。

④ 『韓詩外傳』には、「妻従市而來曰、先生少而爲義、豈將老而遺之哉、門外車軼何其深也、」とある。

王注は、「以」は『外傳』によって「少」に作るべきだと言う。なるほど「少」の方が読みやすいが、今「以」のまま読んでおく。

梁注は『外傳』では『軼』を「軼」に作ると指摘し（「蕭注」本は「迹」に作る）、「軼」は「轍」に同じで、『莊子』人間世篇に「車軼」の語が見えると述べる。『戰國策』齊策に、「主者循軼之途也」とあり、高誘注に「軼途、轍之道也」と言う。しかしここを『外傳』に従って「軼」に改める必要はないであろう。

⑤ 『韓詩外傳』には、「接輿曰、今者王使使者賚金百鎰、欲使我治河南、」とある。特に異なる点はないと言ってよいが、『外傳』の接輿が、妻の意見を聞くまでもなく、王のまねきに応ずる気持がない様に描かれているの

に對し、『列女傳』では、妻の思慮深さを中心にまとめんとする作者の意図がはたらいいて、接輿の氣持を拒否の方に決定せしめる役割を妻に持たせ、その言を次に新たに設けおく。だから接輿はさそいを拒否するための積極的理由を未だ考え付いていない如くに描かれるのである。これは次注以下に明らかとなっていく。

⑥『韓詩外傳』には、「其妻曰、豈許之乎、曰未也、」とある。この部分は、前注に指摘した作者の意図が明確にあらわれ、『外傳』には無い妻の言が、恐らく作者によって新たに加え置かれている。接輿は、どうして聴き容れてはいけないのだと聞く。これがなければ、その言に見られる賢明なる妻の配慮は紹介し得ないからである。好意的に見るなら、作者は「未也」と答えた接輿の氣持には、必ずしも拒否し続ける固い心が有るのではないと解したから、これらを付け加え得たのだと考えることもできる。しかしここは『列女傳』の妻を顕彰せんとする意図が勝ちすぎて、接輿には無用の言という感が無くもない。同じ創り加えるなら、後に言う君子言の「遠害」や、「頌」の「見時暴乱」に直結する明確な言が工夫して加えられても良かったのではないかと惜しまれる。ここに言う「義士云々」は、後掲のまとめの言と必ずしも適合するとは言いが難いからである。

「義士云々」は、特に目新しい句とは言えないが、『韓詩外傳』卷二に（學者によって字句の問題点が指摘されるが）、「子路曰、士不能勤苦、不能輕死亡、不能恬貧窮、而曰我能行義、吾不信也、……義不合、則辭上卿、不恬貧窮、焉能行此、夫士欲立身行道、無顧難易、然後能行之、欲行義白名、無顧利害、然後能行之、詩曰、彼己之子、碩大且篤、非良篤修身之君子其孰能与之哉、」と見える。直接の關係は指摘し難いが、旨とする所は全く関連なしと得ない。ただこの理念は『孟子』などに負うところ大であろう。『孟子』離婁下篇に、「非仁無為也、非礼無行也、」とあるなど、義や礼を重んずべきことを説く儒家言は更めて列挙するまでもなからう。尚、『論語』顔淵篇に、「非礼勿視、非礼勿聽、非礼勿言、非礼勿動」とある。

「堅良」について、王注は、「車堅、馬良也」と言う。

- ⑦『韓詩外傳』には、「妻曰、君使不從、非忠、從之、是遺義也、不如去之、乃夫負釜餽妻戴紆器、變易姓字、莫知其所以」とある。『列女傳』はこれをほとんどそのまま採っている。いずれも、今、忠に背いてはこの後は今の心の安らぎの中に居続けることができないから、今までは王権に注目されぬことによって保ち得ていた人間的生活を放棄し、自ら王権の恩恵や影響を受けない環境へと再び身を退けるのであるが、『列女傳』では、それだけでは退隱を単純に許容し得ない作者の思慮を反映してか、「遠害」とか「時暴乱」とかいうのつびきならぬ特殊情況を付け加え述べなければならぬ点が異なる。しかし時の危機に関する具体的説明が欠けているため、『韓詩外傳』が描写した人間以上には接輿らを鮮明に描き得ず、唯素材を借用するだけで、作者の人間観を思う様に読者に伝え切ることの出来るまとまりとして創作し得ぬままに終わっているのである。そのわけは恐らく王権から完全になされる世界を、完全に論理化し、それ自体を独立した正しい生き方として素直に認め得る境地に、作者自身がまだ至ってはいないからなのであろう。即ち、文学的関心から、隱逸的な生き方へのあこがれや希求の心は持ちながらも、その人物が十分描ききれないのは、これを真に積極的には承認し得ていないからで、理屈では理解できても、結局は作者が、権力支配擁護の立場に生きる人だからであろう。そして更に言えば、後漢時代以後、隱逸は次第に権力の論理の中に組み込まれざるを得ない社会現象を迎えるが、作者の生きた時代はなお権力が現実の事態に妥協せざるを得ないこの傾向は現実的となつてはいなかったことを推測せしめるものであろう。後漢時代には隱逸志向が、儒教主義の形骸化と特殊な精神主義の中で次第に形成され現実化して来る。従つて、この時代には隱逸を積極的に許容し、その清なる精神を賞賛することになりて逆に権力支配を擁護する論理が現出して来るのである。『列女傳』のこの伝による限り、時代として隱逸への文化的関心は存在するものの、劉向に於てはこれらのことは未だ十分に論理化されていないとすべきであらう。尚、以下二伝の注も参照のこと。
- ⑧『韓詩外傳』では、この話の後に『論語』郷黨篇の「色斯举矣、翔而後集」をあげ、「接輿妻是也」と結び、「詩

曰、逝將去汝、適彼樂土、適彼樂土、爰得我所」とある。『詩』は魏風、碩鼠である。『列女傳』では周南、兔置より引いている。『毛詩』の序には「兔置、后妃之化也、關雎之化行、則莫不好德、賢人衆多也」とある。略同様の主旨と解し得るようである。

王注は、「言不怠於道也」について、「此亦貧賤而自食其力者、故引之以譬況」と言う。

⑨「時暴乱」と退隱のことを結びつける記載は「君子謂」には「遠害」とあるものの、伝中には見当たらない。伝より脱落したからではなく、作者がこれに関する記述を創り得なかったからと見るべきであろう（前注参照）。尚、乱世と退隱とを結び付ける発想は、むしろ後の「楚於陵妻」の話などとの関連で発生したもので、これは「老萊子妻」にも見られる。

一四、楚の老萊の妻

楚の老萊子の妻なり。萊子 世を逃れて 蒙山の陽に耕す。葭 牆 蓬 室 木 牀 菅 席 縑 を衣し救を食し、山を 墾 して種を播く。人 之を楚王に言ふもの或り、曰く、老萊は賢士なりと。王 璧帛を以て聘せんと欲して、楚に来ざらんことを恐る。王 駕して老萊の門に至る。老萊方に 奮 を織る。王曰く、寡人 愚陋にして独り宗廟を守る。先生の幸いにも之に臨まれんことを願ふと。老萊子曰く、僕 山野の人、政を守るに足らずと。王復た曰く、守国の孤 先生の志を変せんことを願ふと。老萊子曰く、諾と。王去る。其の妻 奮 萊を 戴き薪樵を 扱みて 来たりて曰く、何ぞ 車 迹の衆きやと。老萊子曰く、楚王 吾をして国の政を守らめんと欲す。妻曰く、之を許すかと。曰く、然り、妻曰く、妾 之を聞く、食らはしむるに酒肉を以てす可き者は、随はしむるに鞭捶を以てす可し。授くるに官禄を以てす可き者は、随はしむるに 鈇 鉞を以てす可しと。今先生人の酒肉を食らひ、人の官禄を授かるは、人の制する所と為るなり。能く患より免れんや。妾 人の制する所と為る能はずと。其の奮萊を投げて去る。老萊子曰く、子還れ。吾 子の為めに更に慮らんと。遂に行きて顧みず。江南に至りて止まりて曰く、鳥獸の解毛も 績 して之を衣とすべく、其の遺粒に据りても以て食とするに足ると。老萊子乃ち其の妻に随ひて之に居る。民 従ひて家する者、一年にして落を成し、三年にして聚を成す。君子謂ふ、老萊の妻 善に従ふに果なりと。詩に曰く、衡門の下、以て 榘 遲す可し。泌の洋洋たる、以て 療饑す可しと。此の謂なり。

頌に曰く、老萊と妻と 世を山陽に逃る。蓬蒿もて室を為り、莞葭もて蓋を為る。楚王 之を聘するに、老萊 将に行かんとす。妻 世の乱るるを曰ひて、乃ち遂に逃亡す。

〔注〕

①この話の出典は明確にできない。話の内容は、前伝の「楚接輿妻」と後伝の「楚於陵妻」と固有名詞が異なるだけで大差はない。老萊子は『史記』にも見えるから、いくらかその伝記資料は存在したかも知れぬが、ここに

える様な話は、『韓詩外傳』に見えるかの両伝に橋わたしして、大半を作者が創り出したものと推定して大過あるまい。

『史記』老莊韓非列傳に、「或曰、老萊子亦楚人也、著書十五篇、言道家之用、与孔子同時云、」とある。「正義」引『列仙傳』に、「老萊子楚人、当時世乱、逃世耕於蒙山之陽、莞葭為牆、蓬蒿為室、杖木為牀、蓍艾為席、菹菱為食、壘山播種五穀、楚王至門迎之、遂去至於江南而止、曰、鳥獸之解毛、可績而衣、其遺粒足食也」とあるが、これは恐らく『列女傳』とすべきを「正義」が誤ったと見るべきであろう。王注は、『藝文類聚』（卷二〇）人部引『列女傳』に、「老萊子孝養二親、行年七十、嬰兒自娛、著五色采衣、嘗取漿上堂、跌仆、因臥地為小兒啼、或弄鳥鳥於親側、」とあるのを引き、今の伝に結びつくところがないと指摘する。又『史記正義』に引くところの『列仙傳』の「仙」字は誤りで、『御覽』に引くものは『列女傳』に作るが、これが是であろうとする。王注の言う如く、『類聚』引が『列女傳』とするのは理解に苦しむし、「老萊子」と孝養が関連づけられた経緯を明確にするのは困難である。老萊子に関するこの様な説話が劉向によって受止められていたと考えることはできないであろう。接輿と於陵子の間に置かれたこの老萊子の説話の類似性等から考えても、「孝養二親云々」の部分か、劉向『列女傳』に本来存在したとは考え難いところである。

②「蒙山之陽」について、梁注は、『漢書』地理志より、「蜀郡青衣、禹貢蒙山」を引き、『括地志』より、「蒙山在嚴道峴南十里」を引く。

「木牀蓍席」について、王注は、『史記正義』引には、「枝木為牀、蓍艾為席」に作ると指摘する。

「縑」について、梁注は『論語』の鄭注に、「縑絮也」と言うとする（『論語』子罕篇、「衣敝縑袍」）。

これらきわめて質素な生活についての具体的記述は前後の伝には載せない、前伝にはただ「躬耕以為食」とのみある。しかし同類の人物と説話が三伝連なり、ここでこのように生活状態を具体的に示されると、前伝の接輿

の生活についてもさかのぼって読者のイメージに一定の方向性を与えるし、後伝の場合には、これらに関する記述は一切必要ないことになるのである。前後にはさまれたこの伝の果たす役割の一つがここにも見られると思われる。

③人間関係のわずらわしい束縛から自由な境地に在る貧しい賢者を、楚王が招聘せんとする。このような話の形式は前後三伝共通である。ただ微妙な変化を持たせるため、この老萊子の場合には「或言之」が加えられ、前後伝とは異なって王が自ら出向いて来る。これらの素材は勿論前後伝に使用されても良かったはずであるが、それでは老萊子の伝は前後とは多少異なった形式を用いて個性的に設立されるチャンスを失うことにはらう。この伝は恐らく大部分が作者の創意に発するものであらうから、前後の伝が『韓詩外傳』に典拠を持ってそれなりに圧力を加えていることとの比較関係からしても、ある意味では作者は三伝の中のこの伝に特殊な親しみを感じ大切にしたいであらうと思う。

④「畚」について、王注は「田器、織蒲為之、所以盛種者也」と言う。

老萊子は接輿が特に積極的に拒否はしなかったのと異なり、相手の請に「諾」と応じている。勿論彼等がこの様な言動をとらねば各々の妻の出番はなくなるわけであるが、いささか作りすぎの感もある。隠者老萊子の主体性が妻のかげに隠れてしまうことへの配慮が浅くてもすむのは、作者の隠者観がまだ趣味的であり、退隱を、現実社会の問題として厳しい対応を迫られてはいかなかったからと見るのは考えすぎであらうか。しかも話はいずれも昔の楚の国が舞台となっている。尚、前後二伝の注も参照のこと。

⑤前伝の妻は買物から帰ってくるが、ここは野良仕事から帰ってくる。しかし妻の質問は同様である。

「畚來」について、王注は、「挾薪樵」とあるから、「畚」の下の「萊」字は衍であると言う。その証として、

『文選』（卷二一・郭景純、遊仙詩）注引『列女傳』にも、下文「投其畚」の下に「萊」字がないと言う。梁注

は、『御覽』(四二) 地部引『列仙傳』では、ことと下の「奮」の下に「萊」字があるが、いかなる字の誤りであるのかわからない。『文選』注(前引卷二一と、卷五九劉先生夫人墓誌)引には、「投其奮而去」とのみあって「萊」字がない。ここに「萊」字が有るのは、「薪樵而來」に涉つて衍し、又「甘」字を加えたのであるうと言ふ。以上「萊」字の有るのを疑う理由は良くわからない。『文選』注引は節録だから、「萊」が無いことをもつて証とするには弱すぎる。

⑥ 「授人官祿」ついて、梁注は「授」を「受」に作るべきだと言ふ。

王注は、『文選』注引には「為人所制」の上に「居乱世」の三字が有り、「頌」の「妻曰世乱」の句と合すると言ふ。又、「制」の下の「也」字は衍であると言ふ。梁注も同様に今本に脱文有りと述べる。歐氏『校證』も王説を是とする。『文選』郭景純遊仙詩注引には、「萊子逃世、耕於蒙山之陽、或言之楚、楚王遂駕至老萊之門、楚王曰、守国之孤、願變先生、老萊曰、諾、妻曰、妾之居乱世、為人所制、能免於患乎、妾不能為人所制、投其奮而去、老萊之隨而隱、」とある。「劉先生夫人墓誌」注引も略同じであるが、「或言之楚王」「妾聞之、居乱世」・「乃隨之」等が異なる。以上、諸氏の指摘に一理あることは確かだが、『文選』注引がどこまで原文に忠実であるか疑問である。「頌」の内容とも合するとの指摘はもつともである。しかしこの規準ですれば、前伝の場合にもやはり何かかわからないが時暴乱云々について脱文があると考えなければならなくなるのではないか。それにもし、「居乱世」がこの伝の個所に存するとすれば、妻は最終的には「不能為人所制」と言つてこの言葉に重点を置いて去るのであるから、「居乱世」の三字はむしろここでは浮きあがってしまうのではないか。だから逆に、ここは注引の学者が「頌」等の表現も混入した結果この様になつたとも考えるべきではあるまいか。だから逆文そのものも引用者の判断で適当に省略もしている点に注目すべきである。こう考えると、作者は乱世と退隱とをこの伝でも觀念的には結びつけているのだが、伝の中にその見方を生かし切れてはいないことがわかる。それ

が意図的なものか不用意によるものか、ここだけではなお明確ではない。

⑦「鳥獸……衣之」について、王注は、『列仙傳』には「毛」の上の「解」字がなく、「衣」の下の「之」字がないこと、『御覽』引『列女傳』もこれと同じであるが、「之」字を「也」に作ることを指摘する。

「据其遺粒、足以食也」について、王注は『列女傳』には、「据以」二字がないと指摘し、この「据」は「措」字（拾う意）の誤りであろうと言う（梁注引顧校も「据疑措之誤、拾也」と言う）。

「乃隨云々」について、梁注は『文選』注引には「乃隨而隱」に作ると言う。

⑧梁注は、『史記』五帝本紀より、「一年而所居成聚、二年成邑、三年成都」とあり、「正義」に「聚、謂村落也」とあるのを引いている。

⑨蕭注は、上文には老萊がその妻に従うと言っており、妻が老萊に従うと言うことはないから、ここの「妻」字は衍であろうと言う。しかしここは「妻」字がなければ「君子謂」は効いてこないであろう。

⑩『毛詩』陳風、衡門に、「衡門之下、可以棲遲、泌之洋洋、可以樂飢」とある。「鄭箋」にては「樂」を「療」に作る。

王注に、「療、治也」(『説文』に「療治也」と言い、『毛詩』は「樂」に作る。これは魯詩であろうとする。『韓詩外傳』卷二の二九章にもこの詩句を引用し、「可以療飢」に作る。

⑪「蓋」について、王注は、「蓋」を「牆」に作るべきだとし、『列仙傳』にもやはりこの句が有ると言う。梁注も、「段校云、蓋当作牆」とし、伝内に「葭牆蓬室」とあるのはその証であり、『史記正義』引『列仙傳』に、「莞葭為牆、蓬蒿為室」とあるのもその証であると言う。一説として注目する価値はあるが、いささかうがちすぎの感も強い。ここはこのままで読んでおいても良いであろう。

一五、楚の於陵の妻

楚の於陵子終の妻なり。^① 楚王 於陵子終の賢なるを聞きて、以て相と為さんと欲す。使者をして金百鎰を持して 往きて之を聘迎せ使む。^② 於陵子終曰く、僕に箕帚の妾有り、請ふ入りて与に之を計らんと。^③ 即ち入る。其の妻に謂ひて曰く、楚王 我を以て相と為さんと欲し、使者をして金を持して来たら遣む。今日 相と為らば、明日 駟を結び 騎を連ね、食は前に方丈なり。可ならんかと。^④ 妻曰く、夫子 履を織りて以て 食を為すは 物に与いて治無きに非ざるなり。^⑤ 琴を左にし書を右にして 樂しみ亦た其の中に在り。夫れ 駟を結び騎を運ぬるも、安んずる所は膝を容るるに過ぎず。^⑥ 食 前に方丈なるも、甘しとする所は一肉に過ぎず。^⑦ 今 膝を容るるの安き 一肉の味のみを以てして、楚国の憂を懐く、其れ可ならんか。乱世 害多し、妾 先生の命を保んぜざるを恐るるなり。是に於て 子終出でて、使者に謝して許さず。^⑧ 遂に相与に逃げて 人のために灌園をす。^⑨ 君子謂ふ、於陵の妻 德行有りと為すと。詩に云ふ、憤懣たる良人 秩秩たる德音と。^⑩ 此の謂なり。

頌に曰く 於陵 楚に処りて、王 焉を聘せ使む。入りて妻と与に謀り、世の乱煩を懼る。進み往きて害に遇ふは、身の安きに若かず。琴を左にし書を右にして、人のために灌園す。

〔注〕

① 「楚」について、王注は「齊」字の誤りとし、梁注も顧廣圻の校を引いて「齊」字の誤りと指摘する。王注は、古の於陵は今の長山県、濟南に属する。於陵仲子の墓がある。「子終」は『史記集解』引には「子仲」に作る。『戰國策』もそうである。「仲」「終」の音同じで古通と言う。梁注は、『水經注』卷八濟水「又東過梁鄒県北」下の「(長白) 山即陳仲子夫妻所隱也」を引き『孟子』の「於陵」はここだと言う。又、『世說』豪爽篇注引の皇甫謐『高士傳』に、「陳仲子字子終、齊人、兄載、齊相、食禄方鍾、仲子以兄禄為不義、乃適楚、居於陵、……楚王聞其名、聘以為相、乃夫婦逃去、為人灌園、」とあり、『史記索隱』鄒陽伝引も同じ「索隱」には『烈士傳』で、

この伝に本づいていると言う。「子終」を、『文選』問居賦注引には「子仲」に作り、『漢書』古今人表には「子中」に作ると言う。蕭注は、「終」が字であり、「仲」は伯仲のそれである。これは「展獲」、字が「禽」で「季」も字であった様なもので、「終」「仲」はたまたま音が同じであったにすぎぬと言う。いづれが是とも決し難い。しかし「楚」が「齊」の誤りとするのは無意味な詮索と思われる。資料をそろえることができ難いので、理由を明確にはできないが、作者はこの隱者たちの話を、楚の国の話としたかただけなのだと見ることも許されて良いのではなからうか。

『孟子』滕文公下篇に、「匡章曰、陳仲子、豈不誠廉士哉、居於陵、三日不食、耳無聞、目無見也、井上有李、蟪食突者過半矣、匍匐往、將食之、三咽、然後耳有聞、目有見、孟子曰、於齊国之士、吾必以仲子為巨擘焉、雖然、仲子惡能廉云々、……（匡章）曰、是何傷哉、彼身織屨、妻辟纊、以易之也、（孟子）曰、仲子、齊之世家也、兄戴蓋祿方鍾、以兄之祿、為不義之祿、而不食也、以兄之室、為不義之室、而不居也、辟兄離母、処於陵、他日、婦則有饋其兄生鵝者、己頻顛曰、惡用是駝駝者為哉、他日、其母殺是鵝也、与之食之、其兄自外至曰、是駝駝之肉也、出而哇之、以母則不食、以妻則食之、以兄之室則弗居、以於陵則居之、是尚為能充其類也乎、」とあり、「尽心」上には、「孟子曰、仲子、不義与之齊国、而弗受、人皆信之、是舍單食豆羹之義也、人莫大焉亡親戚君臣上下、以其小者、信其大者、奚可哉」とある。『戰國策』齊策に、「齊王使使者問趙威后、……於陵子仲尚存乎、是其為人也、上不臣於王、下不治其家、中不索交諸侯、此率民而出於無用者、何為至今不殺乎、」とある。『韓非子』外儲說左上篇に、「齊有居士田仲者、宋人屈穀見之曰、穀聞先生之義、不恃仰人而食、今穀有樹瓠之道、堅如石、厚而無竅、獻之、仲曰、夫瓠所貴者、為其可以盛也、今厚而無竅、則不可剖以盛物、而任重、堅如石、則不可以剖而以斟、吾無以瓠為也、曰、然、穀將以欲弃之、今田仲不恃仰人而食、亦無益人之國、亦堅瓠之類也、」とある。『荀子』不苟篇には、「夫富貴者則類傲之、夫貧賤者則求柔之、……是姦人將以盜

名於晦世者也、故曰、盜名不如盜貨、田仲史鱸不如盜也」とあり、「非十二子」に、「忍情性、暴谿利鼓、苟以分異人為高、不足以合大衆、明大分、然而其持之有故、其言之成理、足以欺惑愚衆、是陳仲史鱸也、」とある。『史記』鄒陽列傳には、「於陵仲子薛三公、為人灌園、」とある。ところでこの『列女傳』の「於陵妻」の骨子は恐らく『韓詩外傳』卷九に見える北郭先生の説話より採ったものと思われる。即ち、「楚莊王使使賈金百斤聘北郭先生、先生曰、臣有箕箒之使、願入計之、即謂婦人曰、楚欲以我為相、今日相、即結駟列騎、食方丈於前、如何、婦人曰、夫子以織屨為食、食粥覓履、無慌惕之憂者何哉、与物無治也、今如結駟列騎、所安不過容膝、食方丈於前、所甘不過一肉、以容膝之安、一肉之味、而殉楚国之憂、其可乎、於是遂不應聘、与婦去之、詩曰、彼美淑姬、可与晤言、」とある。尚、『呂氏春秋』（卷一二）士節篇には北郭子について、「齊有北郭騷者、結采芻、捆蒲葦、織肥屨、以養其母、猶不足、踵門見晏子曰、願乞所以養母、晏子之僕謂晏子曰、此齊国之賢者也、其義不臣乎天子、不友乎諸侯、於利不苟取、於害不苟免云々」とあり、勿論同様の話は『晏子春秋』内篇雜上篇にも見える。又、『説苑』復恩篇にも引いている。北郭先生の話との関連性は必ずしも緊密とは言えないが、その個性には於陵子終もいささか似通うところがある。『列女傳』との関連は更に遠いが、『外傳』に注目したついでに紹介しておく。

以上、この伝の話は『外傳』に見える北郭先生の話を中心に据えて、諸書の素材や作者の創意で肉付けされて出来あがったものと考えて略まちがいあるまい。これもほとんど創作に近い。このことから考えても、作者にとつてはここは正しく楚の於陵子終で良かったのであって、「齊」の誤りなどと断定するのは、むしろ考証学者の思いあがりすぎないであろう。尚、『淮南子』汜論訓には、「季襄陳仲子立節抗行、不入滄君之朝、不食乱世之食、遂餓而死、」と見える。

②『外傳』では「莊王」とするが、ここでは単に「楚王」と言うのみである。この辺りの形式は前二伝と同じであ

るが、特にうわさを聞いてとするのは、前伝の老萊子の場合に通ずる。

⑧この部分、『外傳』の「使」を「妾」に変じたところに特色があるといえ言える。

接輿は消極的ではあるが、王の願いを聴き入れる気持を持ち、この於陵子は積極的に王の意向を迎え入れる気持で妻に相談する。これに対して老萊子は独断で即座にまねきに応ずる態度を表明している。接輿・於陵子の場合『韓詩外傳』の記載に負うところが大きなるためにこの様になるのであるが、三伝の話が似通うから話の単調さをさげんとして老萊子の場合の権力者との対応はかくの如くまとめられたのであろう。又逆に、老萊子の中にしているからこそ、接輿と於陵子の説話における各々の創作部分も、それなりに生きて来る効果があったのかも知れない。しかしそれにしても於陵子が自らは意を決しかねて妻に相談するという設定は、退隱の意志が妻にゆだねられているのであり、『孟子』以下の諸書に見える様な世に妥協せぬ独立した信念の世界を持つ陳仲子のイメージは当然希薄とならざるを得ない。ここは勿論、作者は賢明なる妻を顕示せんとすることを第一目的として立伝したのであろうが、退隱に対する作者の全面的な肯定は未だ見出せない様に思う。三伝共に退隱する士をあつかうのであるが、その国を楚とし、退隱への主体的な信念が主人公男性には明確に定立されていない。退隱を賛めながらも、各れも「戦乱」という特殊条件をわざわざ付け加えるなどの素材をならべてみると、作者はやはり退隱を現実的な生き方として論理化することができていないのであろうと察せられる。ただしかし作者にとつて退隱は全くの関心外の事柄ではない。これは様々な事件にまき込まれ被害を受けた作者自身の、現実に対する様々な具体的な迷いが反映した結果であると解するのは、資料の深読みであろうか。この三伝における作者の間把握には、なにか作者自身の中にあるふんぎりのつかない悩みが横たわって居る様に思えてならない。尚「楚接輿妻」注⑦「楚老萊妻」注④参照。

④この部分はほとんど『外傳』をそのまま採っているが、「如何」は「可乎」に変わっている。

⑤ 「非与物無治也」について、『韓詩外傳』には「非」がない。王・梁注ともにこれを指摘する。この句の意は解し難いが、ここでは作者は、今の生活だけで十分ものを治めるといふことの気持はかなえられていると解釈しているから「非」を加えているのであろうし、『外傳』では、貧しい生活でも「無怵惕之憂者何哉」であるのは、ものを治めようという気持を起こさないからだと言は説いているのであろう。「無怵惕云々」の一句のあるなしがこのこの句の「非」のあるなしを決めたと考えて良いであろう。従来の文字異同にのみ注目する注釈の立場からは、作者の文章表現の意向を理解することはできないであろう。

⑥ 「所甘」について、王注は『外傳』に「所」字があることを指摘し、梁注は『文選』七命注引により「所」字を校増する。又、『渚官舊事』にも「所」字があると言うが、この書の依るべからざることには既に『列女傳』注釈及び解説一頁一〇四で言及した。「四部叢刊」・「文選樓」本にはこの字は無い。「所安」に照らしても、「所」字は有る方がつり合いが取れる。

⑦ 蕭注に、『外傳』が、「懷」を「殉」に作ることを指摘する。

⑧ 「其可乎」について、「四部叢刊」本は「其可樂乎」に作る。蕭注は、「楚王」よりここまで皆『外傳』に見えると言う。ただし「乱世多害、妾恐先生之不保命也」の部分については『外傳』に見えない。話は似通っているが、ここには作者のかの伝とは異なる思想があらわれていると思われる。即ち『列女傳』では、前二伝の場合も同様であるが、退隱にふみ切る条件として、乱世という考え方を持ち出している。しかし前二伝の場合もそうであるが、この作者の意図はこの話の流れの中にふさわしく調和しているとは言えない。いかにも無理にでもこの条件を混入したい意が露わである。退隱という生き方に対する作者の複雑な思いの定まらない気持が反映しているためであろうか。前二伝注にも既にこれと関連する解説をしている。各々の注を参照されたい。

前二伝には、「頌」に「見時暴乱」・「妻曰世乱」と見えるが、本伝にこれと直結する語が見えない。この伝で

は「頌」に「懼世乱煩」とあり、ここには「乱世多害」と言う。

⑨この部分には、『史記』鄒陽伝（注①引）の影響が考えられる。

⑩ここで妻に「德行」が有ると言っているが、これは具体的にどう理解すべきなのかわからない。

『毛詩』秦風、小戎に、「厭厭良人、秩秩徳」とある。

王注は、この詩句は魯詩であると指摘する。梁注は、「湛露」（『毛詩』小雅）に「厭厭夜飲」とあり、韓詩には「愔愔」に作ることに『釋文』に見えると指摘している。歐氏『校證』は、『左傳』昭公二十二年注に「愔愔、安和貌」とあり、『文選』嵇康琴賦に「愔愔琴徳」とあり、注に「愔愔、和悦貌」とあるのをあげ、「愔」「厭」「厭」同義とする。『詩三家義集疏』卷九は、『毛詩』が「厭」に作るのには借字で、正字は「厭」に作るべきとし、『説文』に、「厭安也」とあり、段玉裁が「愔是厭之或体」と言うのを掲げている。

一、密の康公の母

密の康公の母にして、姓は隗氏なり^①。周の共王 涇^{けい}上に遊ぶ。康公 従ふ^②。三女有りて之に奔る。其の母曰く、必ず之を王に致^{はし}れ。夫れ獸の三なるを羣と爲し、人の三なるを衆と爲し、女の三なるを祭と爲す^④。王 田^{かり}するに羣を取らず。公 行くに衆に下り、王 御には一族を参にせず。夫れ黎美の物 汝に帰す、而はち何の徳ありてか以て之に堪へん^⑤。王すら猶ほ堪へず。況んや爾の小醜なるをやと。康公 献ぜず^⑥。王 密を滅ぼす。君子謂ふ、密の母 能く微を識るを爲むと。詩に云ふ、曰^{はなは}だ大いに康しむ無かれ、職 けて其の憂を思へと。此の謂なり。

頌に曰く、密の康の母、盛衰を先識す。康公を非刺す、祭を受けて、帰らざるを。公すら行くに衆に下る、物 満つるときは則ち損す。献ぜ俾めんとするに聴かず、密 果たして滅殞す。

[注]

①この話の典拠は『國語』周語上ないし『史記』周本紀と思われる。『國語』周語注に、「康公、密国之君、姫姓」と言う。董氏『國語正義』は、『呂氏春秋』(用民)に、「密須之民、自縛其主、而与文王」とあるから、「密」は「密須」のことであるととし、『左傳』(昭公一五、「密須之鼓」)杜注に、「密須、姑姓国」とある。韋注は姫姓と云うのは、周初(文王)、姑姓の密を滅ぼし、後に姫姓の者を封じたのであろう。このことはちょうど、成王が唐を滅ぼして、太叔を封じたが、その国はやはり唐と号したのと同じ例である等をその証としている(蕭注引)。尚、『毛詩』大雅、皇矣に、「密人不恭、敢距大邦云々」とあり、『尚書大傳』に、「文王受命三年、伐密須」と見える。

ところで「密」「密須」をどう見るか、整理は難かしい。「周語」中に、「密須由伯姑」とあり、韋注は、「伯

媯、密須之女也……文王所滅、大雅云、密人不共、敢距大邦、不由嫁女而亡、世本云、密須、媯姓」と言う。韋昭は、「密」と「密須」とは別で、文王が滅したのは密須、共王が滅したのは密であるとしているようにである。しかし董氏はこれを同一国と考えていることは前述の如くで、「密須媯姓」の疏にも、「密須」を秦では「陰密」と言っている。漢には陰密県を置いている。『漢書』地理志の「安定郡陰密県」がそれである。全祖望の意見を引き、密須の亡は即ち共王の滅ぼした密であるとし、文王は密を伐ったが滅ぼしたとは言っていないし（『左傳』、たとえ文王が密を滅ぼして鼓を得たとしても、その後媯姓をこれに封じて存続せしめたのだと考えるべきだとしている。

「密」「密須」を同一と見てしまうことには無理があるのではなからうか。ところで、二とは見るが韋昭とは少し異なった見解が別にあるので、次にこれを見る。

汪遠孫『國語發正』は、「密」について、「密」に二有る。媯姓のものが河南にある。『漢書』地理志、「河南郡、密、故國」の臣瓚注に、「密、媯姓之國、見世本」とある。今の河南開封府、密県東七十里にある。媯姓のものが安定にある。『地理志』安定郡に、「陰密、詩、密人國」とあるのがそれで、密須とも称する。即ち『左傳』昭公一五年「密須之鼓」の杜注「密須、媯姓國、在安定、陰密県」である。『通志』氏族略「密須氏、世本、商時媯姓之國、涇州靈臺有密康公墓、今在甘肅平涼府靈臺県西五十里」とある。これに依れば安定の密は媯姓であって媯姓ではない。『周語』中に「密須由伯媯」とある。この「伯媯」はかの三女中の一人であろう。『地理志』の應劭注は河南の密を媯姓としているが、韋注（密、安定陰密県是也、近涇）と同じく誤っている。又、『史記索隱』齊世家（「文王伐崇密須」）に、「密須、媯姓、在河南密県東、故密城是也、与安定媯姓密國別也」と言うが、これも韋注の誤りを次ぐものである。以上が汪氏の見解である。汪氏は、河南の「密」が媯姓、安定の「密須」を媯姓として分別する。諸説各々が是とも断じ難く、韋・汪の異なる部分については是否を決しかねるが、

「密」「密須」は別と見る点には注目しなければなるまい。

「隗」について、梁注は、旧本は「魏」に誤っていたが、『史記集解』周本紀引には「康公母性隗氏」とあるのよって改めたとする。魏は姫姓である。しかし作者が母の姓をいずこより採ったかわからない。又、作者が密国を姫姓だと考えていたか否かも明確ではないから、姑姓の「密」の存在も認めるとすれば、「魏」を誤りと断ずることに全面的には首肯し難い。『國語』韋注と『左傳』杜注との異はあまりに都合良く処理され、『史記集解』引の『列女傳』が「隗」に作る偶然は少しすぎの感もある。しかし今一応「隗」のまま読んでおく。

②『國語』に、「恭王游於涇上、密康公從」とあり、『史記』にも、「共王游於涇上、密康公從」とある。

③王注は、「不媾為奔」とし、三女は同姓であろうと言う。『國語』韋注に、「奔、不由媒氏也、三女同姓」とある。董氏『國語正義』は『左傳』（昭公一一）に、泉丘の人に女が有り、孟僖氏に奔った。その僚（友Ⅱ鄰女）もこれに従ったとある。これは同姓ではないであろうから、ここに「三女」と総言して同僚と言わないのは同姓の証だろうと言う。一説である。尚、董氏は、『禮記』内則篇の「奔則為妾」鄭注「妾之言接也、聞彼有礼、走而往焉、以得接見於君子者也」、『周禮』（地官）媒氏の「中春之月、令會男女、於是時也、奔者不禁」とあり、疏に「若有父母不嫁不娶之者、自相奔就亦不禁之」とあるなどを引く。

「奔」を『史記』は「犇」に作る。

④「獸三云々」、「國語」注には、「自三以上為羣」とある。蕭注は、『説文』の「羣、輩也」、又、「獨」下の「羊為羣、犬為獨」を引いている。

「人三云々」、蕭注は、『説文』の「从、眾立也、从三人」、「眾、多也、从从、目眾意」を引く。

「女三云々」、「國語」注には「衆、美貌」と言う。『説文』に、「三女為媼、（媼、美也）」とあり、『毛詩』鄭風、羔裘に、「三英粲」とあって、「鄭箋」に「衆、衆意」と言う。又、「唐風」綢繆に「見此粲者」とある。毛

傳」に、「三女姦祭、大夫一妻二妾」と言う（蕭注引）。

王注は、『史記正義』周世家より、曹大家説「羣・衆・衆・祭・皆多之名也、田獵得三獸、王不尺取、以其害深也、公、諸侯也、公之所与衆人共議也」を引く。梁注も同じ。

⑤ 梁注に、『説苑』敬慎篇「升輿而遇三人則下」を引く。王注に、「參、三也、不參一族」とある。『國語』周語注に「御、婦官也、參、三也、一族、父子也、故取異姓以備三、不參一族也」とある。蕭注は、『公羊傳』莊公一九年の「諸侯娶一國、則二國往媵之、以姪娣從、姪者何、兄之子也、娣者何、女弟也、」、『白虎通』嫁娶篇の「不聚兩娣何、博異氣也、娶三國女何、広異類也」を引いている。

⑥ この部分、『國語』周語上には、「夫祭美之物也、衆以美物婦女、而何德以堪之、」とあり、『史記』も同じである。圈点を付する部分が『列女傳』には省いてある。『列女傳』は「婦」を「奔」と同様の意に解して（三女は自主的に康公の所に來たと見て）いるのであろうが、本来『國語』や『史記』では、衆が贈り物とした意のようである。又、『國語』・『史記』では、「美之物」は「祭」の説明句になっているようであるが、『列女傳』は「祭美」をそのまま熟語として用いている。

⑦ 『國語』には、「王猶不堪、況爾小醜乎、小醜備物、終必亡、」とあり、『史記』もこれに同じである。『列女傳』では圈点の部分省いている。

⑧ 『國語』には、「康公弗猷、一年、王滅密、」とあり、『史記』には「康公不猷、一年共王滅密、」とある。王が密を滅ぼす理由は明示されていない。典拠となった文献で既にそうになっているからには違いないのだが、他伝では様々に脚色の筆を駆使する作者が、不思議にも古来の文献をほとんど変形せぬままにここに再現しているのがむしろ興味深い。王者の權威というものに絶大な力を期待する作者の思いの表れと見るべきなのであろうか。

⑨ 『毛詩』唐風、蟋蟀に、「無已大康、職思其憂」とある。

二、楚武の鄧曼

鄧曼は 楚の武王の夫人なり。王 屈瑕をして將と爲して羅を伐た使む。屈瑕 莫敖と号す。羣帥と与に楚師を悉して以て行く。鬬伯比 其の御に謂ひて曰く、莫敖 必ず敗れん。趾を擧ぐるること高きは、心 固ならずと。王に見えて曰く、必ず師を濟せと。王以て夫人に告ぐ。鄧曼曰く、大夫 衆を之れ謂ふに非ざるなり。其れ 君 小民を撫するに信を以てすべく、諸司を訓するに徳を以てすべく、而して莫敖を威するに刑を以てすべきことを謂ふなり。莫敖 蒲騷の役に狃れて、將に自ら用ひんとするなり。必ず 羅を小とす。君 若し鎮撫せざれば、其れ備を設けざらんかと。是に於て 王 頼人をして之を追は使むるに、及ばず。莫敖 軍中に令して曰く、諫むる者は刑有らんと。郢に及びて、師の次乱れて濟り、羅に至る。羅と虜戎と之を撃ちて大いに敗る。莫敖 自ら荒谷に經す。羣帥 冶父に囚はれ、以て刑を待つ。王曰く 孤の罪なりと。皆 之を免す。君子謂ふ、鄧曼人を知るを爲むと。詩に云ふ、曾て是れ聴くこと莫し、大命以て傾くと。此の謂なり。

王 隨を伐つ。且に行かんとして、鄧曼に告げて曰く、余 心蕩く、何ぞやと。鄧曼曰く、王 徳薄くして祿厚し。施 鮮くして得多し。物 盛んなれば必ず衰ふ。日中すれば必ず移る。盈ちて蕩くは 天の道なり。先王 之を知る。故に武事に臨み、將に大命を發せんとして、王の心を蕩かす。若し師徒虧くること毋くして、王 行に蕩すれば 国の福なりと。王 遂に行き、楠木の下に卒す。君子謂ふ、鄧曼 天道を知ること爲むと。易に曰く、日 中すれば則ち 戻き、月 盈つれば則ち虧く。天地の盈虚 時と与に消息すと。此の謂なり。

頌に曰く、楚武の鄧曼 事の興る所を見る。瑕の軍 敗れんことを謂ひ、王の將に蕩せんとするを知る。彼の天道を識る、盛にして必ず衰ふと。終に其の言の如くなりて、君子揚稱す。

〔注〕

①王注は、「武」の上に「楚」字を脱する。「鄧」は国名。「曼」はその姓。『國語』（周語中）に「鄧由楚曼」とある。

ると言う。「楚」字は有る方がふさわしい。原本から欠落したかどうかはわからないが、今補っておく。

『國語』周語中「鄧由楚曼」の章注に、「鄧曼姓楚、曼 鄧女、為楚武王夫人、生文王、過鄧而利其国、遂滅鄧而兼之」とある。楚文王が鄧を討つて滅ぼしたことは、『左傳』莊公六年に見える。

②この話は、『左傳』莊公二三年に依ると思われる。即ち「十三年、春、楚屈瑕伐羅」とある。『左傳』にない「屈瑕号莫敖」が『列女傳』に見えるのは、作者が『左傳』のこの部分を切りとってこの伝に採用したことをはからずも露呈している。これ以下この話は「屈瑕」ではなくて、「莫敖」で進められていくので、作者は、「莫敖」の説明を加えておくよう配慮せざるを得なかったのである。

③『左傳』には前引に続いて、「鬪伯比送之還、謂其御曰、莫敖必敗、举趾高、心不固矣、遂見楚子曰、必濟師」とある。『列女傳』は、「送之還」を省いたが、良い処置とは思えない。

④『左傳』には、「楚子辞焉、入告夫人鄧曼、鄧曼曰、大夫其非衆之謂、其謂君撫小民以信、訓諸司以德、而威莫敖以刑、莫敖狃蒲騷之役、将自用也、必小羅、君若不鎮撫、其不設備乎、夫固謂君訓衆而好鎮撫之、召諸司而勸之以令德、見莫敖而告諸天之不佞易也、不然、夫豈不知楚師之尽行也、楚子使賴人追之、不及、」とある。『列女傳』は、「非衆之謂也」「以刑也」「狃於蒲騷之役」の点部分にいささかの気配りをするのみで、ほとんど『左傳』を採用している。ただ「夫人鄧曼」の部分は「鄧曼」を重しないが、これは欠落したのかわざと省いたのか明らかでない。ところで『列女傳』が『左傳』と大きく異なるのは、「夫固謂君訓衆云々」以下の夫人の言を省略している点である。省かねばならぬ積極的な理由がどの程度あったのか詳かにはできないが、夫人の言に似ず理屈っぽくさし出がましいところをきらったか、夫に助言する夫人の目の確かさを読者に示すには、前半の部分だけで十分と考えたかいずれかであろう。しかし志慮や気力の衰えた晩年の楚武王と鄧曼とのやりとりは、むしろ『左傳』からの方が良く伝わってくる。尚、蒲騷の役は「桓公」一一年に見えている。

⑤『左傳』には、「莫敖使徇于師曰、諫者有刑、及鄢、乱次以濟其水、遂無次、且不設備、及羅、羅与盧戎兩軍之、大敗之、莫敖溢于荒谷、羣帥囚治父、以聽刑、楚子曰、孤之罪也、皆免之、」とある。王注は『左傳』が「乱次以濟」に作ると指摘し、「疑此有脱誤」と言うが、無用の憶測と思われる。この他『列女傳』は、「遂無次、且不設備」を省き、「兩軍之」を「擊之」に変ずるなどの手を加えている。簡潔である。

⑥『毛詩』大雅、蕩に、「曾是莫聽、大命以傾」とある。

⑦『左傳』莊公四年には、「楚武王荆尸授師子焉、以伐隨、將齋、入告夫人鄧曼曰、余心蕩、鄧曼歎曰、王祿尽矣、盈而蕩、天之道也、先君其知之矣、故臨武事、將發大命、而蕩王心焉、若師徒無虧、王薨於行、国之福也、王遂行、卒於櫛木之下」とある。『史記』楚世家には「(武王)五十一年、周召隨侯、数以立楚為王、楚怒以隨背已伐隨、武王卒師中、而兵罷」とある。『列女傳』は『史記』を参考にはしていないようである。『左傳』に依拠していると思われるが、表現を変形している。鄧曼の言である「王德薄而祿厚、施鮮而得多、物盛必衰、日中必移、」は『左傳』に見えぬ。『列女傳』の作者は「祿尽矣」を多少理屈っぽく変形しているように思われる。『左傳』には、「鄧曼歎曰」とあるが、『列女傳』はこの「歎」を取ってしまったため、王を失なう夫人の愛情面の気が消去されて冷たく感じられ、鄧曼はお告をする巫女の如く感ぜられる。問題は少し飛躍するが、『列女傳』の女性の情面が軽視されることについて、補説する。一般に『列女傳』中の女性は、愛情をそのままの素直な温かさとして表現するのではなく、君臣関係の厳しさを期待する作者によって、女性らしさの愛情として我々が連想するものとは著しく異なったかたちで示される特徴を持っている。彼女等ともすれば人から冷静な論理を排除するあのいわゆる情を用いない。恐らくこの情が特殊な規律のワックにあてはめられて心の一角に整理整頓されてまっぴり人間存在を作者は期待していたからなのであろう。だからいわゆる心の温かきのシンボルとしての愛情を見ようとするなら、『列女傳』の女性にはそれは殆んど期待できない。しかし自分と深い関わりを持つ

人間をその社会に間違いなく存立せしめようとする配慮や判断を、おもいやりと解し情の特殊な表われと見るなら、それこそが『列女傳』の女性達の情なのだと思得ないこともあるまい。これと関連することは既に『齊田稷母』注④、『列女傳』注釈及び解説①でも述べた。しかし『列女傳』における女性像については、むしろ岡村繁氏「劉向『列女傳』における女性の行動と倫理」(『中国文学の女性像』所収)に興味深い論考が見えている。

以上により、この伝の鄧曼に、『左傳』と比較しても情の温かさが希薄と感じられるのは、『列女傳』全般に見られる一つの傾向によるものである。彼女は、国の最高責任者としての王者の行為を遂行せしめるべく、その配慮を極めて冷徹に形に表わそうと、恐らく無意識に自己規制している。この配慮は夫や子に社会的存在としての男性行為を補助し育む母性に源を発するものと判断しても良いであろう。『列女傳』の女性は、情が温かさとしてではなく冷徹なる論理性として特殊化されている。このことが情が希薄であるとか冷たいとか感ぜしめる原因と考えて良いであろう。作者においては、規律化されない情は無用であり悪の源でしかないのである。

「楠」について、梁注は『左傳』の『釋文』に、「楠、郎蕩反、又莫昆反、武元反」とあるのをあげ、考えるに、前一音は字を「楠」に作り、後二音は字を「楠」に作る。「楠木」は「菼」に従うべきで「兩」に従わない。『集韻』は「楠」の下に『左傳』を引かない。丁度(宋)の見た『釋文』にはおそらく「郎蕩反」の一音が無かったのであろうと言う。今一応「楠」字としておく。『左氏會箋』は、今湖北北安陸府治東一里に楠木山があると言う。

⑧ 説話のしめくりに、この様に『詩』でなく『易』を持って来る例は他にない。

『周易』豊卦、象に、「日中則昃、月盈則食、天地盈虚、与时消息」とある。

⑨ 「衰」について、王注は韻を夫すると言う。

三、許穆の夫人

許穆の夫人は、衛の懿公の女にして、許の穆公の夫人なり。初め、許之を求む。齊も亦た之を求む。懿公 將に許に与へんとす。女 其の傅母に因りて言ひて曰く、古者、諸侯の 女子有るや、苞 苴 玩 弄 として、大国に 繫 援 する所以なり。意ふに、今者、許は小にして遠く、齊は大にして近し。今の世の若き、強者は雄為り。如使 辺境 寇戎の事有らば、維是れ四方の 故 大国に赴告す。妾の在ること猶ほ慙らずや。今 近きを捨てて遠きに就き、大を離れて小に附く。一旦車馳の難有らば、孰か与に社稷を慮る可けんやと。衛侯 聴かずして之を許に嫁せしむ。其の後 翟人 衛を攻めて大いに之を破る。而れども許 救ふ能はず。衛侯 遂に奔走す。河を渉りて南して楚丘に至る。齊桓 往きて之を存し、遂に楚丘に城きて以て居せしむ。衛侯是に於て其の言を用ひざるを悔ゆ。敗るるの時に当り、許夫人 馳駆して 衛侯を弔唁し、因りて之を疾みて、詩を作る。云ふ、
載ち馳せ載ち駆りて、帰りにて衛侯を唁はん。馬を驅ること悠悠、言に漕に至る。大夫は跋渉し、我が心は則ち憂ふ。既に我をば嘉とせず 施り反る能はず。爾の臧ならざるを 視す、我が思ひ遠ならずやと。君子 其の慈恵にして遠識なるを善す。
頌に曰く、衛女 未だ嫁せざるるとき 許と齊とを謀る。女 母に諷して曰く、齊は大 依る可しと。衛君 聴かずして 後に果たして遁逃す。許 救ふ能はず、女 載馳を作る。

〔注〕

①王注は、「懿公之女」は『左傳』（閔公二年）に依れば「懿公之妹」になるが、ここでは「その女」と言っている。又、懿公は翟の難に死せずと言うが、ともに『左傳』とは合しない。魯詩説に基づくのであろうと言う。梁注は、『左傳』に依れば許穆夫人は公子頑の子で、ここと異なる。あるいは「女」の下に「弟」字を脱しているのだからと言う。蕭注は、『呂氏春秋』（卷一一）忠廉篇に、「翟人至、及懿公於榮澤、殺之、尽食其肉、独捨其肝、弘演至、報使於肝、畢、呼天而啼、哀哀而止、曰、臣請為禱、因自殺、先出其腹實、内懿公之肝」（『韓詩外傳』卷

七、『新序』義勇篇、『論衡』儒增篇等にも見ゆ」とあることを指摘し、『列女傳』の話とだいぶ異なるが、これで『列女傳』を疑う根拠とはできないと言う。しかし特に興味深い指摘とは言えない。国を滅ぼされた懿公が愚であること、齊桓公が援助したとことなどを骨子とする点においては略共通するし、周圉に介在するエピソードに具体的に異なるものが見られても、これの異同を調整するのに考証を勞する必要はないであろう。これも、衛の滅亡と懿公とをめぐって作られた様々な説話の一部と見れば良い。又、王・梁注の指摘する如く、『列女傳』が許穆夫人を懿公の女としているのはなるほど理解に苦しむ事実ではある。しかし王注が、『左傳』によれば妹と解されるというのは何故であろうか、ここにはなにか誤解があるように思える。『左傳』閔公二年に、「冬、十二月、狄人伐衛、衛懿公好鶴、鶴有乘軒者、…及狄人戰于榮澤、衛師敗績、遂滅衛、衛侯不去其旗、是以甚敗、…狄入衛、遂從之、又敗諸河、初惠公之即位也少、齊人使昭伯烝於宣姜、不可、強之、生齊子・戴公・文公・宋桓夫人・許穆夫人、…立戴公以廬于曹、許穆夫人賦載馳」とあるから、この記載によれば、戴公の妹と解することはできるが、懿公の妹と見ることは理解し難いことになる。王・梁は、『左傳』のこの記事から、先ず恵公と宣姜との間に懿公が生まれたと解し、この宣姜と昭伯頑との間に生まれたのが許穆夫人だから、懿公は父は異なるが妹と見得るとしたのであろうか。しかしこう考えることには無理がある。『左傳』桓公一六年によれば、「初、衛宣公烝於夷姜、生急子、屬諸右公子、為之娶於齊、而美、公取之、生壽及朔、屬壽於左公子云々」とあり、朔が恵公だから、恵公はやはり宣姜の子であり、許穆夫人を恵公の妹にあたる女性と見ることはできるが、恵公の子である懿公を許穆夫人の兄と見ることはできないであろう。王注の誤解にもとづくものであろう。王・梁注が兄妹にこだわるのは或いは『毛詩』序の「載馳、許穆夫人作也、閱其宗國顛覆、自傷不能救也、衛懿公為狄人所滅、國人分散、露於漕邑、許穆夫人閔衛之亡、傷許之小力不能救、思婦唁其兄、又義不得、故賦是詩也」によって、この「兄」を「懿公」と解していたからかも知れないが、「兄」は既に鄭注にも言っているよう

に、「戴公」を指すと見るのが妥当であろう。

さてそれでは『列女傳』が、許穆夫人を「懿公之女」としていることをどう解すべきなのであるか。結論から言えば、恐らく作者においては、許穆夫人は正しく懿公の女であると設定されていたであろうということである。『列女傳』の作者がこの部分に関連する『左傳』や『史記』（後注⑤）の記載をどこまで心に止めていたか疑問である。作者はなによりも『詩』の「駉馳」を、この物語形成の第一資料にしたに違いない。作者がこの詩を許穆夫人の作とした点は『毛詩』と同じであるが、作者は、『詩』中の「衛侯」を夫人の父とすることによってこの物語を構成したのであるから、「唁衛侯」を「唁其兄」と解した『毛詩』とは、この点では基本的に立場を異にすることになるであろう。しかしこれが従来の考證学者らの言う如く、単にこれは詩説の異なりにもとづくもので、ここは魯詩説などと簡単に処理されて良いものであろうか。もともと『左傳』以下の史料をいかに検討してみても、懿公の女が許穆夫人であると結論することは不可能なのである。いわんや王注らの如く「女弟」と考え得る史料も見当たりはしない。だからここに「懿公の女」とあるのは史実とは合わぬ事と見る方が妥当であろう。さすれば一定の伝統の上に形成されたと考えなければならぬはずの魯詩説に、史実の誤解を無視した詩説が継承されていることは考え難いことでなければならぬ。『列女傳』の中に魯詩の遺説が存するという考え方を全面的に否定はしないが、『毛詩』と異なる詩解釈をすべて魯詩説としてしまうのは、決まりきった型を信じて、主体的考察を放棄した従来の考證学の安易な処置であることがこのことから指摘されて良いであろう。そして作者自身は従来言われるほどに詩説云々に凝り固まっていはいないし、もっと他の視点から作者を見つめなおせば、歴史資料に対する場合だって、小心な学者の態度とは思えないむしろ政治的とさえ評し得る大胆な対応を試み、とりあげた女性を顕賞するために、時には史料を改変することさえ辞さない。この態度は既述の各伝にも様々に露呈しており、その都度指摘してきたことである。この作者を創作のない出典主義の物語集積者と

のみ評価することはできない。現にこの伝なども、作者の大胆な資料処理から生まれ出たものであって、恐らく魯詩説など関わりがあると考えるべきでない伝の例の一とすべきであろう。

作者はこの伝の「衛侯」を一貫して「懿公」と設定している。それは後文で、齊桓が楚邱に城いて後、「衛侯於是悔不用其言云々」とあることでも想像できるが、『左傳』以下を史実と見るなら、恐らく懿公は翟侵入の時に殺されたのであるから、桓公の援助で宗廟を保ち得たのは戴公であったと考えねばならない。作者は、国を滅ぼされたことで古来有名な懿公と健気な許穆夫人のイメージとを結び付けることで、許穆夫人を慈意・遠識の女性として「仁智」中に位置付け得たのである。作者にとってこの際詩説も史実も大してこだわる対象ではなく、後めたい創作でもなかったであろう。

尚、懿公以前の、宣姜らを中心とする衛室の紛争は、「衛宣公姜」（擗壁の四）の語るところである。

②このことは何に基づくのか不明である。恐らく作者の創作に依るものであろう。

③「苞苴玩弄」について、王注は「苞苴」は魚肉をつつんだもの。「玩弄」は「玩好」で、珠玉をいう。「所以」の下に「為」字が脱しているはずだ。「楚昭越姬」（節義）に、「故以婢子之身為苞苴玩好」には、「為」があり、「弄」を「好」に作ると言う。一説であらう。

「繫援」について、蕭注に『國語』晉語（九）の「董叔將取於范氏、叔向曰、范氏富盍已乎、曰、欲為繫援焉」、韋注「欲自繫綴以為援助」を紹介している。

「言今者云々」につき、王注は「言」字は衍とする。梁注は、梁玉繩の、「言」は「意」の譌であろうと言うのを引く。「言」のままでも読めないこともないが、梁説に従うのが妥当と思われる。「廣文書局、梁注本」には「言也今者云」とある。「四部備要」本は「也言今者」となっている。

この許穆夫人の言も、典拠は不明である。後に衛が翟に滅ぼされて齊の援助を得たことや、許穆夫人が故国の

亡を歎いた詩などを土台に、作者がつくりあげたものと判断して良いであろう。

④ 翟が衛を伐ったことは、『春秋』閔公二年（BC 661）に、「十有二月、狄入衛」と見える。「許不能救」はむしろ『詩』から逆に想像された事柄であろう。

⑤ 『史記』衛世家に依れば、「三十一年、惠公卒、子懿公赤立、懿公即位好鶴、淫樂奢侈、九年、翟伐衛、衛懿公欲發兵、兵或畔、大臣言曰、君好鶴、鶴可令擊翟、翟於是遂入殺懿公、懿公之立也、百姓大臣皆不服、自懿公父惠公朔之讒殺太子伋代立、至於懿公、常欲敗之、卒滅惠公之後云々、……戴公申元年卒、齊桓公以衛數亂、乃率諸侯伐翟、為衛築楚丘、立戴公弟燬為衛君、是為文公云々」とある。『左傳』閔公二年（前引）にもこのことは見える。楚丘に城いたことは『左傳』僖公二年に、「春、諸侯城楚丘而封衛焉」とある。『呂氏春秋』簡選篇に、「齊桓公良車三百乘云々、……中山亡邢、狄人滅衛、桓公更立邢于夷儀、更立衛于楚丘」とある。又、「忠廉」（前注①）には、「（弘演）因自殺、先出其腹實、内懿公之肝、桓公聞之曰、衛之亡也、以為無道也、今有臣若此、不可不存、於是復立衛於楚丘、弘演可謂忠矣、殺身出生以徇其君、非徒徇其君也、又令衛之宗廟復立、祭祀不絕、可謂有功矣」とある。尚これは『韓詩外傳』など（注①）にも見えている。

作者は衛侯即ち懿公は奔走し、齊の援助を得た時になお生存していたものと設定している。ここで史実との食い違いを指摘することには、この際特に意義があるとは思われない。

⑥ 『列女傳』では、衛敗北の時、許穆夫人は衛侯の処に赴いて弔唁したと設定しているが、『毛詩』では、「序」にも「恩婦唁其兄、又義不得」とあるように、その兄を唁せんとしてそれを為し得ぬ許穆夫人の嘆きをうたったものと見ている。

『詩三家義集疏』卷三中は、この伝の「衛侯不聽」は懿公をさし、「衛侯奔走」や「弔唁衛侯」は戴・文の世をさしているとし、『左傳』閔公二年の記載と結びつけようとしているが従い難い。なぜなら前述の如く、作者は

この伝の「衛侯」を一貫して懿公と設定していると見るべきだからである。又、『韓詩外傳』二に、「高子問於孟子曰、夫嫁娶者、非己所自親也、衛女何以編於詩也、孟子曰、有衛女之志則可、無衛女之志則怠、若伊尹於太甲、有伊尹之志則可、無伊尹之志則篡、夫道二、常之謂經、變之謂權、懷其常道而挾其變權、乃得為賢、夫衛女行中孝、慮中聖、權如之何、詩曰、既不我嘉、不能旋反視我不臧、我思不遠」とあるのを、「嫁娶自親」は、傳母に因つて齊に嫁するを請うたこと。「懷道挾權」は馳驅して帰唱したことを各々指すとしている。『列女傳』が『外傳』のこの部分にどの様に其本的なヒントを得たのか指摘することは難しいが、全く無関係でもなさそうである。作者のイメージになんらかの影響を与えた資料の一と見ても良いかも知れぬ。『韓詩外傳集釋』に引く諸説によれば、孫志祖は、『列女傳』の話に依拠し、この衛女は許穆夫人を指すこと。だから『外傳』は「載馳」の一句を引くのだと言う。陳喬樞も、「衛女得編於詩」の「詩」は「載馳」を指すのだとする。しかし趙懷玉は、この「衛女」は『詩』の何篇のどれかは明言できないし、引用される「載馳」がこれを指すとも断言できないと言う。趙氏説もつともである。孫・陳氏の如く安易な関連づけにはただちに従うことはできない。ただ『列女傳』のこの説話より『外傳』の一節を見る時、作者がなにがしかのヒントを得た素材なのかも知れぬという想像だけは否定せずに残しておきたい。尚、梁注は『外傳』二の「高子問於孟子云々」の「衛女」は「許穆夫人」のことであろう。魯・韓説同じとする。しかしこれも既述の如く、『列女傳』におけるこの話が魯詩説に本づくか否か疑問が多いので、梁説には必ずしも従い難い。

⑦ 蕭注は「作詩云」下に、『毛詩正義』載馳引『左傳』服虔注を紹介しているが、劉向のこの伝に引用する詩句の解釈との関連には言及していない。適当な注解とは思えない。

「載馳云々」、この詩句は『毛詩』邶風、載馳に見える。王注は、「嘉」は美、「臧」は善であり、「既不我」以下の詩句の意を「許人既無救患分災之美、故衛不能復反其國都、前日行嫁時、固視爾不善矣、我之思慮、豈不

遠乎」、「許不救衛、故衛不能濟河而北、前日之思慮、豈不甚神乎、」の如く解説し、『詩』の（この伝に引用はない）「女子善懷、亦各有行、許人尤之、衆稚且狂」の部分で「女子之性、固善憂思、然亦各有道理、許人不知、而過責我、是乃衆幼稚、且狂簡不更歷於事耳」と解説する。又、『詩』（これもこの伝に引用なし）の「我行其野云々」の部分についても、これを解説して、「許人既不足恃、必許求援於大邦、當時大邦、固莫如齊、而臣無忠信可任使者、果誰可依乎、誰使至乎、反覆思維、莫如我身往齊國求救耳」とする。しかし『列女傳』の作者の意がここまで至っていたかどうか疑わしい、尚、王注は、以上の如く解説し、齊桓が衛を援けたのは許穆夫人の尽力によるものであらうとし、「夫人非有大故、不越境而親」が正礼であるから、自らが齊に行くのは正しくないことだが、義としてやむを得ないのだ。だから「大夫君子、無我有尤」（詩の終句）と言っているのだとつけ加えている。以上、王注の見解について、この伝に引用する部分についての解説はともかくとして、他の部分のは蛇足の感もある。ただ一説として参考にするぶんにはさしつかえない。『詩三家義集疏』卷三中は、『詩』の「既不我嘉云々」の部分について、『列女傳』の説話を意識しつつ、「夫人既言跋涉心憂、追念前請於衛君事、云我所以請嫁於齊者、為欲繫援大國、我之謀至嘉美也、既不我嘉、衛果遁逃、而不能施反其旧都、當日已視爾衛國不臧善也、我之思慮、豈不深遠乎」と解説する。『毛詩』の解するところは『列女傳』許穆夫人の話が『毛詩』の場合にそのままあてはまるとは言えないから）異なるであらうが、『列女傳』のここに引かれた詩句の意としては、王注の解説よりもこちらの方が興味深い。特に「既不我嘉」は、この伝の話との関わりから見れば、自分の遠識を理解してくれなかった衛侯へのうらみの気持も含まれていると解すべきであらうから、衛侯が許嫁しなかったことを言っていると読むのが妥当であらう。尚、衛侯を、『列女傳』では懿公と考えているであらうことは前述した。作者が許穆夫人についてこの様な説話を作った以上、詩句の解釈が『毛詩』と異なることは勿論であるが、この解釈の異を、ただちに魯詩説に起因するものと断定するのは危険である。即ち作者は「載馳」全体の詩

句の解釈を、この伝のこの様な話ですべて説明し得るべき詩説の資料を先ず持つていて、それによってこの部分を切り取ってこの伝に紹介しているのかどうか疑わしい。実はこの伝の話を飾る目的の方が先に立って、話の内容と比較的結びつけ易い部分のみを『詩』より切り取って持ち込んだのではなからうか。くり返し指摘しているように、各々の立伝の性格を検討すると、この作者の使用素材には、後世の学者が実直に想像する程には必ずしも厳密な歴史考証を経ていないものがあり、又、伝統的文獻に対してもある程度自由な立場で自らの思想を注入してしまふ場合もしばしば見うけられるので、この伝における詩句の使用についても、詩説云々という型どおりの見方で処理したのではかえって作者の意図を見失うことになるであらう。

⑧「遠識」は次の伝にも用いられる。解し方によっては、これらの女性の人間観は冷たく合理的にすぎる様に見える。しかし日本人の持つ曖昧な感傷主義で理解し尽したと思うこと自体、実は問題なのかも知れない。作者がこれらに敢えて「仁」を冠していることの意味をも少し考えるべきかも知れない。

⑨梁注は、宋の呉棫の説を引き、「逃」は田黎切であり、『易林』損之恒に、「良夫孔姬、脅懼登台、變季不扶、叔輒走逃」とあると指摘している。

四、曹の僖氏の妻

曹の大夫 僖負羈の妻なり。① 晉の公子重耳亡して、曹を過ぐるに、恭公 焉に礼せず。② 其の駢脅なるを聞きて、其の舎に近づきて其の將に浴せんとするを伺ひて、微を設けて、薄りて之を觀す。負羈の妻 夫に言ひて曰く、吾 晉の公子を觀するに、其の從者三人 皆 国相なり。以らく此の三人者 皆 善く力を戮せて以て人を輔くれば、必ず晉国を得ん。若し国に反ることを得れば、必ず諸侯に霸たりて無礼を討たんに、曹 必ず首と為らん。若し曹に難有らば、子 必ず免れざらん。子 胡ぞ早く自ら弑せざる。且つ吾 之を聞く、其の子を知らざれば 其の父を視よ。其の君を知らざれば、其の使ふ所を視よと。今 其の從者 皆 卿相たるべき僕なり。則ち其の君 必ず伯王之主たらん。若し礼を加へば、必ず能く報施あらん。若し罪有らば、必ず能く過を討たん。子早く凶らざれば、禍の至ること久しからざらんと。負羈 乃ち之に壺浪を遺り、璧を其の上に加ふ。公子 浪を受けて璧を反す。公子 国に反りて、曹を伐つに及び、乃ち負羈の間に表し、兵士をして敢へて入ること無から令む。士民の 老を扶け弱を攜へて その間に赴く者、門外に市を成す。③ 君子謂ふ、僖氏の妻 能く遠識なすと。詩に云ふ、既に明且つ哲、以て其の身を保んずと。此の謂なり。④

頌に曰く、僖氏の妻、厥の智 孔だ白なり。晉の公子を見て、其の興作を知る。夫をして浪を饋りて且つ以て自り託せ使む。文 曹国を伐つに、卒に独り釈さる。

〔注〕

①この伝は前伝とともに、女性の遠識をテーマとする。作者は、男性とは次元の異なる状況判断や事の見通しの能力が女性に存することを感じ認めていたに違いない。

ストーリーは文公重耳流浪譚の一部分で、これに関連する「賢明」の晉文齊姜(頁一三二)、晉趙衰妻(頁五七)、「寧嬖」の晉獻驪姬(一の頁一三九)なども参照されたい。

「僖」について、梁注は、『淮南子』人間訓（「釐負羈」）、『漢書』古今人表には（「釐負羈妻」）、「釐」に作る」と指摘する（『韓非子』十過篇も「釐負羈」に作る）。又、『毛詩』邶風、柏舟の「正義」及び『釋文』引曹大家に、「釐音僖」と言うのを掲げ、この伝もとは「釐」字に作っていたとする（因みに、『毛詩正義』に「史記僖字皆作釐、列女傳曰、曹大家云釐音僖、則古今字異而音同也」とあり、『釋文』の「僖侯」下に、「許其反、史記作釐、曹大家音僖」とある）。

②『國語』晉語四に、「自衛過曹、曹共公亦不礼焉」とある。『左傳』僖公二三年には、「及曹」とあるが、「不礼云々」は特に記してはいない。『韓非子』十過篇にも「昔者、晉公子重耳出亡、過於曹」とあり、『史記』晉世家にも、「過曹、曹共公不礼」と見える。徐氏『左傳疏證』は、『國語』・『史記』・『列女傳』には「過曹」の表現を用いるのに、『左傳』のみは「及曹」とし、又「不礼」のことを刪している点に注目し、『左傳』がこれらの諸書より後に成立した証の一としている。しかし（「不礼」は『韓非子』にも無い）『列女傳』よりも後に成立したことの強力な証とは言えない。これは又後述する。

③『國語』には、「（共公）聞其駢脅、欲觀其狀、止其舍、謀其將浴、設微薄而觀之、」とある。『左傳』には、「曹共公聞其駢脅、欲觀其裸、浴、薄而觀之」とある。『韓非子』には「曹君袒裼而觀之」とあるのみ、『呂氏春秋』上德篇には、「曹共公視其駢脅、使袒而捕池魚」とあり、『淮南子』人間訓にも「曹君欲見其駢脇、使之袒而捕魚」と見える。『史記』には、「欲觀重耳駢脅」とある。どんなふうに陰險な観察をしたかについては諸書間に少異が認められるが、『列女傳』は恐らく『國語』に依ったのであろう。

「駢脅」について、王注は、「駢与駢同、國語注云、駢并榦」と言う。『左傳』僖公二三年杜注に、「駢脅合脅」と言う。『説文』に、「駢脅并榦也」とある（『廣雅』釋親に「榦謂之肋」とある。『説文』には又、「肋脅骨也」ともあるから、段注の言うように「脅骨一名榦」と考えられる。又、『釋文』卷一六引『通俗文』に、「腋

「下謂之脅」とある。『左傳正義』に、「孔晁云、聞公子脅幹是一骨、故欲觀之、……駢訓比也、骨相比迫、若一骨然、」と述べる。

「微薄」について、『國語』韋注は「微、蔽也、薄、迫也」と解する。『左傳』杜注にも「薄、迫也」と言う。ところが『釋文』卷一六「薄」に、「如字、迫也、國語云、薄簾也」とある（確証はないが、これは諸家の言う様に賈逵注にもとづくものかも知れない）。董氏『國語正義』は、「薄」を「簾」と見るのは『禮記』曲禮上「帷薄之外不趨」の義によるものであらうと言う。劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』は、「薄」を「迫」に読む旧説に対して、やはり「簾」と読むのを支持する。引洪亮吉は、「微薄」は「帷薄」であるとし、『釋文』の外に『淮南子』道應訓（晉公子重耳出亡云々）下に注に、「曹共公聞重耳駢脅、使袒而捕魚、設薄以觀文」とあるのをあげ、これも義同じとする。又、引沈欽韓も、帷薄を垂れて微窺すると解する方が良からうとする。劉氏はこの洪・沈説を是としている。以上諸説を検討するに、各書「薄」の解を一つに統一しようという態度が強いようであるが、特に『左傳』の「薄」などはむしろ杜注の「迫」という解の方が良くあてはまるように思われる。さればこそ『國語』の「設微」を意識的に省いたのではないか。この点から言うなら、『國語』の場合でも、「迫」でも読めるし「簾」でも読める。むしろ本来は「迫」で解されていたと考えるべきではあるまいか。重耳の身体的特徴を観察したい恭公の様子とその無礼なふるまいは、ちかづいてまぢかにの語がもっとも良く表わすのではなからうか。『列女傳』は『國語』と略同じ「止」を「近」に、「諫」を「伺」に変じている）である。従来「微薄」をせまり見るの露骨さをさけて、すだれの意に見る説が有力であるが、私は敢えて、韋・杜注の方が実情に近いと見、『列女傳』のここもこれに従いたい。

④妻のこの言のほとんどは作者の作文によっているものと思われる。『國語』には、「僖負羈之妻言於負羈曰、吾觀晉公子、賢人也、其從者皆國相也、以相一人、必得晉國、得晉國而討無礼、曹其首誅也、子盍蚤自弑焉」とあ

る。『左傳』には、「僇負羈之妻曰、吾觀晉公子之從者、皆足以相國、若以相夫子、必反其國、反其國、必得志於諸侯、得志於諸侯、而誅無禮、曹其首也、子盍蚤自弑焉」とある。『左傳』は『國語』の「吾觀晉公子、賢人也」を省いて、「觀晉公子之從者」につづめてしまい、「皆相」は「皆足以相國」に変じ、又、「一人」を「夫子」に、「得晉國」を「反其國」に各々変じている。『國語』よりも読みやすくなっている。『列女傳』は基本的に『國語』に依ったのであろう。そして更に恐らく、『左傳』の「反國」や「得志於諸侯」などにも目を配りつつ、独自の文体にまとめようとしたのであろうが、『左傳』のさっぱりした作文に比べるとやや間のびした感がある。徐氏『左傳疏證』は、『左傳』は『列女傳』の「言于夫」を不要として省き、「其」を「之」に変じ（吾觀晉公子、其從者三人」と「吾觀晉公子之從者」とが異なることから思いついたものと思われるが、これは本来『國語』の「吾觀晉公子云々」と比べるべきであり、又、ただ単に文字の入れかえではなく、『國語』の文表現を根本から変えたものとの立場から見なければならぬ）、「必霸諸侯」を「得志于諸侯」に改めていると指摘するが、『左傳』が『列女傳』から影響を受けたことを積極的に証する資料は見出し得ない。ただ『左傳』のまとめ方が『列女傳』よりも優れていることを指摘しているのは賛成できる。

『史記』はこの妻の説得をとらない、即ち「曹大夫釐負羈曰、晉公子賢、又同姓、窮來過我、奈何不礼、共公不從其謀」とあるのみである。これは『國語』の後文にある負羈の共公への忠告の部分のみに注目したからであろう。これと似通ったものが『淮南子』人間訓に見える（注③引）。ここでは妻の言とされているものが釐負羈自身のものとして示されている。即ち前引に続いて、「釐負羈止之曰、公子非常也、從者三人皆霸王之佐也、遇之無礼、必國憂、君非聽、重耳反國、起師而伐曹、遂滅之」とある。しかし同じ『淮南子』でも妻の言として扱っているものもある。即ち「道應」に、「晉公子重耳出亡、過曹、無礼焉、釐負羈之妻謂釐負羈曰、君無礼於晉公子、吾觀其從者、皆賢人也、若以相夫子、反晉國、必伐曹子、何不先加德焉、」とある。又、素材の組み替えてこれ

らとは少異するまともりは『韓非子』十過篇に見える。即ち、「昔者晉公子重耳出亡、過於曹、曹君袒裼而而觀之、釐負羈与叔瞻侍於前、叔瞻謂曹君曰、臣觀晉公子、非常人也、君遇之無礼、彼若有時反國而起兵、即恐為曹傷、君不如殺之、曹君弗聽、釐負羈歸而不樂、其妻問之曰、公從外来、而有不樂之色何也、負羈曰、有福不及、禍來連我、……其妻曰、吾觀晉公子、万乘之主也、其左右從者、万乘之相也、今窮而出亡、過於曹、曹遇之無礼、此若反國、必誅無礼、則曹其首也、子奚不先自忒焉、負羈曰、諾云々」とある。これだけ見てもストーリーの枝葉の部分は、この話に関しても様々な変形をなしている。蛇足ながら、『國語』などでは重耳を浴させるとあるものが、『韓非子』では「袒裼」となり、『呂氏春秋』では、「袒而捕池魚」と変じ、これは『淮南子』に受けつがれている(注③)。素材の変形の面からも興味深い一事である。ただし『列女傳』はほとんどこれらの文獻の影響を受けていないと思われる。しかし確証はないが他の部分では『韓非子』の文に幾分似て、なにがしかの影響を受けたかと思われるところもある。

「且吾聞云々」以下、「不知其子者云々」は何にもとづくか不詳。「今從者云々」以下は、妻の言の初の部分からの発展がほとんどなく、いたずらに妻の言にボリュームを与えようとして、無意味なくり返しに終わっている。作者の創意が成功しているとは思われない。

⑤『國語』には、「僖負羈餽殮寘璧焉、公子受殮反璧、負羈言於曹伯曰、夫晉公子在此云々……君其圖之、公弗聽、」とあり、負羈の忠告部分がかなり長い。『列女傳』はこの部分をとらない。この点でむしろ『左傳』に近い。即ち「乃饋盤殮、寘璧焉、公子受殮反璧」とある。又、「僖公」二八年には、「三月丙午、入曹、數之以其不用僖負羈而乘軒者三百人也、且曰、獻狀、令無入僖負羈之宮、而免其族、報施也、」とある。『韓非子』十過篇には、前引に続き、「盛黃金於壺、充之以餐、加璧其上、夜令人遺公子、公子見使者再拜、受其餐、而辭其璧、……又令人告釐負羈曰、軍旅薄城、吾知子不違也、其表子之閭、寡人將以為令、令軍勿敢犯、曹人聞之、率其親戚、

而保釐負羈之閭者、七百余家」と見える。この釐負羈の閭の安全を知って人々が集まったとするのは、『國語』には見えないが『列女傳』などには見える部分として注目される。蕭注もこの部分に注目し、『韓非子』を引いている。他に『史記』には、「三月丙午、晉師入曹、教之以其不用釐負羈言、而用美女軒者三百人也、令軍毋入僖負羈宗家、以報德、」とあり、「曹世家」にも、「令軍毋入釐負羈之宗族閭」と見えている。『淮南子』道應訓には、前引に続き、「釐負羈遺之壺餒而加璧焉、重耳受其餒、而反其璧、及其反國起師伐曹剋之、令三軍無入釐負羈之里」とある。

⑥ 『毛詩』大雅、烝民に、「既明且哲、以保其身」とある。

⑦ 「厥」を、「四部叢刊」本は「廉」に作る。歐氏『校證』は「厥」に改めるべきだとしている。「厥」の方が読みやすい。

⑧ 梁注は、「作」を一本では「祚」に作ると言っている。「四部叢刊」本は「祚」に作る。

五、孫叔敖の母

楚の令尹 孫叔敖の母なり。叔敖 嬰兒 為りし時、出で遊びて、兩頭の蛇を見る。殺して之を埋む。歸りてその母を見て泣く。母 其の故を問ふ。對へて曰く、吾聞く、兩頭の蛇を見る者は死すと。今者、出で遊びて之を見ると。其の母曰く、蛇 今安くにか在ると。對へて曰く、吾 他人の復た之を見んことを恐れ、殺して之を埋むと。其の母曰く、汝は死せず。夫れ陰徳有る者は、之に陽報あり。徳は不祥に勝ち、仁は百禍を除く。天の 高きに処りて卑きを聴くこと、書に云はずや、皇天 親無し、惟だ徳をのみ是れ輔くと。爾 嘿せよ。必ず楚に興らんと。叔敖長ずるに及びて、令尹と為る。君子謂ふ、叔敖の母、道徳の次を知ると。詩に云ふ、母氏 聖善と、此の謂なり、

頌に曰く、叔敖の母 深く天道を知る。叔敖 蛇を見る、兩頭岐首なり。殺して之を埋め、泣きて 及ばざらんかを恐る。母曰く、陰徳あり、死せずして必ず寿ならんと。

〔注〕

①梁注は、『隸釋』に、「楚相孫叔敖碑云、名饒」とあるのを掲げる。孫叔敖の名は「楚莊樊姬」や「辯通」の楚江乙母・齊孤逐女などに見える。『史記』循吏列傳の初に孫叔敖の伝を載せる他、諸書に彼の名が散見するが、彼の伝については異説もあつて定まらない。恐らく伝説的な要素が様々に付加された結果にも依るであろうし、楚国の出身であることにも関わりがあるのかも知れない。『左傳』宣公一一年に、「令尹蔣艾獵城沂」とあり、杜注に「艾獵、孫叔敖也」と言い。『左傳正義』引服虔注に、「艾獵、蔣賈之子、孫叔敖也」とある。これらに依れば、蔣艾獵即ち孫叔敖ということになる。ところが『左傳』襄公一五年に「蔣子馮大司馬」とあり、この「正義」引『世本』には「蔣艾獵、孫叔敖之兄、蔣子馮、艾獵之子」と見える。そしてここでは杜注には「子馮、叔

敖從子」と言っており、これに依れば、艾獵は孫叔敖自身であるとの判断を下した。「宣公十一年」の注とも矛盾することになる。劉文淇『春秋左氏傳舊注疏證』はこれらの資料間の問題点について、惠棟・洪亮吉・沈欽韓等の考証を列ねる。結局、『世本』を信じるか、これを誤れるものとするか（『左傳正義』襄公十五年は「世本転写多誤」として、宣公十一年杜注を正とする）に議論の別かれめがあるように思われる。杜注が前後矛盾すると見えるのは納得のいかぬことであるから、『世本』に誤りがあるうとする『左傳正義』の判断は既ねとすべきであらう。従って杜注が「蒿」（『襄公』一五）を、必ず蒿艾獵をさすと考えていたと見なくても良からう。『左氏會箋』が杜注の「從子」の「從」は字の誤りであろうと指摘するのも一見解であるが、これは杜注の「蒿」は艾獵であることを前提とすることになる。

以上枝葉にわたる議論にこだわりすぎた感もあるが、要するに、今のところ、「宣公十一年」年の「蒿艾獵」を「孫叔敖」とする見方に従って良からう。『疏證』も、盧文弨により、「宣公十一年」年の「蒿艾獵」は十二年の「蒿敖」で蒿艾獵は即ち孫叔敖だとする。尚、『呂氏春秋』情欲篇の高注に「孫叔敖、楚令尹蕩賈之子也」とある（盧文弨『鍾山札記』に「蕩賈即蒿也」と言う）。以上確証があるわけではないが、確かな資料が新しく指摘されぬかぎり、従来のような見解に一応従う外ない。

孫叔敖とその母の話の出処については詳かにしないが、今のところ賈誼『新書』春秋篇に略同じものが見えてゐるのが注目される。

②「兩頭蛇」について、王注は郝敬の説を引き、五嶺の外（廣東・廣西など）にはこの蛇は多く、人々はこれを見ても怪異とはしないことが劉向『嶺表錄』にも見えている。『爾雅』釋地に「積首蛇」と見えるのは岐首の蛇のこと、これは魚に比目のものがあるのと同じである。兩頭の蛇を見れば死すというのは流俗の妄談にすぎぬと述べている。蕭注は『爾雅』釋地（中有積首蛇焉）の郭注（注には「或曰」とする）に、「今江東、呼兩頭蛇

為越王約髮、亦名弩弦、」とあり、『釋文』引孫炎に、「名曰率然」とある。更に『山海經』海外西經に「并封、在巫咸東、其狀如蟻、前後皆有首、黑」と見え、郭璞は「今弩弦蛇亦此類也」と言う。これらについて蕭注は、并封は前後に首があり、枳首・岐首は頭のところに両首があるのだから、相類するとは言えないと言う。又、『孫子』九地に「率然者、常山之蛇也、擊其首則尾至、」とあるが、これも前後に首があるというのではないと説明する。

この部分が、『新書』春秋篇には、「孫叔敖之為嬰兒也、出遊而還、憂而不食、其母問其故、泣而对曰、今日、吾見兩頭蛇、恐去死無日矣、」とある。『列女傳』は、出遊時の孫叔敖について具体的に叙述する部分を新たに加えている。しかし『新書』の方が簡潔であるように見える。『新序』雜事第一には、「孫叔敖為嬰兒之時、出遊、見兩頭蛇、殺而埋之、泣而歸、其母問其故、叔敖对曰、吾聞見兩頭之蛇者死、嚮者吾見之、恐去母而死也」とある。これは『列女傳』に近似する。しかし『新書』の「恐去死無日矣」が、これには「恐去母而死也」として幾分變形して残されているが、『列女傳』は無用として刪っている。これで『列女傳』にいささか推蔽の跡が見えると考えることができれば、『列女傳』が後に成立した一証とし得るであろうか。『論衡』福虚篇にこの話を引くが、「楚相孫叔敖為兒之時、見兩頭蛇、殺而埋之、婦、对其母泣、母問其故、对曰、我聞、見兩頭蛇死、向者、出見兩頭蛇、恐去母死、是以泣也、」と見える。王充が典拠としたのは、「向者」が用いられ「恐去母死」などが残っているところからして、どちらかと言えば『新序』であった可能性が強い。

③『新書』には、「其母曰、今蛇安在、曰、吾聞、見兩頭蛇者必死、吾恐他人又見之、吾已殺而埋之也、其母曰、無憂、汝不死、吾聞之、有陰德者、天必報之以福、果不死、人聞之、皆論其能仁也、及為令尹、未治而国人信之、」とある。『列女傳』では、「吾聞、見兩頭蛇者必死」の部分を、叔敖のはじめの言葉の中に用いたからこゝでは省いている。『列女傳』には、母の言葉の「吾聞之」は省かれ、「有陰徳云々」は、「書不云乎」によって教

訓に重みが与えられている。『列女傳』の母の教養と見識は殊更に修飾されている。しかしこれは下文の「知道徳之次」を言うための必要な処置でもある。『新序』にはここでも『列女傳』よりも先にまとめられた形跡が認められる。即ち「其母曰、蛇今安在、曰、恐他人又見、殺而埋之矣、其母曰、吾聞、有陰徳者、天報之以福、汝不死也、及長、為楚令尹、未治而國人信其仁也」とある。表現やまとめ方の点で『列女傳』に近似するが、母の言葉の「吾聞」は『新書』のそれを残しているし、「天必報之福」も「天報之以福」の形で残され、「未治而國人信之」も、「未治而國人信其仁也」の形で受け継いでいる。ただし「汝不死」の位置のみはむしろ『列女傳』の方が『新書』をそのまま採った様に見える。ただ形の上からはそう見えても、実は『列女傳』の母の論の展開からして、「汝不死」は『新序』が変え用いたようにはなし得なかったから、「汝不死矣」の自信にみちたかたちで、最初に置くことに新たな意義が生じたのであって、実は『新書』のかたちに特別の影響を受けたとは考えない方がよいであろう。『論衡』には、「其母曰、今蛇何在、对曰、我恐後人見之、即殺而埋之、其母曰、吾聞、有陰徳、天報之、汝必不死、天必報汝、叔敖竟不死、遂為楚相、」と見える。異なる部分も多いがやはり『新序』のまとめ方に近い様である。

「夫有陰徳云々」について、『説苑』貴徳篇に、「君子致其道徳、而福祿帰焉、夫有陰徳者、必有陽報、有隠行者、必有昭名」とあり、「復恩」に、「邴吉有陰徳於孝宣帝微時、……臣聞之、有陰徳者、必饗其樂、以及其子孫、」、「楚莊王賜羣臣酒、……此有陰徳者、必有陽報也」とある。『淮南子』人間訓にも「君子致其道而福祿帰焉、夫有陰徳者、必有陽報、有隠行者必有昭名」(『文子』上徳篇にも見ゆ)とある。「陰徳」の語は、『史記』晉世家・淮南衡山列傳などにも見える。

「皇天無親云々」について、『尚書』周書、蔡仲之命に、「皇天無親、惟徳是輔、」とある。又、『老子』第七章には、「天道無親、常与善人」とあり、司馬遷もこの句を『史記』伯夷列傳中に熱情を込めて引用している。

尚、「皇天云々」を『左傳』僖公五年には、「故周書曰」として引き、杜注は「周書、逸書」と言っている。又、『國語』晉語六には「天道無親、惟德是輔」と見え、『淮南子』詮言訓には、「天道無親、唯德是与」とある。『周書』・『老子』各々に見えるものの融合の跡がうかがえる。

「爾嚳矣、必興於楚」の部分も『新書』には見えない。これは作者の作文によるものと思われるが、この母の言葉は、神のお告げにも似て強烈である。『列女傳』の女性は一般に、自分の子や夫を有能な社会的存在（儒教的な官吏）として定立せしめようとする教育者の姿を持つ。だから彼女等は時として、社会権力者の要求を強烈に表出することがある。これが特に強い場合には、彼女等は母や妻に我々が期待する人間的な暖かさを持たぬと思える程に、型にはまりきった存在となる。しかしそれは彼女等が実際にその様な女性であったからだと誤解してはならない。極端な言い方をすれば、実は儒教的な論理を支えとして社会に君臨せんとする権力者が、個々の女性に姿を借りて登場しているのだから、彼女等が権力者達の要請にそわぬ様な生き方や家族対応をする様に描かれるわけではないのである。だから、この孫叔敖の母の様に、伝統文化のよろいを着け神がかり的な存在として登場させられているのは、以上の様な点を考慮し、『列女傳』の一般的な女性の姿をそのまま具現しているからだと判断すべきなのである。

④「及」について、王注は「及」は韻を失する。「或曰当作久」と言う。梁注は、「顧校云、当作久」と言う。一説として注目しておく。

六、晉の伯宗の妻

晉の大夫 伯宗の妻なり。伯宗 賢なれども、好みて直 弁を以て人を凌す。朝する毎に、其の妻 常に之を戒めて曰く、盜は主人を憎めども、民は其の上を愛す。人を愛好する者有れば、必ず人を憎妬する者有り。夫子 直言を好む。狂者は之を惡む。禍 必ず身に及べんと。伯宗 聴かず。朝して喜色を以て帰る。其の妻曰く、子の貌に喜色有るは何ぞやと。伯宗曰く、吾朝に言ふに、諸大夫 皆謂ふ 我が知は 陽子に似ると。妻曰く、実 穀は華ならず、至 言は 飾ならず。今、陽子は華にして実せず。言 して謀無し。是を以て禍其の身に及ぶ。子 何ぞ喜べんと。伯宗曰く、吾 諸大夫に酒を飲まして之と与に語らんと欲す。爾 試みに之を聴けと。其の妻曰く、諾と。是に於て大いに会して諸大夫と飲む。飲み既りて妻に問ひて曰く、何若と。對へて曰く、諸大夫 子に若るもの莫きなり。然り而して民の其の上を戴く能はざること久し。難 必ず子に及ばん。子の性 固より易ふ可からざるなり。且つ國家 式多し。其の危きこと立ちて待つ可きなり。子何ぞ預め賢大夫に 結して、以て州黎を託さざると。伯宗曰く、諾と。乃ち畢羊を得て、之に交はる。藥不忌の難ありて三郤 伯宗を害し、譖して之を殺すに及び、畢羊 乃ち州黎を荆に送り、遂に免るるを得たり。君子謂ふ、伯宗の妻 天道を知ると。詩に云ふ多く焞焞を 將ふ 救薬すべからずと。伯宗の謂なり。

頌に曰く、伯宗 人を凌すに、妻 且に亡びんとすると知る。数々 伯宗を諫め、厚く畢羊に 許せしむ。属するに州黎を以てし、以て咎殃を免れしむ。伯宗 禍に遇ひて、州黎 荆に奔る。

[注]

①この伝も、前伝に続いて「知天道」の女性の話とされる。主として『國語』晉語五や『左傳』成公一五年に見える話に依拠したものと思われる。

②『國語』にはこの部分に相当するものは無い。『左傳』には、「晉三郤害伯宗、譖而殺之」に関連して、「初伯

宗每朝、其妻必戒之、曰、盜憎主人、民惡其上、子好直言、必及於難」と記す。伯宗の人となりを記した「堅而云々」や「伯宗不聰」は見えない。又、「有愛好人者、必有憎妒人者」が見えず、『列女傳』にはこれが有るの注目すべき点である。この注目すべき理由については次にとりあげることと関連して説明する。

「盜憎主人、民愛其上」について、王注は「愛」は『左傳』に見えるように「惡」に作るのが正しいと指摘する。梁注も、「愛」は下文に涉つて誤つたものと判断して、『左傳』に「惡」に作り、『說苑』敬慎篇にも、「周大廟金人銘曰、盜怨主人、民害其貴」とあるのをその証とする『家語』觀周篇には「盜憎主人、民怨其上」とある。諸書に見えるこの句の用い方を見ていくと、なるほど王・梁注の指摘は正しいとせねばならない。しかし良く見ると『左傳』の場合と『列女傳』とでは、この句の用い方は同一ではない様に思われる。この点に注目している蕭注を次に見る。即ち以下の如く論ずる。この伝は必ずしも『左傳』と同じく「惡」に作るべきだとは言えない。『國語』注に「上、賢也」とあり、この処は、盜人はこれをばばもうとする主人を憎むものだが、人民は本来自分たちを善導してくれる賢者を愛するもの。ただ人民にも愛する者が有れば憎む者も有るのが世のならいで、枉者は賢者を憎む者であるというほどの意である。下二句（「有愛好人者、必有憎妒人者」の「愛」・「憎」二字は上の二句（盜憎主人、民愛其上）を受けているのだから、「愛」を「惡」に改作すると、「愛好人」の句は浮いてしまうことになる。下文に又、「民不戴其上久矣」と言っているのは、以上によって、民が本来は賢者を戴くもののだが、今、戴かざること久しいと言って、世の風潮が古のようでなくなつたのを傷んでいるのである。蕭注の言うところはこの様に解説できると思う。これは貴重な指摘であると思う。伝統的な学問研究の方式を墨守する古典学者は、出典主義の枠組みに囲まれて身動きできず、目前資料の作者の真意をこそ先ず見ようとする自由を奪われ勝ちである。しかし実際には作者は、典拠に対して必ずしも直立不動の姿勢で対応するばかりではなく、これを尊重はするであろうが、自己の著述に借用する際には、彼自身の独特な思想でそしゃく

し直している場合はかなり多い。『列女傳』でも、作者がこの書をまとめるに際して抱いた思想によって、個々の資料は、その伝毎に、作者の思想の中で具体的な素材としての形を与えられ再構成されているのである。この意味においても『列女傳』はただ単なる古伝の集積でなく、れっきとした著述と評価されて良い書物である。これらのことを深く考えずに、『列女傳』は古典の一部を切り取って編成された書という考えのもとに、その出典にばかり強く目を奪われていると、作者の真意は見えないまままで通り過ぎてしまうことになるであろう。

以上述べたことから、次の如く結論したい。即ち、この「愛」を『左傳』などの「惡」に改める必要はない。『左傳』以下の文献において「民惡其上」が一種のきまり文句の如く用いられていようと、『列女傳』のここで、作者は、やはり「民愛其上」と表現したのだと考えるべきである。ただ単に文字の比較のみに目を止める学者は、『左傳』とここが同一の叙述と思ひ込んでいるのかも知れないが、『左傳』には見えない文句が現にこの伝に新たに設けられているのではないか。しかも伝全体は、大まかに見わたしても、作者が『國語』の資料と『左傳』の資料とを合成していることが明瞭である。使用語や意味もそれなりに原典と異なる色彩を見せているとしても不思議ではないのである。ここに使用される「民愛其上」の表現は、下文に「民之不能戴其上久矣」を用いたことと深く関わることは、蕭注の指摘が正しい。しかし作者は、「上」を「賢」の意に用いたか否か疑問である。作者は、君主をそのうちに含んだものとして把握しようとするから、作者の立場からして、「惡」をそのまま使用することは敢えて為し得なかつたのではなからうか。従って下文の「其上」も単に「賢」ではなくて「君主」の意にとるのが良く、従ってこの話を含む句は、今、晉国が有能なる君主ないし指導者を戴き得ているという様な平穩なる状況ではないから、本来なら看過されることでも許容されぬ事態が起こり得る。だからこちらが不安部分を持ってさえいれば、いつ難に会うか知れないだろう。妻の直感するこの様な気持からこれらの戒めのことばは発せられたと作者はとらえているのではなからうか。これも想像に過ぎないが、厲公の治世があまり穩

やかではなく、『史記』晉世家にも「五年、三郤讒伯宗殺之、伯宗以好直諫得此禍、国人以是不附厲公」と記載されていることなども、幾分作者の頭にあつたのかも知れない。

『左傳』の「必及於難」が『列女傳』では「禍必及身矣」に変じている。下文『國語』の資料を借用した部分で「禍及其身」・「難必及子」と表現していることに合わせる気持の表れであろうか。

⑧この後半の部分の素材は『國語』より持ち込んだものと思われる。即ち、「伯宗朝、以喜婦、其妻曰、子貌有喜、何也、曰、吾言於朝、諸大夫皆謂我智似陽子、対曰、陽子華而不実、主言而無謀、是以難及其身、子何喜焉、伯宗曰、吾飲諸大夫酒、而与之語、爾試聽之、諾、」とある。

「喜色」を、『國語』には「喜」に作ることを梁注が指摘する。

「実穀不華、至言不飾」は『國語』には無い。作者の作文に依るものであろう。『老子』八一章に、「信言不美、美言不信」とある。王注は「穀、五穀也、穀之実者、華不繁、言之至者、文不耀、」と言う。

「言而無謀」について、梁注は、『國語』には「言」の上に「主」があることを指摘する。蕭注はこれに加えて、韋注の「主、尚也」を引用する。又、『國語』には、「今、陽子云々」の「今」字が無い。この時陽子が死んでから已に久しいのだから「今」字は衍であると言う。しかし蕭注の指摘には見当はずれの感があり、従い難い。

『國語』では「難及其身」を、「禍及其身」に変じている。下文の「難必及子」をそのまま使用したことに對比して、ここは陽子のことであるから意識的に変じたのであろうか。それならば、前文『左傳』からの借用の部分では、「難」を「禍」に変じたのはどういふわけであろうか。作者の真意の把握し難いところであるが、或いは、夫の「禍」、陽子の「禍」と並べて、これを「禍」をも含む「難」として考え、しめくくろうとしたのかも知れぬ。

④この部分も『國語』に依るであろう。即ち、「既飲、其妻曰、諸大夫莫子若也、然而民不能戴其上、久矣、難必及子、子盍亟索士、懲庇州犂焉、」とある。『列女傳』に見える「子之性云々：其危可立待也」の部分は『國語』には無い。又、「民不能戴其上、久矣」も、『列女傳』はむしろ晋国の社会的現状というものを意識して用いているらしく思われ（前注）、『國語』の場合の如く、民というものは本来自分以上の才の人を戴くことを望まないと思われ、と異なる様である。更に、州犂を託せと忠告する妻の言葉も『國語』の表現の固さをゆるめている如く感ぜられる。

「子之性」について、梁注は、「性」を旧本は「仕」に誤っていたが、『御覽』宗親部引によって改めたと云う。「四部叢刊」・「文選樓」・「王注」本は「仕」に作る。梁注の指摘も一理あり、今一応これに従って読んでおくが、「仕」のままでも読めないことはない。むしろ「仕」の方がもとの姿であつたらうと見ることも無理とは思えない。『御覽』が引用の際に改字した可能性も十分あり得ることである。

⑤『國語』には、「得畢陽、及欒弗忌之難、諸大夫害伯宗、將謀而殺之、畢陽実送州犂於荆」とあり、『左傳』には、「晉三郤害伯宗、譖而殺之、及欒弗忌、伯州犂奔楚」とある。この部分は『國語』の「乃欒弗忌之難：畢陽実送州犂於荆」と『左傳』の『晉三郤害伯宗譖而殺』の部分が合成されているようである。「乃得畢羊而交之」は作者のつけ足しであろう。蛇足ながら、この伯州犂の子孫は後に呉で太宰となった伯嚭と言われる（州犂の子と言われ孫とも言われる。——『吳越春秋』や『史記』呉世家注引徐廣説などは孫とし、『國語』越語の韋注には子であると言う）。

「三郤」について、梁注は「三」字が旧本では脱しているのので、『御覽』によって校増したと言う。有る方が『左傳』にも合する。一応補ったかたちで読んでおく。

⑥王注に、「天道虧盈、而益謙、伯宗既好凌人、又自喜其智、盈而必虧、其妻知之、故著名焉爾」と説明する。尚、

天道を知っていることを称えられる女性は、「仁智」では、鄧曼・孫叔敖の母とこの伯宗妻である。又、この伝と直接関係はないが、妻が夫に関わりのある人物を監識した話は「僖氏妻」の場合もそうであるが、後世有名な話として、山濤の妻が嵇康と阮籍とを觀察したことが『世説新語』賢媛篇に見えている。

⑦『毛詩』大雅、板に、「多将媯媯、不可救藥」とある。

七、衛靈公の夫人

衛の靈公の夫人なり。靈公 夫人と与に夜坐するに、車声を聞く。麟麟として闕に至りて止まる。闕を過ぎて復た声有り。公 夫人に問ひて曰く、此れを知りて誰と謂すやと。夫人曰く、此れ 必ず蘧伯玉ならんと。公曰く、何を以て之を知るやと。夫人曰く、妾聞く、礼、公門に下り、路馬に式すと、敬を広むる所以なり。夫れ忠臣と孝子と 昭昭の爲めに節を信せず。冥冥の爲めに行を墮らさず。蘧伯玉は衛の賢大夫なり。仁にして智有り。上に事ふるに敬す。此れ 其の人必ず闇昧なるを以て礼を廢することをせず。是を以て之を知ると。公 之を視せ使むるに、果たして伯玉なり。公 之を反にして以て夫人に戯れて曰く、非なりと。夫人 觴に酌み、再拜して公に賀す。公曰く、子 何を以て寡人に賀するやと。夫人曰く、始め、妾 独り衛を以て蘧伯玉有るのみと爲す。今、衛に復た 之と斉しき者有り。是れ君に二賢臣有るなり。國に賢臣多きは國の福なり。妾 是を以て公を賀すと。公 驚きて曰く、善なるかなと。遂に夫人に其の実を語る。君子謂ふ、衛夫人 人を知るの道に明らかなり。夫れ 欺く可くして 罔ふ可からざる者は其れ明智なるかなと。詩に云ふ、我 其の声を聞き、其の人を見ずと。此の謂なり。頌に曰く、衛靈 夜坐し、夫人与に存り。車有り麟麟として、闕門に中止す。夫人 之を知る、必ず伯玉ならんと。維れ 知のみ賢を識る、之を問ふに信に然り。

〔注〕

①梁注は、馬驪『釋史』により、『列女傳』はこれを「仁智」に列し、南子のことを「孿嬖」に載せている。この夫人は南子の前に在るのだからと述べている。更に蕭注は次の如く考証する。即ち、『史記』孔子世家に「靈公夫人有南子者」とあるのに依り、(夫人に)南子なる者有りと言うからには、靈公には他にも夫人の有ったことがわかる。又、『呂氏春秋』貴因篇に、「孔子道彌子瑕見釐夫人」とあり、注に「此釐夫人未之聞、或云為諡、諡法、小心畏忌曰釐、若南子淫佚、……不得諡為釐明矣」とあるから、釐夫人はこの伝のこの夫人のことであるに

ちがないと言ふ。しかし乍らこの推論にはあまり信憑性はない。梁玉繩(『呂氏春秋集釋』引)は、釐夫人のことは他には見えないが、春秋時代の夫人で諡が本人の行跡と一致しない例は多く、魯の文姜、穆姜などは、いずれも淫佚であつたが美諡を得ている。南子が釐と諡されたとしても奇異とは言えないと言つてゐる。又、『淮南子』秦族訓には、「孔子欲行王道、……故因衛夫人彌子瑕而欲通其道、」とあり、注に「衛夫人、衛靈公夫人南子也」と言ひ。『監鐵論』論儒篇には「孔子因彌子瑕見衛夫人」とある。

以上、諸書には、衛靈夫人について、南子以外の女性のエピソードだと指摘できるものは特に見当たらないようだ。従つて作者がこの話の素材をいづこより持ち出したかは詳かにし得ない。ただ次の如き想像はできる。先づ次伝が「齊靈仲子」であることに注目し、更に「孽嬖」には、この兩國の靈公に関連し、「齊靈聲姫」・「衛二亂女」が設けられることに目を転じると、ここに作者のある意図が感じられはしまいか。いづれの国の靈公も女性エネルギーへの対応を確立し得た君主ではない。「孽嬖」の場合は、女性のエネルギーが王者の権力を凌駕した例として、結果としては女性の悪が表面的に目立つけれども、実はこの女性の悪は、これに良く対応できない男性王者のひ弱さに起因することを、暗に指摘することが立伝の目的の一とすると、この「仁智」の二女性は男性・女性の生存エネルギーとでも言うべきものを仮に思い描き、これの調和を理想としていたのではないかと考えられる。これに関することは、かしこにおいて既述した。この観点よりすると、この「仁智」の二女性は、「孽嬖」とは全く対照的な生存である。しかるに兩靈公は、男性権力の政治的結実に力添えのできる女性伴侶の能力を見抜き得ない。「孽嬖」の兩伝と、「仁智」のこの兩伝とは、対照的な女性の行跡が語られつつも、実はその根底においては、男性王者の責務というものがきびしく(こちらは暗示的ではあるが)指摘されているという点で、密接な関連を持つてゐる様に思われる。従つて、ここに列せられる兩伝は、「孽嬖」のかの兩伝の半面ドラマの感が強い。齊靈仲子のことは次伝に述べるとして、この伝の靈公夫人の話について、今、諸書から

なにか関わりのある素材を見出し得ないのは、作者が素材を求め出し得るような書がもとは存在したが、その素材の載っていたもとなる書は滅んだということではなく、これが作者の全くの創作だったからなのではなからうか。衛靈夫人とのみ示して、その名を明示しないのは、作者による作り話であることを一面暴露しているのではないだろうか。又作者は、この夫人を南子以外の女性だとして伝を設定したのである。

以上、この伝は、賢者蘧伯玉と愚王靈公に關するいささかの素材（下注参照）を用いて、作者によって創作された伝記であろう。我々は特に「南子」にこだわらない方が良からう。

② 「闕」について、王注は、「兩觀也、宮門有雙闕」と言う。蕭注は、『説文』より「闕、門觀也」、『爾雅』釋宮より、「觀、謂之闕」を引く、觀が門上に有るものと言うので、門上に台が有るものは台門（『禮記』禮器篇）とよび、又門台（『左傳』定公二年）ともいう。左右に觀が有るのを兩觀という。中央が闕然としているから闕という。『春秋』定公二年に「雉門及兩觀災」とある。この雉門が即ち闕であるから、雉門が災して兩旁の觀に及んだのであって、雉門が即ち觀なのではない。尚、『公羊傳』昭公二五年（設兩觀の下）何注に、「礼、天子諸侯台門、天子外闕兩觀、諸侯内闕一觀」とある。又、古くはここに法令を掲げて象魏と称した。

③ 「謂」について、王注は「為」に作るべしと言ひ、梁注は、古書には「謂」を「為」に作るものが多いと言ふ。今これに従う。

④ 「必」字について、梁注は、旧本ではこの字を脱しているが、『御覽』人事部四三により校増すると言ふ。なければならぬ字とは断定できないが、今一応補つて読んでおく。歐氏『校證』は、『御覽』一七九、『記纂淵海』六五引にも「必」字が有ると指摘している。

蘧伯玉について、この話の直接の典故となるものは指摘できない。『論語』衛靈公篇に、「直哉史魚、邦有道、如矢、邦無道、如矢、君子哉蘧伯玉、邦有道、則仕、邦無道、則可卷而懷之、」とある。『韓詩外傳』卷二には、

「外寛而内直、自設於隱括之中、直己不直人、善廢而不怙悒、蘧伯玉之行也、故為人父者、則願以為子、為人子者、則願以為父、為人君者、則願以為臣、為人臣者、則願以為君、名昭諸侯、天下願焉」と見える。これも恐らく『論語』に見える様な伯玉への評価言が『外傳』風に敷衍されたものと見て良いであろう。伯玉の言動は『左傳』襄公二四・二六に見える。国家の交事に際して、意見を求められるが、いずれの場合も、積極的な対応策を提言することはせず、身を以て、事態をなりゆきに任せる他ないことを示すためか、近関より出国したとある。

道理の実現などということは積極的努力の次元を越えて困難な程に、謀略の嵐の吹き荒れている状況では、伯玉の行為が最も賢なる行為であったのかも知れない。身を以て難に殉ずる生き方も称えられようが、むしろ伯玉の如き行動の方が思想家の興味を強くとらえるであろう。『論語』に見える伯玉への讃辞もこのあたりに発するものと見て良いのだろう。治の整わない国へ聖獸が近づかず、乱れた国から賢者は離れていくという後世の隠逸理論の展開もこの様な見方の流れをくむものである。尚『史記』孔子世家には、両次にわたって「(孔子) 主蘧伯玉家」の記載があるが、事実の上からは可能性が薄いけれども、司馬遷が、思想家孔子の蘧伯玉への熱い思いをこの様なかたちで書き止めた一例として見れば素直に読めるであろう。

以上にとりあげた伯玉の事は、この「衛靈夫人」に直結しているとは言い難い。下文に見える夫人の伯玉に対する「仁而有智云々」は、『論語』の伯玉への讃辞や、『左傳』に見える様に、実質的な対応策や積極的な政治行為も特に目立ちはしないのに、国家の急に際しては、その人の意見を聞きたくなる様な人物が伯玉だ。この様に連想することが許されそうな、この人物への評価言であろう。「敬於事上」はこの伝における重要な伯玉への人物評語と思われるが、具体的な事実を語る古典を見出せない。その理由は、既述の如く、これらが、靈公夫人の智と公の愚を語るための必要素材とされ、伯玉への評価をシンにした作者のイメージによって肉付け創作されたものであるからであろう。

尚、『列女傳集注補遺』に、曹元忠の説を紹介し、宋本『初學記』人事部（上、恭敬）に、「孟儀同載曰云々」とあって、この伝と同じ話を載せている（字句には多少の異同がある）。『隋書』經籍志、雜家に、梁に『子林』二十卷孟儀撰が有ったと言う。これは『子林』中の話であろうが、「同載」は明らかでないと言述べている。

⑤「式」について歐氏『校證』は、「軾」に同じと言う。

「信」について、梁注は、旧本では「變」に誤っているが、『御覽』引によって改めた。「信」は古の「申」字であると言う。『校證』は『劉子集證』慎獨篇に、「楊氏引列女傳、不為昭變節、御覽四〇二引變作信、於義為長」とあるのを指摘する。今これに従うが、「變」でも読めなくはない。

「不為冥冥墮行」について、梁注は、「墮」を旧本は「惰」に誤っているが、『御覽』（四〇二）によって校改したと言う。『校證』は、もと「隋」に作っていたのを、「惰」に誤ったのだ。「隋」と「墮」と古通であると言う。しかし「惰」と「墮」とも通ずる。今一応校改に従っておく。蕭注は『荀子』修身篇の「行乎冥冥」の注「行事不務求人知之」を紹介している。

「蘧伯玉衛之賢大夫也」について、『校證』は、『御覽』一七九・『記纂淵海』六五引には、「今蘧伯玉賢者也」に作り、今本と小異すると指摘し、更に、『御覽』四〇二引には「蘧」を「今」に、「之」を「国」に各々作ることに目を止め、今本は、「蘧」の上に「今」字を脱しているであろうと述べる。一見解である。

「礼、下公門云々」について、『禮記』曲禮上篇に、「国君、下齊牛、式宗廟、大夫士、下公門、式路馬」とある。

⑥「公反之」について、王注は、実を以て告げない意と見る。今これに従う。ところで『御覽』には「反戲之曰」に作る。

「酌」について、梁注は、『御覽』には「進」に作ると指摘する。

⑦ 「二賢臣」について、梁注に「賢」字は旧本では脱しているが、『御覽』に従って補ったと言う。たしかに補う方が意味はよく通じる。ところで諸類書によって字の校改をなすことは、必ずしもそれによって原本の姿に近くことになるのか否か疑問である。校改によってその部分が読みやすくなることは認め得ても、それが原本の姿に近づいたことを全面的に認めることはできない。本来、類書の文句は必ずしも原本通りでない場合が多く、特に省略も多い。同一部分からの引用と思われる文句でも、掲載個所が異なると、異同がはげしいことでもこのことは言えると思う。以上のことを頭に置きつつも、本稿では、梁注の校改が一説として認め得るならば、特殊な場合は別として、一応これに従って読んでおくことにする。

⑧ 「衛夫人」について、「衛」の下に「靈」字を補うべきではなからうか。しかしこれを証する資料はない。

「人道」について、王注は、「道」字は疑うらくは術とし、梁注は、「道」の上に「之」字を脱するかと疑う。いずれも注目すべき指摘とは思えない。ただし次の様なことは言える。「楚武鄧曼」「晉伯宗妻」には、「君子謂……知天道」とあるのにあわせれば、「道」が有っても特に気にかかるとは言えないが、「齊靈仲子」の「君子謂……明於事理」にあわせるなら、「於知人」だけで良さそうにも思える。

「可欺云々」について、『論語』雍也篇に、「君子可逝也、不可陷也、可欺也、不可罔也、」とある。蛇足乍ら、一章を問において、「子見南子、子路不説云々」の章が有る。特に重要な関連性が指摘できるわけではないが、衛靈公夫人のこととしてこの話を設けるにあたって、作者は物語形成のヒントの一部を、あるいは『論語』の「可欺云々」の句から逆に得るところがあったかも知れないと思考する。

⑨ 『毛詩』小雅、何人斯に、「我聞其声、不見其身」と見える。『列女傳』では「身」を「人」に作るので、魯詩説では「身」を「人」に作っていたと見られる（『詩三家義集疏』卷一七）。

○主要参考文献、『列女傳』注釈及び解説Ⅰに同じ。

Notes and Commentary on *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), II

Takao SHIMOMI

Liu Hsiang (劉向 · 79-8 B.C.), Confucianist in the closing period of Qian Han (前漢) is well known for his compilation of a classified catalogue of the old books owned by the court library. Moreover, he published a number of books himself, which include *Lieh-nü-chuan* (『列女傳』), *Xin-xu* (『新序』) and *Shuo-yuan* (『說苑』). They are all moral stories gleaned from classics and edited on the Confucian principles.

Lieh-nü-chuan is the first biographies of women in China, and is worthy of note in that it advocates how women should live in the feudal society. The author classifies women, according to their personalities, into seven types, i.e. mu-yi (母儀), xian-ming (賢明), ren-zhi (仁智), chen-shun (貞順), jie-yi (節義), bian-tong (辯通) and nie-bi (孽嬖); and he makes brief comments on each type from the Confucian point of view.

It is true that the book was utilized for the purpose of controlling women's characters in various ways; but it is to be highly valued from the viewpoint of the history of Confucianism, since before that time very little had been written about women's social role as compared with that of men. Liu Hsiang prescribed in this book, for the first time, women's social role distinct from men's, and clearly defined women's social status in the light of the Confucian outlook on mankind. Consequently, with the publication of *Lieh-nü-chuan*, Confucianism reached the more solid stage as a precept on which the world is kept in order and improved.

昭和 60 年 1 月 10 日 印刷
昭和 60 年 1 月 15 日 発行 (非売品)

編集兼発行者 広島大学文学部
広島市中区東千田町

印刷者 株式会社柳盛社印刷所
広島市中区東白島町 8 番 23 号